令 和 ８ 年 度

環境部事業概要（別冊）

関係条例等

佐 世 保 市 環 境 部

関 係 条 例 等

１．佐世保市環境基本条例---------- 1
２．佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 ---------- 9
３．佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則 ---------- 20
４．佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例---------- 35
５．佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例施行規則---------- 37
６．佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例 ---------- 38
７．佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例施行規則 ---------- 42
８．佐世保市環境保全条例---------- 43
９．佐世保市環境保全条例施行規則---------- 51
10．佐世保市手数料条例（抜粋）---------- 59
11．佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 ---------- 60
12．佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 ---------- 68
13．佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則 ---------- 80
14．佐世保市浄化槽取扱要領---------- 82
15．佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例 ---------- 88
16．佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例施行規則 -------- 95
17．佐世保市資源集団回収助成金交付要綱---------- 99
18．佐世保市資源集団回収報奨金交付要綱 ---------- 103
19．佐世保市クリーン推進委員設置要綱---------- 106
20．佐世保市ごみ減量アドバイザー派遣要綱 ---------- 107
21．佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱---------- 109
22．佐世保市廃棄物適正処理指導要綱---------- 111
23．佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱---------- 122
24．佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付要綱---------- 127
25．災害被災者に対するし尿収集料金の軽減に関する要綱---------- 129
26．佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱 ---------- 135
27．し尿収集運搬費補助金交付要綱---------- 138
28．佐世保市し尿収集運搬に係る検討委員会条例---------- 140
29．し尿収集運搬料金基準額等に関する要綱---------- 141
30．佐世保市廃棄物処理施設専門委員会条例 ---------- 144
31．佐世保市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱 ---------- 146
32．佐世保市廃棄物適正処理推進指導員設置要綱 ---------- 148
33．環境部展開検査実施要領 ---------- 150

佐世保市環境基本条例

平成17年3月28日

条例第6号

佐世保市は、九州本土の西端にある長崎県の北部に位置し、県北最高峰の国見山や烏帽子岳をはじめとする美しい山並みが広がつている。また、市域の西側には、美しいリアス式海岸が続き、西海国立公園に指定されている九十九島を形づくつている。更には、対馬暖流の影響で温暖な気候であることから、豊かな自然に恵まれ、海、山、川に多くの野生動植物が生息している。

私たちはこの豊かな環境のなかで様々な恵みを享受しているが、将来にわたり確実に約束されているものではない。物質的豊かさを求める社会経済システムは大量生産、大量消費及び大量廃棄を繰り返し、その結果として環境への負荷を増大させ、生物の生存の基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えているからである。

私たちは、健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、将来にわたつて良好な環境を守り、育み、更に引き継いでいかなければならない。同時に、環境と経済の好循環を生み出し、環境と経済が一体となつて向上する社会の実現も目指さなければならない。

この認識のもと、市民、市民団体、事業者及び市がそれぞれの役割を自覚し、協働して環境の保全、再生及び創造に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現することを目指すとともに、すべての人がこの豊かな環境を積極的に楽しむことができるようにするため、ここに佐世保市環境基本条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、良好な環境の保全、再生及び創造（以下「良好な環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、市民、市民団体、事業者及び市の連携のもと、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて将来の世代を含むすべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 良好な環境　将来の世代を含むすべての市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、自然環境及び歴史文化環境をいう。

（2） 環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。

（3） 地球環境保全　人の活動による地球温暖化又はオゾン層破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（4） 市民団体　主として市民又は事業者により組織された、環境の保全に資する公益的活動を行う団体をいう。

（5） 公害　環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　良好な環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

（1） 環境問題は優先的課題との認識のもと、生活の豊かさの追及と良好な環境の保全等の調和を図り、持続的発展が可能な社会を構築していくこと。

（2） 佐世保市の豊かな緑と水辺に恵まれた自然環境を守り、多様な動植物が生息できる環境を保全、再生及び創造し、自然と人が共生するとともに、健全で恵み豊かな環境が、将来にわたつて維持されるよう努めていくこと。

（3） 地球環境保全は、人の日常の暮らしや事業活動が地球全体の環境と密接に関連していることから、市民、市民団体、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の対等なパートナーシップと公平な負担により取り組んでいくこと。

（4） 地球規模で考え、地域から行動するためには、環境教育・環境学習の充実が必要であり、誰もが、環境問題に関心を持ち、参加し、理解して、正しい情報や知識に基づく行動につながる仕組みを構築していくこと。

（市民の役割）

第４条　市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、自らの行動を環境の視点から見直し、日常生活において良好な環境を損なうことのないよう配慮するとともに、資源及びエネルギーの利用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

２　市民は、市民団体、事業者及び市と協働し、良好な環境の保全等の活動（以下「環境保全活動」という。）に努めるものとする。

（市民団体の役割）

第５条　市民団体は、基本理念にのつとり、環境保全活動を推進するとともに、市民への情報提供及び市民の参画又は活動機会の充実に努めるものとする。

２　市民団体は、市民、事業者及び市と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのつとり、積極的に環境に配慮した事業活動に努めるとともに、自らの責任と負担において、その事業活動によつて良好な環境を阻害することがないよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するよう努めるものとする。

３　事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

４　事業者は、市民、市民団体及び市と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（市の役割）

第７条　市は、基本理念にのつとり、市域の自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

２　市は、自ら行う事業の実施に当たつて環境への負荷の低減に努めるものとする。

３　市は、良好な環境の保全等のための広域的な取組みを必要とする施策においては、国、長崎県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

４　市は、市民、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（一時滞在者等の協力）

第８条　本市に一時滞在等する者は、基本理念にのつとり、環境への負荷を低減し、及び市が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

第２章　良好な環境の保全、再生及び創造を推進するための基本的施策

第１節　施策の基本方針と環境基本計画

（施策の基本方針）

第９条　市は、基本理念にのつとり、次に掲げる事項を基本として、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

（１）　自然とともに生きるまちづくり

（２）　環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型まちづくり

（３）　潤いとやすらぎのあるまちづくり

（４）　地球環境の保全

（５）　環境教育及び環境学習の充実

（環境基本計画）

第10条　市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的、計画的かつ効率よく推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

２　環境基本計画は、本市の総合計画に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　良好な環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標

（２）　目標を達成させるために必要な施策の内容

（３）　前２号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を定めるに当たつては、市民、市民団体及び事業者の意見を反映することに配慮しながら、佐世保市環境政策審議会の意見を聴くものとする。

４　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たつての配慮）

第11条　市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たつては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第２節　良好な環境の保全、再生及び創造に関する施策等

（環境の保全上の支障を防止するための規制等）

第12条　市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

２　前項に定めるもののほか、市は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるものとする。

（社会的評価）

第13条　市は、市民、市民団体及び事業者が行う良好な環境の保全等に資する活動を社会的に評価するシステムを構築するものとする。

（支援措置）

第14条　市は、市民、市民団体及び事業者が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の適切な事業を促進するため、支援等の措置を講ずるものとする。

２　市は、良好な環境の保全等を図るために必要な経費のなかで、市民、市民団体及び事業者がその役割に応じて応分の負担をしていくことが適当と判断されるものについては、十分な理解を得て必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進）

第15条　市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境影響評価の推進）

第16条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全等について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第17条　市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（１）　学校教育における環境教育の推進のための施策

（２）　良好な環境の保全等に関する地域や職場における生涯学習の支援のための施策

（３）　良好な環境の保全等に関する広報啓発活動

（４）　その他環境教育及び環境学習の推進のために必要な施策

（環境情報の収集及び提供）

第18条　市は、良好な環境の保全等に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、良好な環境の保全等の推進に必要な情報を適切に提供するものとする。

２　市長は、市域の環境の状況及び市が実施した良好な環境の保全等に関する施策について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（財政措置）

第19条　市は、良好な環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第３章　佐世保市環境政策審議会

（設置）

第20条　本市に、環境基本法（平成５年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第５条の７の規定に基づき、佐世保市環境政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第21条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　環境基本計画に関すること。

（２）　良好な環境の保全等に関する基本的事項

（３）　清掃事業運営並びに一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項

（４）　環境教育及び環境学習の推進に関する基本的事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める重要事項に関すること。

２　審議会は、前項各号に掲げるものについて、市長に建議することができる。

（組織等）

第22条　審議会は、委員25人以内をもつて組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　関係団体の代表者

（３）　その他市長が必要と認める者

２　前項第２号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

（任期）

第23条　委員の任期は、２年とする。ただし、前条第１項第２号の委員については、任期中であつても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第24条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第25条　審議会は、市長の諮問に応じて、又は必要の都度、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第25条の２　審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

（関係者の出席）

第26条　審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第27条　審議会は、専門の事項を調査するため、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。この場合において、委員が２以上の部会に属することを妨げない。

３　第24条から前条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第28条　審議会の庶務は、環境部において処理する。

第４章　補則

（委任）

第29条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成17年４月１日から施行する。ただし、第10条及び第20条から第28条までの規定並びに次項（第１条の改正規定を除く。）及び附則第３項の規定は、平成17年６月１日から施行する。

（佐世保市環境保全条例の一部改正）

2　佐世保市環境保全条例（昭和49年条例第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（佐世保市附属機関設置条例の一部改正）

3　佐世保市附属機関設置条例（平成８年条例第18号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成21年３月24日条例第２号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成21年６月１日から施行する。

附　則（平成23年９月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月19日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月20日条例第５号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成 14 年 3 月 28 日
条例第 14 号

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 6 年条例第 46 号)の全部を改正する。

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、佐世保市環境基本条例(平成17年条例第6号)の理念のもと、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、資源循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もつて市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

2　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1)　事業者　事業所、官公署、学校、病院その他これらに準ずる施設で事業を行う者をいう。

(2)　占有者等　市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。)をいう。

(3)　許可業者等　法第 7 条の規定に基づく許可を受けた者(同条ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。)をいう。

(4)　事業系廃棄物　事業活動に伴つて生じた廃棄物をいう。

(5)　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(6)　家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴つて生じた廃棄物をいう。

(7)　再利用　活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること、若しくは資源として利用することをいう。

(8)　再生資源　資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。

(9)　再生品　主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

(一般廃棄物処理計画)

第 3 条　市は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めるものとする。

(クリーン推進委員)

第 4 条　市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、クリーン推進委員を委嘱する。

2　クリーン推進委員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策への協力並びに地域のリサイクル推進等の活動を行う。

3　クリーン推進委員に関して必要な事項は、市長が別に定める。

第 5 条から第 9 条まで　削除

第 2 章　関係者の責務等

(市民の基本的責務)

第 10 条　市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2　市民は、廃棄物を排出するに際しては、規則で定める排出基準に従い、分別して排出しなければならない。

3　市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

4　市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

5　市民は、前 4 項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の基本的責務）

第 11 条　事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2　事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3　事業者は、事業系一般廃棄物を排出するに際しては、規則で定める排出基準に従い、分別して排出しなければならない。

4　事業者は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

5　事業者は、前 4 項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（市の基本的責務）

第 12 条　市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進する等により、一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2　市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3　市は、市民及び事業者に対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4　市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

（調査及び指導等）

第 13 条　市は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、調査、指導及び助言を行うことができる。

（廃棄物の発生抑制）

第 14 条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（適正処理が困難となるものの抑制）

第 15 条　事業者は、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となるものについては、その製造、加工、販売等を自ら抑制するとともに、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合においては、回収その他の措置を講じなければならない。

（適正包装の推進）

第 16 条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を選択すること等により、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の使用に努めるとともに、使用後の包装、容器等の回収を行うなど、その包装、容器等の再生利用に努めなければならない。

3　市長は、包装、容器等の簡易化を推進するため、事業者及び市民の意識の啓発を図り、事業者に対して必要な協力を求める等の措置を講ずるものとする。

（多量排出事業者）

第 17 条　多量に一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者（以下「多量排出事業者」という。）は、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書及び事業系一般廃棄物の適正処理に関する実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2　多量排出事業者は、当該事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

3　市長は、前 2 項に定めるもののほか、多量排出事業者が行う事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な事項を指示することができる。

（賃貸用建築物の所有者）

第 18 条　賃貸用建築物の所有者（所有者以外に当該賃貸用建築物の管理の全てについて権原を有する者がいるときは当該権原を有するもの。以下同じ。）は、当該賃貸用建築物から生ずる一般廃棄物の減量及び適正な処理が図られるようその管理を行わなければならない。

2　賃貸用建築物の占有者は、賃貸用建築物の所有者の管理に従い、当該賃貸用建築物から生ずる一般廃棄物の減量及び適正な処理に努めなければならない。

3　市長は、賃貸用建築物の所有者又は占有者に対して、当該賃貸用建築物から生ずる一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な指示を行うことができる。

（清潔の保持）

第 19 条　土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2　何人も、公園、広場、レクリエーション施設、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3　前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

4　土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、当該物が飛散し、又は流出することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

第 3 章　廃棄物処理等

（市の一般廃棄物処理）

第 20 条　市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理しなければならない。

2　市は、処理施設の管理運営に支障がない限りにおいて、事業系一般廃棄物を処理するものとする。

3　市が行う一般廃棄物の処理(市による委託を含む。以下この章において同じ。)は、法に基づく基準に従つて行うものとする。

4　市は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、規則で定めるところにより一般廃棄物と併せて処理することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

（市が収集する家庭系廃棄物の排出方法等）

第 20 条の 2　市民は、一般家庭から出る燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出にあたっては、市長が特に定める場合を除いて、市長が指定するごみ袋(以下「家庭系指定ごみ袋」という。)を使用しなければならない。

2　家庭系指定ごみ袋は、大(45 リットル)、中(30 リットル)、小(15 リットル)及びミニ(7.5 リットル)の 4 種類とする。

3　家庭系指定ごみ袋は有料とし、その額は実費相当額とする。

4　前項に規定する実費相当額は、規則で定める。

（市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第 20 条の 3　法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)　技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）

(2)　技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3)　2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)　学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6)　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学､工学､農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7)　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8)　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9)　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10)　10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11)　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

（占有者等による一般廃棄物処理）

第21条　占有者等は、一般廃棄物処理計画において、事業系一般廃棄物など市が収集運搬を行わないものとして定めた廃棄物については、適正に自ら処理又は許可業者等にその処理を委託しなければならない。ただし、規則で定める占有者等の事業系一般廃棄物(粗大ごみを除く。)については、市が収集運搬を行うことができる。

2　前項において許可業者等が処理を行うときは、第20条第3項に規定する基準に従わなければならない。

3　市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び許可業者等以外の者に処理を委託している者に対し改善のための必要な指示を行うことができる。

（ごみステーション）

第22条　市長は、ごみを収集する場所(以下「ごみステーション」という。)を設置又は変更しようとする者の申請に基づき、ごみステーションを指定するものとする。

2　前項の申請者は、あらかじめ当該ごみステーションの管理者を定め、その管理を行わせるものとする。

3　ごみステーションの利用者は、その利用にあたって、一般廃棄物処理計画に従いごみを分別し、当該ごみが飛散又は流出する恐れがないよう容器等に収納し、かつ、指定された日時、場所に、指定されたものを排出するなど適切なごみの排出を行わなければならない。

4　ごみステーションの利用者は、自らの責任において当該ごみステーションの清潔を保つように努めなければならない。

5　ごみステーションの管理者は、ごみの適切な排出及び清潔の保持を確保するため、当該ごみステーションの利用者に対し、適切な啓発及び指導を行うことができる。

（処理除外物）

第23条　次の各号に掲げるものは、市が行う収集、運搬、処分等の処理の対象としない。

(1)　有害性のある物

(2)　危険性のある物

(3)　引火性のある物

(4)　著しく悪臭を発する物

(5)　特別管理一般廃棄物

(6)　特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。)

(7)　前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずるものとして規則で定める物

2　市長は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする者に対し、一般廃棄物処理業者への処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

（改善勧告）

第24条　市長は、第17条各項、第18条第3項、第21条第3項又は前条第2項に規定する指示に従わない事業者に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう勧告することができる。

2　市長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（受入基準等）

第25条　市民及び事業者(市民又は事業者から委託を受けた許可業者等を含む。)は、廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2　市長は、市民及び事業者が前項の受入基準に従わない場合には、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

3　市長は、前項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により、受入基準によらず廃棄物を搬入又は搬入しようとした市民及び事業者に対し、期限を定めて廃棄物の搬入を制限することができる。
4　市長は、前項の規定を適用しようとするときは、前条第3項の規定を準用するものとする。
5　市長は、受入基準を遵守させるために、職員に搬入された廃棄物を検査させることができる。

（一般廃棄物の臨時排出）

第26条　占有者等は、災害時等一般廃棄物を臨時に排出する場合において、市からその処理に関する業務の提供を受けようとするときは、すみやかに市長に申し出て、その指示を守らなければならない。

（動物の死体の処理）

第27条　規則で定める動物の死体を排出しようとする者は、あらかじめ市に届け出て、排出方法その他についてその指示を守らなければならない。

（廃棄物再生事業者の協力）

第28条　市は、一般廃棄物の減量を図るため、法第20条の2に規定する登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

第4章　手数料等

（一般廃棄物処理手数料）

第29条　市が行う一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬及び処分に際しては、次の各号に掲げる手数料を徴収するものとする。
(1)　ごみ処理手数料
(2)　動物死体処理手数料
2　前項各号に規定する手数料の金額は、別表第1のとおりとする。
3　本条に規定する手数料は、その都度徴収する。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りではない。

（手数料の証紙による徴収）

第29条の2　前条第1項第1号のうち家庭から排出されるごみを市が収集、運搬及び処分する場合の手数料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法により徴収する。
2　証紙の種類は、35円、70円、140円、210円及び520円とし、その形式は、別に規則で定める。
3　前項に定める35円、70円、140円及び210円の証紙(以下「指定ごみ袋用証紙」という。)は、市長が別表第1に定める額を家庭系指定ごみ袋に印刷して付するものとする。
4　第1項の規定にかかわらず、規則で定める家庭系指定ごみ袋購入補助券(以下「補助券」という。)を引き渡して家庭系指定ごみ袋を購入する場合は、当該家庭系指定ごみ袋に付された指定ごみ袋用証紙の代金は、徴収しない。
5　第2項に定める520円の証紙は、別表第1に定める粗大ごみ用とし、その使用の方法は規則で定める。
6　第1項の規定により手数料を徴収したときは、市は、領収書を発行しない。
7　著しく汚損し、若しくはき損した証紙は、無効とする。
8　証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することができない。ただし、第2項の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、その他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（証紙の売りさばき）

第29条の3　証紙は、市長の指定する売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。
2　売りさばき人は、証紙を、市長の定めるところにより、市から買い受けるものとする。
3　市長は、第1項の規定により売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。

（委任）

第29条の4　前2条に規定するものを除くほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

第30条　削除

（消費税の加算）

第31条　第29条に規定する手数料については、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税を含むものとする。

（許可申請審査手数料等）
第 32 条　法及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に基づく申請に対する審査及び許可証の再交付に係る手数料は、別表第2 のとおりとする。
2　前項の手数料は、申請の際これを徴収する。
3　既に納付した手数料は、還付しない。
（手数料の減免）
第 33 条　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第29条及び前条に規定する手数料を減免することができる。

第 5 章　雑則

（報告の徴収）
第 34 条　市長は、法第 18 条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者に対し、必要な報告を求めることができる。
（立入検査）
第 35 条　市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2　前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3　第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（委任）
第 36 条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第 6 章　罰則

第 37 条　次の各号の一に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
(1)　第34条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(2)　第35条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第 38 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。
第 39 条　詐欺その他不正の行為により、本条例に規定する手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の処分、手続きその他の行為について適用し、同日前までの処分、手続きその他の行為については、なお従前の例による。
（宇久町の編入に伴う経過措置）
3　宇久町の編入の日前に宇久町一般廃棄物処理手数料条例（昭和 49 年宇久町条例第 22 号）の規定により平成 18 年 3 月分のじんかい処理手数料を課された世帯については、次項の規定による同月分の手数料を課されたものとみなす。
4　編入前の宇久町の区域内における宇久町の編入の日以後のごみ処理手数料については、平成 32 年 3 月 31 日まで、第 29 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
事業系　月額 500 円
家庭系　構成員が 4 人以上の世帯　月額 260 円
構成員が 3 人以下の世帯　月額 120 円
5　編入前の宇久町の区域内については、平成 32 年 3 月 31 日まで、第 29 条の 2 から第 29 条の 4 までの規定は、適用しない。
附　則（平成 15 年 3 月 20 日条例第 11 号）
この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 15 年 7 月 10 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 29 条の次に 3 条を加える改正規定(第 29 条の 2 第 1 項及び第 3 項に係る部分に限る。)は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 16 年 6 月 30 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 32 条の改正規定及び別表第 3 に 27 の項から 31 の項までを加える改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から、同表に 32 の項から 35 の項までを加える改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から、第 20 条の次に 1 条を加える改正規定、第 29 条の 2 の改正規定及び別表第 1 の改正規定は、平成 17 年 1 月 10 日から施行する。

附　則(平成 16 年 12 月 17 日条例第 67 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 7 号)

(施行期日)

1　この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 9 条までの改正規定及び次項の規定は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2　佐世保市附属機関設置条例(平成 8 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成 17 年 12 月 16 日条例第 90 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附　則(平成 18 年 12 月 20 日条例第 43 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年 12 月 20 日条例第 34 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 20 年 7 月 3 日条例第 22 号)

(施行期日)

1　この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の 2 に 2 項を加える改正規定、第 29 条の 2 第 2 項から第 4 項までの改正規定及び別表第 1 の改正規定中「ただし、家庭系指定ごみ袋に必要枚数の無料ごみ処理券が貼付してあるものは、手数料を徴収したものとみなす。」を「ただし、補助券を引き渡して購入された家庭系指定ごみ袋は、指定ごみ袋用証紙によるごみ処理手数料を徴収したものとみなす。」に改める部分は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　平成 21 年 1 月 1 日において、現に改正前の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 29 条の 2 第 3 項の規定によるごみ処理券又は同条第 4 項の規定による無料ごみ処理券を有する者が、同日から同年 6 月 30 日までの間において、当該ごみ処理券又は当該無料ごみ処理券を貼付して排出する家庭系指定ごみ袋については、改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 29 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成 23 年 3 月 18 日条例第 12 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 12 月 19 日条例第 69 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 25 年 12 月 18 日条例第 61 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年 3 月 27 日条例第 13 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 30 年 12 月 20 日条例第 99 号）

この条例中第 20 条第 3 項の改正規定は公布の日から、第 20 条の 3 第 6 号及び第 7 号の改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 31 年 3 月 20 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(令和元年 7 月 3 日条例第 77 号)

（施行期日）

1　この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、改正前の別表第 1 の規定により既に納付すべきものとされている手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第 29 条関係)

種類	区分	手数料	備考
ごみ処理手数料	自ら市長の指定する処理施設に運搬したとき。	重量 50 キログラムにつき 450 円(50 キログラム未満は、50 キログラムとして計算する。)ただし、50 キログラムを超える部分については 10 キログラムにつき 90 円を加算する。	ただし、次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。 1 家庭系指定ごみ袋に入れてある家庭系廃棄物 2 再生資源になるものとして、市長が定めるもの
	家庭系廃棄物のうち規則で定めるごみ(以下「粗大ごみ」という。)について市に収集、運搬、処分を依頼したとき。	重量、形状及び処理の困難性等を勘案し、1,560 円以内で品目ごとに規則で定める額。ただし、粗大ごみの屋内からの搬出を求める場合は、別途 1 回当り 520 円を徴収する。	粗大ごみの屋内からの搬出を求めることができる者とは、粗大ごみを自ら屋外へ搬出することが困難な状況にあつて、かつ、他の者の協力が得られないものをいう。
	粗大ごみ、資源物を除く家庭系廃棄物。ただし、市長が特に定める場合を除く。	家庭系指定ごみ袋 大　45 リットル　210 円 中　30 リットル　140 円 小　15 リットル　70 円 ミニ　7.5 リットル　35 円	ただし、補助券を引き渡して購入された家庭系指定ごみ袋は、指定ごみ袋用証紙によるごみ処理手数料を徴収したものとみなす。
動物死体処理手数料	自ら市長の指定する処理施設に運搬したとき	1 体につき　210 円	
	市に収集、運搬、処分を依頼したとき	1 体につき　640 円	

別表第2(第 32 条関係)

1	一般廃棄物収集運搬業許可申請に対する審査	1 件について　13,700 円
2	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請に対する審査	1 件について　13,700 円
3	一般廃棄物処分業許可申請に対する審査	1 件について　13,700 円
4	一般廃棄物処分業許可更新申請に対する審査	1 件について　13,700 円
5	一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1 件について　13,700 円
6	一般廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1 件について　13,700 円
7	一般廃棄物処理施設設置許可申請に対する審査	法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1 件について　130,000 円
		その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1 件について　110,000 円

8	一般廃棄物処理施設の設置許可に係る事項の変更許可申請に対する審査	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件について 120,000円
		その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件について 100,000円
9	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定申請に対する審査	1件について 33,000円
10	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設更新認定申請に対する審査	1件について 20,000円
11	一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請に対する審査	1件について 70,000円
12	一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割認可申請に対する審査	1件について 70,000円
13	産業廃棄物収集運搬業許可申請に対する審査	1件について 81,000円
14	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請に対する審査	1件について 73,000円
15	産業廃棄物処分業許可申請に対する審査	1件について 100,000円
16	産業廃棄物処分業許可更新申請に対する審査	1件について 94,000円
17	産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 71,000円
18	産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 92,000円
19	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請に対する審査	1件について 81,000円
20	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請に対する審査	1件について 74,000円
21	特別管理産業廃棄物処分業許可申請に対する審査	1件について 100,000円
22	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請に対する審査	1件について 95,000円
23	特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 72,000円
24	特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 95,000円
25	産業廃棄物処理施設設置許可申請に対する審査	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件について 140,000円

		その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件について 120,000円
26	産業廃棄物処理施設の設置許可に係る事項の変更許可申請に対する審査	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件について 130,000円
		その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件について 110,000円
27	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設認定申請に対する審査	1件について 33,000円
28	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設更新認定申請に対する審査	1件について 20,000円
29	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請に対する審査	1件について 70,000円
30	産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割認可申請に対する審査	1件について 70,000円
31	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1件について 147,000円
32	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1件について 134,000円
33	使用済自動車の解体業許可申請に対する審査	1件について 78,000円
34	使用済自動車の解体業許可更新申請に対する審査	1件について 70,000円
35	使用済自動車の破砕業許可申請に対する審査	1件について 84,000円
36	使用済自動車の破砕業許可更新申請に対する審査	1件について 77,000円
37	使用済自動車の破砕業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 67,000円
38	使用済自動車の引取業者の登録申請に対する審査	1件について 3,000円
39	使用済自動車の引取業者の登録更新申請に対する審査	1件について 3,000円
40	使用済自動車のフロン類回収業者の登録申請に対する審査	1件について 5,000円
41	使用済自動車のフロン類回収業者の登録更新申請に対する審査	1件について 5,000円
42	許可証の再交付	1件について 2,300円

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

平成7年7月1日
規則第25号

（趣旨）

第1条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成14年条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条　この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

（廃棄物の排出基準）

第3条　条例第10条第2項及び条例第11条第3項に規定する排出基準は、別表第1に定めるところによる。

（多量排出事業者）

第4条　条例第17条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる事業者とする。

(1)　1の建物であつて、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が500平方メートル以上の小売店舗において事業を行う者

(2)　前号に定めるもののほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第1条に規定する建築物のうち、3,000平方メートル以上の延べ床面積を有する興行場、集会場、遊技場、事務所又は旅館において事業を行う者

(3)　その他多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者として市長が指定する者

2　前項に規定する者は、毎年5月31日までに、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関して、事業系一般廃棄物処理実績報告・減量計画書（第1号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

3　条例第17条第2項に規定する一般廃棄物管理責任者の届出様式は、第1号の2様式による。

（一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物）

第5条　条例第20条第4項に規定する産業廃棄物は、本市の区域内において生じた廃棄物で、次に掲げるものとする。

(1)　紙くず

(2)　木くず

(3)　繊維くず

(4)　その他市長が特に認めた物

（ごみステーションの管理等）

第6条　ごみステーションを設置又は変更しようとする者は、ごみステーション設置・変更申請書（第2号様式）を、ごみステーションを廃止しようとする者は、ごみステーション廃止届出書（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

2　条例第22条第2項に規定するごみステーションの管理者は、クリーン推進委員及び町内会又は自治会等の役員、その他の当該ごみステーションを適切に管理し、利用者に対し指導できる者でなければならない。

（処理除外物）

第7条　条例第23条第1項第7号に規定する規則で定める処理除外物は、別表第2のとおりとする。

（処理除外物の特例）

第8条　条例第23条第1項各号に規定する処理除外物のうち、次の各号に掲げる処理を行つている場合は、処理除外物に該当しないものとみなして、ごみステーションへ持ち出すことができる。

(1)　ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、十分に危険防止の梱包を行い、「危険物」と表示していること。

(2)　塗料、接着剤等については、固形状になるまで乾燥等の措置を行つていること。

(3)　スプレー缶については、中身を使い切つた後、穴を空けてガス抜きを行つていること。

(4)　著しく悪臭を発する物については、密封、脱臭等の措置を行つていること。

（受入基準等）

第9条　条例第25条第1項に規定する受入基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)　佐世保市内から排出された一般廃棄物であること。ただし、市長が特に認めるものを除く。

(2)　第3条に規定する排出基準のうち、別表第1の第1号、第2号及び第4号の各号に従つて搬入していること。

(3)　条例第23条に規定する処理除外物を搬入していないこと。

(4)　その処理にあたつて処理施設の管理運営上支障が生じないこと。

2　条例第 25 条第 3 項に規定する搬入制限の基準については、別表第 3 に定めるところによる。

（一般廃棄物の臨時排出）

第 10 条　条例第 26 条により、一般廃棄物の臨時排出に際し、市からその処理に関する業務の提供を受けることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)　佐世保市災害対策本部又は佐世保市災害警戒本部設置時の災害等に基づくとき。

(2)　その他の事情により、市長が必要と認めるとき。

（動物の死体の処理）

第 11 条　条例第 27 条に規定する動物の種類は、次に掲げるものとする。

(1)　犬、猫、狸又はうさぎ

(2)　その他小動物

2　前項の動物の死体の処理に関する業務の提供を受けようとする者は、動物死体処理申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

3　前項の申請の際は、条例別表第 1 に規定する手数料を納付しなければならない。

（粗大ごみ）

第 11 条の 2　条例別表第 1 ごみ処理手数料の項に規定する規則で定めるごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、家庭系廃棄物のうち幅 650 ミリメートル、長さ 800 ミリメートルのポリエチレンフィルム製袋に入らないものかつ 60 キログラムを超えないものとする。ただし、軽量で持ち運びが容易にできるものかつ概ね 1 メートル以下のもので次のものを除く。

(1)　折り畳み式パイプ椅子（2 脚まで）

(2)　傘

(3)　ゴルフクラブ（ゴルフバッグと一体となつたゴルフセットを除く。）

(4)　すだれ

(5)　釣竿

（粗大ごみ処理手数料）

第 11 条の 3　条例別表第 1 ごみ処理手数料の項の品目ごとに規則で定める額は別表第 4 のとおりとする。

（粗大ごみ戸別収集の申込み）

第 11 条の 4　粗大ごみを排出しようとする者は、ごみステーションへ排出することなく、あらかじめ戸別収集の申込みをしなければならない。ただし、当該粗大ごみを市の施設へ搬入する場合は、この限りでない。

（粗大ごみの屋内収集等）

第 11 条の 5　前条に規定する粗大ごみ戸別収集の申込みを行う者のうち、粗大ごみを自ら屋外へ搬出することが困難な状況にあつて、かつ他の者の協力が得られないものについては、屋内収集を行うことができる。

（家庭系指定ごみ袋の形式等）

第 11 条の 6　家庭系指定ごみ袋の形式は、第 4 号の 2 様式のとおりとする。

（家庭系指定ごみ袋の費用及び販売）

第 11 条の 7　条例第 20 条の 2 第 4 項の規定による家庭系指定ごみ袋の額は、1 枚当たり、次に掲げるとおりとする。

(1)　大袋　10 円

(2)　中袋　8 円

(3)　小袋　6 円

(4)　ミニ袋　4 円

2　家庭系指定ごみ袋の販売は、次に掲げる枚数を 1 組として行うものとする。

(1)　大袋　4 枚

(2)　中袋　6 枚

(3)　小袋　12 枚

(4)　ミニ袋　24 枚

（家庭系指定ごみ袋使用の特例）

第 11 条の 8　条例第 20 条の 2 第 1 項に規定する市長が特に定める場合とは、次に掲げる場合をいう。

(1)　別表第 1 で定める資源物を排出するとき。

(2)　団体、個人の社会奉仕活動による環境美化活動のごみを排出するとき。

(3)　市長の指定する処理施設に自ら運搬した家庭系ごみを排出するとき。

(4)　剪定枝、落ち葉等を排出するとき。

(5)　寝たきり高齢者、重度身体障害（児）者及び乳幼児の紙おむつを排出するとき。
(6)　在宅療法による腹膜透析に係る腹膜透析用透析バッグを排出するとき。
(7)　その他市長が特に必要と認めるとき。
（廃棄物を自ら運搬する場合等）
第12条　占有者又は事業者（許可業者等を除く。）は、廃棄物を市長が指定する処理施設に自ら運搬し、その処分を市に依頼しようとするときは、廃棄物処分依頼書（第5号様式）を市長に提出し、その指示を受けて所定の手数料を納付しなければならない。ただし、家庭系指定ごみ袋を使用して排出される廃棄物のみを市長が指定する処理施設に自ら運搬し、その処分を市に依頼しようとする場合は、この限りでない。
2　前項のごみ処理手数料の領収書の様式は、金銭登録機による領収書又は会計管理者が指定する領収書による。
3　許可業者等は、廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬し、その処分を市に依頼する際には、事前に搬入する車両ごとに搬入カード「新規発行・再発行」申請書（第6号様式）を市長に提出し、その交付を受けることができる。
4　前項に規定する搬入カードの交付又は再交付に当たつては、当該カードの実費を請求するものとする。
（手数料徴収の特例）
第13条　条例第29条第3項ただし書に規定する規則で定める場合とは、搬入カードを所持している許可業者等の場合とし、この場合においては、当該許可業者等に対し、毎月1日からその末日までの間において、搬入の都度、車両ごとに算出した手数料の合計を納期限を定めて請求するものとする。ただし、納期限までに手数料を納めていない許可業者等については、その事実が判明した時点から、前条第1項の規定を準用し、申請の際手数料を徴収するものとする。
（証紙の貼付）
第13条の2　粗大ごみを排出しようとする者は、排出する粗大ごみの確認が容易な位置にその納付額に相当する額の証紙を貼付して行わなければならない。
（指定ごみ袋用証紙の印刷位置及び複製使用の禁止等）
第13条の3　条例第29条の2第3項に規定する市長が家庭系指定ごみ袋に印刷する35円、70円、140円及び210円の証紙（以下「指定ごみ袋用証紙」という。）は、家庭系指定ごみ袋の表面にあつて、印刷が容易に確認できる位置に付するものとする。
2　指定ごみ袋用証紙を家庭系指定ごみ袋から切り離すなどした場合及び故意にき損した場合は、その指定ごみ袋用証紙及び家庭系指定ごみ袋は、無効とする。
3　何人も指定ごみ袋用証紙を付した家庭系指定ごみ袋（以下「証紙付き指定ごみ袋」という。）を複製し、若しくは複製された証紙付き指定ごみ袋を使用し、又は他の世帯の者に譲渡してはならない。
4　前項の規定に違反し、複製し、又は他の世帯の者に譲渡された証紙付き指定ごみ袋は、無効とする。
第13条の4　削除
（証紙の形式）
第13条の5　条例第29条の2第2項の規則で定める証紙の形式は、第6号の2様式及び第6号の3様式のとおりとする。
（証紙等売りさばき人の指定）
第13条の6　条例第29条の3の規定により、売りさばき人の指定を受けようとする者（小売業を営む者で市内又は北松浦郡佐々町に店舗又は事務所を有している者に限る。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。）は、520円の証紙にあつては証紙等売りさばき人指定申請書（第6号の4様式）に、証紙付き指定ごみ袋にあつては証紙等売りさばき人指定申請書（第6号の4の2様式）に、それぞれ証紙等を売りさばく場所（以下「売りさばき所」という。）を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。
2　市長は、前項の申請により売りさばき人を指定したときは、証紙等売りさばき人指定通知書（第6号の5様式及び第6号の5の2様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。
3　売りさばき人の指定を受けた者は、売りさばき所の見やすい位置に標札（第6号の6様式）を掲げなければならない。
（売りさばき人の欠格条件）
第13条の7　次の各号の一に該当する者は、売りさばき人となることができない。
(1)　成年被後見人、被保佐人及び被補助人
(2)　未成年
(3)　破産の宣告を受けている者
(4)　佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又はこれと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
（売りさばき人の氏名等の変更）
第13条の8　売りさばき人がその氏名（売りさばき人が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。）を改め、又は住

所を変更したときは、直ちに証紙等売りさばき人氏名（名称）等変更届出書（第6号の7様式）に当該事項を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2　売りさばき人が売りさばき所又は売りさばき業務について変更しようとするときは、あらかじめ売りさばき所等変更承認申請書（第6号の8様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（売りさばき業務の廃止）

第13条の9　売りさばき人は、売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに証紙等売りさばき業務廃止届出書（第6号の9様式）を市長に提出しなければならない。

（指定の取消）

第13条の10　市長は、売りさばき人が次の各号の一に該当するときは、条例第29条の3の規定による指定を取り消すことができる。

(1)　第13条の7第1号、第2号及び第4号に該当することとなつたとき。

(2)　条例又はこの規則の規定に違反したとき。

(3)　証紙及び証紙付き指定ごみ袋を売りさばくのに必要な資力又は信用を失つたとき。

(4)　前条の規定により売りさばき業務廃止の届出があつたとき。

2　市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、当該売りさばき人にその旨を通知するものとする。

（証紙等の買受け）

第13条の11　条例第29条の3第2項の規定による買受けは、520円の証紙にあつては証紙買受請求書（第6号の10様式）、証紙付き指定ごみ袋にあつては証紙等買受請求書（第6号の11様式）により行わなければならない。

（証紙等取扱手数料）

第13条の12　売りさばき人に対しては、520円の証紙を売り払う際又は証紙付き指定ごみ袋の販売代金及びごみ処理手数料を徴する際に証紙等取扱手数料を支払うものとする。

2　前項の520円の証紙を売り払う際に支払う証紙等取扱手数料の額は、売りさばき人が買い受ける証紙1枚につき57.2円（1枚当たりの額面金額520円に1,000分の110を乗じて得た額の小数点以下第2位を四捨五入した額）とし、その合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3　第1項の証紙付き指定ごみ袋の販売代金及びごみ処理手数料を徴する際に支払う証紙等取扱手数料の額は、売りさばき人が買い受けた家庭系指定ごみ袋1組につき11円とし、その合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（証紙等の売りさばき等）

第13条の13　売りさばき人は、520円の証紙にあつては、額面金額で売りさばくものとし、汚損し、又はき損した証紙を売りさばいてはならない。

2　売りさばき人は、証紙付き指定ごみ袋にあつては、第11条の7の規定による家庭系指定ごみ袋1組あたりの費用及び指定ごみ袋用証紙1組あたりの額面金額の合計額で売りさばくものとし、汚損し、又はき損した証紙付き指定ごみ袋を売りさばいてはならない。

3　売りさばき人は、既にごみ処理手数料を支払つた証紙付き指定ごみ袋を家庭系指定ごみ袋購入補助券（以下「補助券」という。）を引き受けて売りさばいたときは、既に支払つたごみ処理手数料のうち、当該引き受けた補助券に相当する額について、市長に還付の請求をすることができる。

4　前項の規定により、還付の請求を行おうとする者は、ごみ処理手数料還付請求書（第6号の12様式）に当該還付を受けようとする補助券を添えて市長に提出しなければならない。

（証紙及び証紙付き指定ごみ袋の交換）

第13条の14　売りさばき人は、天災等その責に帰すことのできない理由によつて汚損し、又はき損した証紙と他の証紙との交換を市長に請求することができる。

2　売りさばき人は、天災等その責めに帰すことのできない理由によつて汚損し、又はき損した証紙付き指定ごみ袋と他の証紙付き指定ごみ袋との交換を市長に請求することができる。

3　前2項の規定により証紙又は証紙付き指定ごみ袋の交換を請求しようとする者は、証紙交換請求書（第6号の13様式）に当該交換しようとする証紙又は証紙付き指定ごみ袋を添えて市長に提出しなければならない。

（証紙等の買戻し）

第13条の15　売りさばき人が条例第29条の2第8項の規定により現金の還付を受けようとするときは、証紙等代金還付申請書（第6号の14様式）に当該還付を受けようとする証紙又は証紙付き指定ごみ袋を添えて市長に提出しなければならない。

（証紙等の返還による現金の還付）

第13条の16　市長は、前条の規定による申請により現金を還付するときは、次に掲げる額を還付するものとする。

(1)　520円の証紙にあつては、額面金額の合計額に当該証紙1枚につき57.2円を乗じて得た額を差し引いた額
(2)　証紙付き指定ごみ袋にあつては、額面金額の合計額に当該証紙付き指定ごみ袋1組につき11円を乗じて得た額を差し引いた額
（指導又は検査）
第13条の17　市長は、必要があると認めるときは、売りさばき人の証紙の取扱いについて、指導又は検査を行わせることができる。
第13条の18及び第13条の19　削除
（補助券の配付）
第13条の20　市長は、市内に居住し、原則として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記載のある者の世帯に対し、補助券を配付するものとする。
2　市長は、前項の規定による補助券の配付にあたつては、住民基本台帳に記載された世帯主の住所、氏名、世帯人員の情報を利用するものとし、これらの個人情報の利用に関しては、情報の適正な取扱いを図るため必要な措置を講じなければならない。
3　第1項に規定する補助券の配付は、年1回とする。
4　前項の規定による補助券の配付後に市内に転入した者及び出生した者については、次回配付月までの残りの月数に応じて補助券を配付する。
5　補助券は、再配付及び追加配付はしない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
（補助券の形式）
第13条の21　前条に規定する補助券の形式は、第6号の15様式のとおりとする。
（補助券の配付枚数）
第13条の22　第13条の20第1項及び第3項の規定に基づき、市長は、市内に居住する世帯に対し、5枚に当該世帯の人員数を乗じた数の補助券を配付する。
（補助券の譲渡禁止）
第13条の23　補助券は、他の世帯の者に譲渡してはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
2　前項の規定に違反し、他の世帯の者に譲渡された補助券は無効とする。
（補助券の複製使用の禁止）
第13条の24　何人も補助券を複製し、又は複製された補助券を使用してはならない。
2　前項の規定に違反し、複製された補助券は、無効とする。
（市が収集運搬を行う事業系一般廃棄物の特例）
第13条の25　条例第21条第1項ただし書に定める占有者等の事業系一般廃棄物は、黒島町、高島町及び宇久町の事業者並びに町内会、自治会及び公民館（以下「町内会等」という。）の事業活動に伴つて生じたものとする。
2　前項に規定する占有者等が、ごみステーションに事業系一般廃棄物を排出する場合は、条例第20条の2及び第29条の2を準用する。
3　前項の規定にかかわらず、町内会等の証紙付き指定ごみ袋については、町内会用指定ごみ袋をもつてこれに代えることができる。
4　前項に規定する町内会用指定ごみ袋の交付の枚数及び方法等については、市長が別に定める。
第14条及び第15条　削除
（手数料の減免）
第16条　条例第33条の規定により手数料の減免を受けることができる者は、次のとおりとする。
(1)　火災等の罹災者
(2)　社会奉仕等による環境美化活動において廃棄物を排出する団体又は個人
(3)　その他市長が特に必要と認める者
2　前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、申請理由の判明する証明書を添え、又は市職員による現地確認を受け、一般廃棄物の処理にあつては、廃棄物処理手数料減免申請書（第7号様式）を、法に基づく申請に対する審査及び許可証の再交付にあつては、手数料減免申請書（申請に対する審査及び許可証の再交付）（第7号の2様式）を市長に提出しなければならない。
（一般廃棄物処理業の許可の申請及び届出）
第17条　次の各号に掲げる許可申請及び届出は、それぞれ次に定める様式によるものとする。
(1)　法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の申請　第8号様式
(2)　法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可の申請　第9号様式
(3)　法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請　第10号様式

(4)　法第7条の2第3項に規定する一般廃棄物処理業に係る廃止又は変更の届出　第11号様式

（一般廃棄物処理施設の許可申請等）

第18条　次の各号に掲げる許可申請等は、それぞれ次に定める様式によるものとする。

(1)　法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請　第12号様式

(2)　法第8条の2第5項に規定する一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請　第12号の2様式

(3)　法第8条の2の2第1項に規定する一般廃棄物処理施設の定期検査の申請　第12号の2の2様式

(4)　法第9条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請　第12号の3様式

(5)　法第9条の2の4第1項に規定する一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定の申請　第12号の3の2様式

(6)　令第5条の5に規定する一般廃棄物施設の熱回収施設の休廃止等の届出　第12号の3の3様式

(7)　法第9条第3項に規定する一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出　第12号の4様式

(8)　法第9条第4項に規定する一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出　第12号の5様式

(9)　法第9条第5項に規定する一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請　第12号の6様式

(10)　法第9条の5第1項に規定する一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請　第12号の7様式

(11)　法第9条の6第1項に規定する合併又は分割の認可の申請　第12号の8様式

(12)　法第9条の7第2項に規定する相続届出　第12号の9様式

（市の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

第19条　次の各号に掲げる届出は、それぞれ次に定める様式によるものとする。

(1)　法第9条の3第1項に規定する市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出　第13号様式

(2)　法第9条の3第8項に規定する市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出　第13号の2様式

（許可証等）

第20条　市長は、次の各号に掲げる申請に対する許可をしたときは、次に定める許可証等を交付する。

(1)　一般廃棄物収集運搬業に係る法第7条第1項の許可又は法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可　第14号様式

(2)　一般廃棄物処分業に係る法第7条第6項の許可又は法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可　第14号の2様式

(3)　一般廃棄物処理施設に係る法第8条第1項の設置の許可又は法第9条第1項の変更の許可　第14号の3様式

(4)　一般廃棄物処理施設の熱回収認定申請に係る法第9条の2の4第1項の認定又は令第5条の5に係る変更の認定　第14号の4様式

2　前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可証の変更交付）

第21条　市長は、前条第1項又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14、省令第10条の18、若しくは省令第12条の5のそれぞれに規定する許可証（次条において単に「許可証」という。）の記載事項に変更があつたときは、当該許可証を返納させ新たに許可証を交付する。

（許可証の再交付）

第22条　許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、又は著しく破損したときは、許可証再交付申請書（第15号様式）により市長に申請して許可証の再交付を受けなければならない。

2　紛失により前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した許可証が発見されたときは、当該許可証を直ちに返納しなければならない。

3　破損により第1項に規定する再交付を受けようとする者は、破損した許可証を添付して申請しなければならない。

（許可証の返納）

第23条　許可証の交付を受けた者のうち、次の各号の一に該当するときは、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。

(1)　その業及び施設の許可を取り消されたとき。

(2)　その業及び施設を廃止したとき。

(3)　許可証の期間の経過により当該許可がその効力を失つたとき。

（通知書）

第23条の2　市長は法第8条の2の2第1項に規定する定期検査を行つたときは、省令第4条の4の4に規定した結果を定期検査結果通知書（第15号の2様式）により行うものとする。

（廃棄物処理施設の改善又は使用停止命令）

第24条　市長は、法第9条の2第1項又は法第15条の2の7に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の改善又は使用の停止を命ずるときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設改善命令書（第16号様式）又は一般廃棄物・産業廃棄物処理施設使用停止命令書（第17号様式）により行うものとする。

（改善命令）
第 25 条　市長は、法第 19 条の 3 の各号に規定する処理を行つた者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずるときは、改善命令書（第 18 号様式）により行うものとする。
（措置命令）
第 26 条　市長は、法第 19 条の 4 に規定する処分を行つた者に対し、同条に規定するその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずるときは、措置命令書（第 19 号様式）により行うものとする。
（再生利用業の個別指定の申請）
第 27 条　省令第 2 条第 2 号、第 2 条の 3 第 2 号、第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する廃棄物の再生利用業の個別指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書（第 20 号様式）を市長に提出しなければならない。
（再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請）
第 28 条　廃棄物の再生利用業の個別指定を受けた者（以下「指定業者」という。）は、その事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書（第 21 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
（再生利用業の指定証の交付等）
第 29 条　市長は、前 2 条の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、再生利用業の個別指定又は事業の範囲の変更の個別指定をすべきものと決定したときは、当該申請者に対し再生利用個別指定業指定証（第 22 号様式）を交付する。
2　前項の指定は、5 年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によつて、効力を失う。
3　第 1 項の指定証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
（再生利用業の指定証の変更交付）
第 30 条　市長は、前条の規定により交付した指定証の記載事項に変更があつたときは、当該指定証を返納させ新たに指定証を交付する。
（再生利用業の指定証の再交付）
第 31 条　指定業者は、第 29 条第 1 項の指定証を紛失し、又は著しく破損したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書（第 23 号様式）により市長に申請して指定証の再交付を受けなければならない。
2　紛失により前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した指定証が発見されたときは、当該指定証を直ちに返納しなければならない。
3　破損により第 1 項に規定する再交付を受けようとする者は、破損した指定証を添付して申請しなければならない。
（再生利用業に係る変更の届出）
第 32 条　指定業者は、再生利用個別指定業指定申請事項に変更が生じたときは、当該変更の日から 10 日以内に、再生利用個別指定業変更届出書（第 24 号様式）を市長に提出しなければならない。
（再生利用業の指定の取消し等）
第 33 条　市長は、指定業者が法又はこの規則に違反する行為をしたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
（再生利用業の廃止の届出）
第 34 条　指定業者は、再生利用個別指定業を廃止したときは、当該廃止の日から 10 日以内に、再生利用個別指定業廃止届出書（第 25 号様式）を市長に提出しなければならない。
（指定証の返納）
第 35 条　許可証の交付を受けた者のうち、次の各号の一に該当するときは、直ちに市長に指定証を返納しなければならない。
(1)　その業を取り消されたとき。
(2)　その業を廃止したとき。
（報告）
第 36 条　条例第 34 条の規定による市長に提出する報告は、次に定めるところによる。
(1)　第 17 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者にあつては、各月の実績を翌月 10 日までに、一般廃棄物運搬実績報告書（第 26 号様式）によること。
(2)　第 17 条第 2 項に規定する一般廃棄物処分業者にあつては、各月の実績を翌月 10 日までに、一般廃棄物処分実績報告書（第 27 号様式）によること。
(3)　第 27 条に規定する指定業者にあつては、各月の実績を翌月 10 日までに、再生利用個別指定業実績報告書（第 28 号様式）によること。
(4)　法第 9 条の 2 の 4 第 1 項に規定する一般廃棄物施設の熱回収認定者にあつては、省令第 5 条の 5 の 11 に規定する報告は第 28

号の2様式によること。

2　前項各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、その都度、報告を求めることができる。

（立入検査員及び清掃指導員）

第37条　市長は、条例第35条の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関する職務を行わせるため、環境部に立入検査員を置く。

2　一般廃棄物の減量及び適正処理に関する啓蒙、指導の職務を行わせるため、環境部に清掃指導員を置く。

3　前2項に規定する立入検査員及び清掃指導員の身分を示す証明証は、立入検査員証（第29号様式）及び清掃指導員証（第30号様式）とする。

（委任）

第38条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境部長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成7年7月1日から施行する。

（佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の廃止）

2　佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和50年規則第５号。以下「改正前の規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定によつてした手続、処分その他の行為は、改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）中にこれに相当する規定があるときは、改正後の規則の相当規定には、改正後の規則の相当規定によつてした手続き、処分その他の行為とみなす。

4　改正前の規則第12号様式及び第13号様式の規定により交付された許可証は、改正後の規則第11号様式及び第12号様式の規定により交付された許可証とみなす。

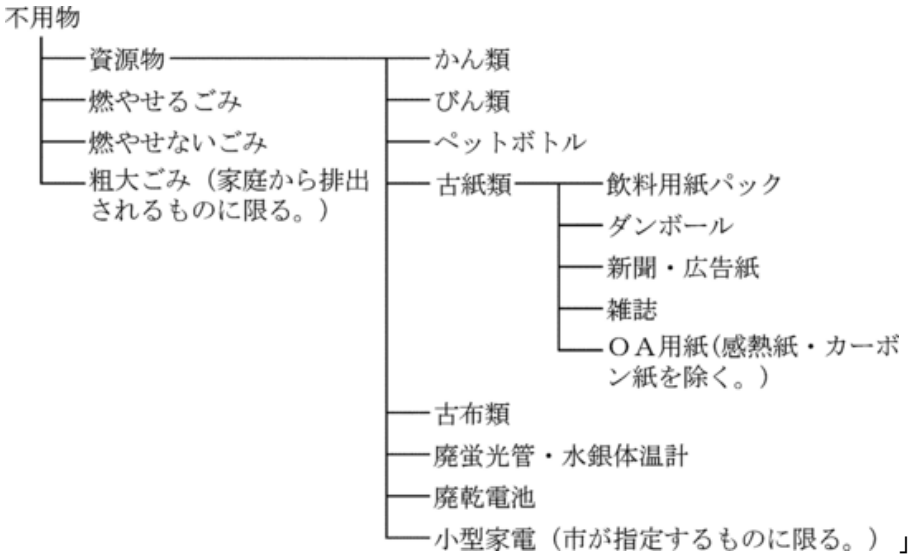
5　この規則の施行の際現に存する事業系一般廃棄物の常時処理に関する業務の提供を佐世保市から受けている者の手続、事業系ごみ手数料及び費用の徴収については当分の間、なお従前の例による。

（佐世保市清掃事業運営審議会規則の廃止）

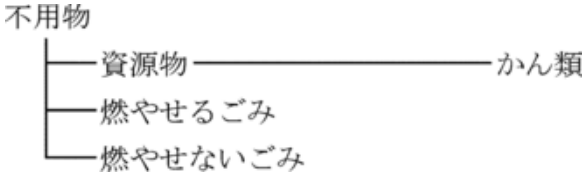
6　佐世保市清掃事業運営審議会規則（昭和45年規則第32号）は、廃止する。

（宇久町の編入に伴う経過措置）

7　令和2年3月31日までは、編入前の宇久町の区域内における第3条の規定の適用については、同条に定める別表第1の1の項中「



とあるのは、「



」とする。

8　令和2年3月31日までは、宇久町の区域内の事業者及び町内会等は、条例第21条第1項ただし書に定める占有者等とし、当該占有者等が、ごみステーションに事業系一般廃棄物を排出するときは、条例第20条の2を準用する。
9　令和2年3月31日までは、第11条の7第2項の規定にかかわらず、編入前の宇久町の区域内における家庭系指定ごみ袋の販売は、次に掲げる枚数を1組として行うものとする。
(1)　大袋　10枚
(2)　中袋　10枚
(3)　小袋　10枚
(4)　ミニ袋　20枚
10　編入前の宇久町の区域内において、条例附則第4項の規定により徴収するごみ処理手数料は、当月末日までに納付するものとする。

附　則(平成8年4月30日規則第23号抄)

(施行期日)

1　この規程は、平成8年5月1日から施行する。

附　則(平成8年11月14日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年12月28日規則第48号)

(施行期日)

1　この規則は、平成13年1月4日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則によつてした手続き、処分その他の行為は、改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)中にこれに相当する規定があるときは、改正後の規則の相当規定によつてした手続き、処分その他の行為とみなす。
3　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成12年厚生省令第101号)による改正前の様式第2号により交付された許可証は、改正後の第14号の3様式により交付された許可証とみなす。

附　則(平成13年3月30日規則第8号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成13年6月27日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成14年9月20日規則第54号)

(施行期日)

1　この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第4号様式及び第7号様式中「印」を削る改正規定、並びに第8号様式から第13号様式、第20号様式及び第21号様式、並びに第23号様式から第25号様式まで、並びに第26号様式から第28号様式までの様式中「印」を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の処分、手続きその他の行為について適用し、同日前までの処分、手続きその他の行為については、なお従前の例による。

附　則(平成15年7月29日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

附　則(平成15年11月28日規則第31号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附　則(平成16年7月28日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の15を第13条の17とし、同条の次に5条を加える改正規定中第13条の20から第13条の22までに係る部分は、平成16年12月1日から、第11条の5の次に2条を加える改正規定中第11条の7に係る部分、第13条の2の次に2条を加える改正規定及び第13条の15を第13条の17とし、同条の次に5条を加える改正規定中第13条の18に係る部分は、平成17年1月10日から施行し、同日の収集に係るごみの排出から適用する。

附　則(平成16年12月14日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年4月1日規則第55号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成17年11月7日規則第86号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の廃棄物の処理及び適正処理等に関する条例施行規則第6号の13様式による無料ごみ処理券で現に残存するものは、この規則の施行日以後も使用することができる。

附　則(平成18年3月20日規則第25号)

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附　則(平成20年3月31日規則第44号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成20年12月26日規則第90号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に改正前の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によるごみ処理券又は無料ごみ処理券を有する者が、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成20年条例第22号)附則第2項の規定により平成21年1月1日から同年6月30日までの間において、当該ごみ処理券又は無料ごみ処理券を貼付して排出する家庭系指定ごみ袋については、改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この規則による施行の際現に旧規則の規定に基づく証紙を有する売りさばき人に係る売りさばき業務の廃止、証紙の買い受けの請求、証紙の交換の請求及び証紙の代金の還付申請については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成21年3月27日規則第16号)

(施行期日)

1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に収集するし尿の処理手数料について適用し、同日前に収集するし尿の処理手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成23年3月31日規則第25号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成23年8月3日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年3月30日規則第12号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成24年7月3日規則第49号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附　則（平成26年2月26日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月28日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年3月28日規則第33号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成26年10月29日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年2月6日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年3月8日規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（平成30年12月20日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年3月20日規則第8号）

（施行期日）

1　この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び同条第3項、附則第7項、附則第8項、附則第9項並びに第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第4号の2様式の規定にかかわらず、令和2年4月30日までは、編入前の宇久町の区域内においては、改正前の第4号の2様式に定める宇久町専用指定ごみ袋を家庭系指定ごみ袋として使用することができる。

附　則（平成31年4月26日規則第48号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月30日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の佐世保市の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和元年7月3日規則第62号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附　則（令和元年12月13日規則第99号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附　則（令和3年3月22日規則第9号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

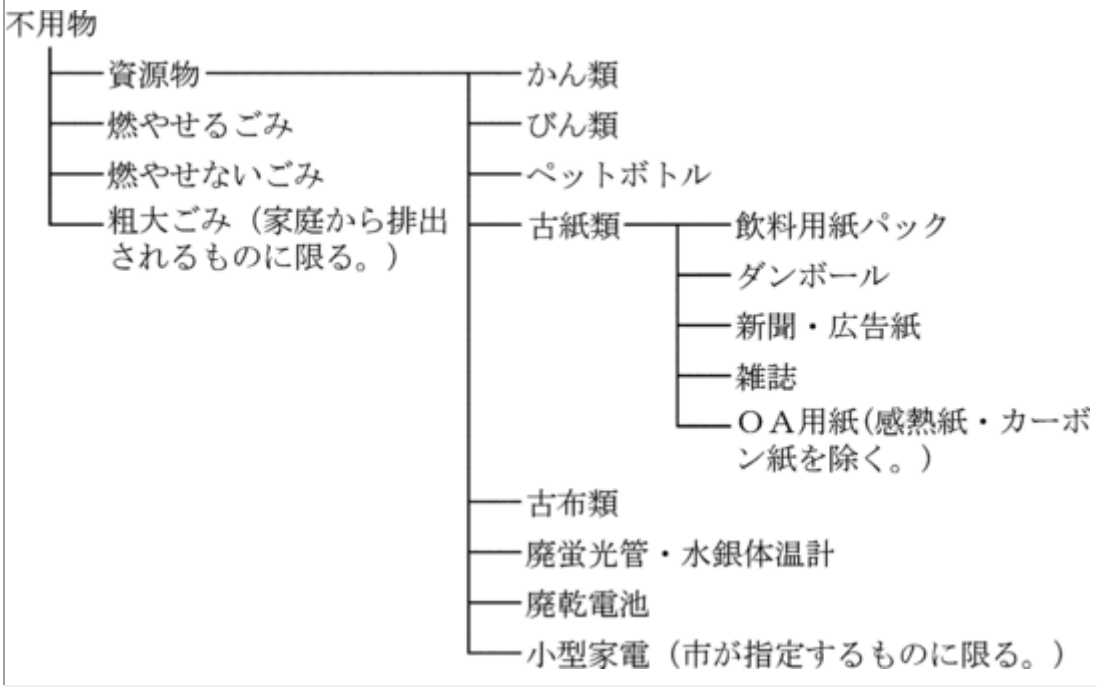
附　則（令和6年1月11日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和6年6月10日規則第54号）

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

番号	廃棄物の排出基準
1	不用となつた物は、次のとおりに分別して、それぞれ排出しなければならない。 
2	資源物は、原則として中身が確認できる透明もしくは半透明な袋等に入れて排出しなければならない。粗大ごみを除く袋に入らないものについては、濡れないように、また、飛散しないように配慮しなければならない。
3	条例第23条に規定する処理除外物は、排出してはならない。
4	燃やせるごみは、80センチメートル以下に切つて排出しなければならない。
5	市民は、粗大ごみを除く不用となつた物については、分別に応じて、所定のステーションに排出しなければならない。
6	事業者は、その敷地内に分別に応じた集積所を設け、それぞれ排出することができるよう努めなければならない。

別表第2(第7条関係)

区分	処理除外物
破砕処理困難物	自動販売機、ドラム缶、耐火金庫、油圧機器、工作機械、大型の電動工具、発電機、業務用コピー機、業務用ゲーム機、業務用厨房機器、業務用ボイラー、長さ80センチメートル又は太さ10センチメートルを超える木くずその他これらに類するもの
液状の物	脂、廃油、塗料、薬品その他これらに類するもの
その他	バイク・スクーター、タイヤ、バッテリー、自動車部品、農機具、FRP船、消火器、プロパン、ピアノ、パソコンその他これらに類するもの

別表第3(第9条関係)

搬入制限の基準等	
要件	1　市域外のごみを搬入したとき。ただし、市長が特に認めるものを除く。 2　産業廃棄物を搬入したとき。 3　第3条に規定する排出基準のうち、別表第1の第1号、第2号及び第4号の各号に従わずに搬入したとき。 4　条例第23条に規定する処理除外物を搬入したとき。 5　その処理にあたつて処理施設の管理運営上支障が生じたとき。
上記要件に違反したときの処分	

違反に係る処分回数	処分内容
なし	文書による警告
1回	市長が指定する日から搬入停止3日間
2回	市長が指定する日から搬入停止1週間
3回	市長が指定する日から搬入停止2週間
4回	市長が指定する日から搬入停止3週間
5回以上	市長が指定する日から搬入停止4週間

備考

この表において「違反に係る処分回数」とは、当該処分が行われた日を起算日とする過去2年間に処分を受けた回数をいう。

別表第4(第11条の3関係)

行	品目	手数料	備考
ア行	アコーディオンカーテン(1枚につき)	520円	
	足踏みミシン	1,040円	
	編み機	520円	
	網戸	520円	10枚までを1個として扱う
	アンテナ	520円	
	衣装ケース	520円	
	椅子(1人用の椅子)	520円	
	椅子(2人以上用の椅子)	1,040円	
	一輪車(家庭作業用)	520円	
	乳母車(ベビーカー)	520円	
	エレクトーン	1,560円	電子ピアノを含む
	オルガン	1,560円	
カ行	カーペット	520円	じゆうたんを含む
	ガステーブル	520円	
	カラーボックス	520円	
	カラオケ	520円	
	ギター	520円	
	脚立(はしご)	520円	
	鏡台	520円	
	下駄箱(1辺120cm未満)	520円	
	下駄箱(1辺120cm以上)	1,040円	
	こたつ	520円	
	ゴルフ用具セット	520円	クラブとバッグを合わせたもの
サ行	サイクリングマシーン	1,040円	
	座椅子	520円	
	サイドボード(1辺120cm未満)	1,040円	

	サイドボード(1 辺 120cm 以上)	1,560 円	
	座卓(1 辺 120cm 未満)	520 円	
	座卓(1 辺 120cm 以上 180cm 未満)	1,040 円	
	座卓(1 辺 180cm 以上)	1,560 円	
	三輪車	520 円	
	自転車	520 円	
	芝刈機	520 円	
	障子	520 円	6 枚までを 1 個として扱う
	照明器具	520 円	
	食器洗い乾燥機	520 円	食器乾燥機を含む
	食器棚(1 辺 120cm 未満)	520 円	
	食器棚(1 辺 120cm 以上 180cm 未満)	1,040 円	
	食器棚(1 辺 180cm 以上)	1,560 円	
	水槽(1 辺 120cm 未満)	520 円	
	水槽(1 辺 120cm 以上)	1,040 円	
	スーツケース	520 円	
	スキー板	520 円	
	ステレオ(セパレート型)	1,040 円	
	ステレオラック	520 円	
	ストーブ(電気、ガス、石油)	520 円	
	スピーカー	520 円	2 本までを 1 個として扱う
	スプリング入マット(シングル)	1,040 円	
	スプリング入マット(ダブル)	1,560 円	
	すべり台	1,040 円	
	ズボンプレッサー	520 円	
	洗面台(1 辺 180cm 未満)	1,040 円	
	洗面台(1 辺 180cm 以上)	1,560 円	
	ソファー(1 人掛)	520 円	
	ソファー(2 人掛)	1,040 円	
	ソファー(3 人掛以上)	1,560 円	
タ行	畳(1 枚につき)	520 円	
	タンス(1 辺 120cm 未満)	520 円	
	タンス(1 辺 120cm 以上 180cm 未満)	1,040 円	
	タンス(1 辺 180cm 以上)	1,560 円	
	チャイルドシート	520 円	
	机(片袖)	520 円	
	机(両袖)	1,040 円	
	テーブル(1 辺 120cm 未満)	520 円	

	テーブル(1辺120cm以上180cm未満)	1,040円	
	テーブル(1辺180cm以上)	1,560円	
	テレビ台	520円	
	電子レンジ	520円	
	ドア	520円	
	トタン	520円	10枚までを1個として扱う
ナ行	流し台(1辺180cm未満)	1,040円	
	流し台(1辺180cm以上)	1,560円	
	2段ベッド	1,560円	
ハ行	ファンヒーター(電気、ガス、石油)	520円	
	ふすま	520円	2枚までを1個として扱う
	布団	520円	
	ブラインド	520円	6枚までを1個として扱う
	ぶら下がり健康機	1,040円	
	ブランコ	1,040円	
	風呂釜	520円	
	ベッド(シングル)	1,040円	
	ベッド(ダブル)	1,560円	
	ペット小屋	520円	
	ベビーベッド	520円	
	本棚(1辺120cm未満)	520円	
	本棚(1辺120cm以上180cm未満)	1,040円	
	本棚(1辺180cm以上)	1,560円	
マ行	マッサージ機(椅子型)	1,560円	
	マットレス(スプリングなし)	520円	
	餅つき機	520円	
	物置	1,560円	解体済のもの
	物干し竿	520円	10本までを1個として扱う
	物干し台	520円	1組を1個として扱う
ヤ行	湯沸し器(ガス、電気)	520円	
	浴槽	1,040円	
	よしず	520円	3本までを1個として扱う
ラ行	ランニングマシーン	1,040円	
	ロッカー	1,040円	
ワ行	ワゴン	520円	
その他	この表に掲げる品目以外の粗大ごみ処理手数料の額は、その重量、形状等を勘案して市長が定めた額とする。		

第1号様式(第4条関係)　から　第30号様式(第37条関係)まで　略

佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成10年7月1日
条例第17号

（目的）

第1条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第9条の3第1項又は第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（対象となる施設の種類）

第2条　報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第9条の3の3第2項の規定により、報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となるものにあつては、焼却施設に限る。以下「施設」という。）とする。

（縦覧の告示）

第3条　市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

(1)　施設の名称

(2)　施設の設置の場所

(3)　施設の種類

(4)　施設において処理する一般廃棄物の種類

(5)　施設の能力（施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(6)　実施した生活環境影響調査の項目

2　受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

(1)　受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2)　前項各号に掲げる事項

3　市長は、前項の規定による届出があつたときは、縦覧の場所、縦覧の期間及び同項各号に掲げる事項を速やかに告示するものとする。

（市による施設の設置に係る縦覧の場所及び期間）

第4条　縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

(1)　佐世保市の事務所

(2)　生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2　市による施設の設置に係る縦覧の期間は、告示の日から1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係

る施設の設置又は変更にあつては、1 月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間）とする。

（受託者による施設の設置に係る縦覧の場所及び期間）

第 5 条　受託者による施設の設置に係る縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

(1)　受託者の事務所

(2)　生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所

(3)　前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2　受託者による施設の設置又は変更に係る縦覧の期間は、告示の日から 1 月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間とする。

（意見書の提出先等の告示）

第 6 条　市長は、法第 9 条の 3 第 2 項又は法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（市による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限）

第 7 条　市による施設の設置に係る意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1)　佐世保市の事務所

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2　前条の規定による告示があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第 4 条第 2 項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日（法第 9 条の 3 の 2 第 1 項の同意に係る施設の設置又は変更の場合にあつては、2 週間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間を経過する日）までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（受託者による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限）

第 8 条　受託者による施設の設置に係る意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1)　受託者の事務所

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2　第 6 条の規定による告示があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第 5 条第 2 項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間を経過する日までに、受託者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（他の市町村との協議）

第 9 条　市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号の一に該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(1)　施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2)　施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3)　施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、佐世保市の区域に属しない地域が含まれているとき。

（委任）

第 10 条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 23 年 3 月 18 日条例第 13 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 3 年 3 月 9 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成10年7月29日
規則第27号

（趣旨）

第1条　この規則は、佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（縦覧の期間等）

第3条　条例第4条第2項及び第5条第2項の規定による縦覧の期間のうち、佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項に規定する市の休日は、縦覧を行わないものとする。

2　縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（縦覧の手続）

第4条　条例第3条第1項及び同条第3項の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第5条　縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2)　報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3)　他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4)　係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

2　市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

第6条　条例第7条第2項および第8条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

(1)　氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

(2)　施設の名称

(3)　生活環境の保全上の見地からの意見

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年3月28日規則第24号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附　則（令和3年3月9日規則第7号）

この規則は、令和3年3月9日から施行する。

別記様式（第4条関係）　略

佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例

平成６年７月１日条例第30号

改正　令和６年７月３日条例第32号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市民、事業者、土地又は建物の占有者及び市が一体となつて、空き缶等の散乱防止及び地域の緑化を推進することにより、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　市民等　市民、旅行者及び滞在者をいう。

(2)　事業者　市内で事業活動を行う事業者をいう。

(3)　土地占有者等　土地又は建物の占有者又は管理者をいう。

(4)　空き缶等　空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸殻及びチューインガム等をいう。

(5)　緑化　樹木及び草花の植栽をいう。

(6)　指定容器　市長が特に散乱を防止する必要があり、かつ、再資源化が容易なものとして指定する容器をいう。

(7)　販売業者　事業者のうち指定容器に収納した商品の小売業を営む者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、第１条の目的を達成するため、空き缶等の散乱防止及び緑化（以下「散乱防止・緑化」という。）の推進に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

２　市は、散乱防止・緑化に関する施策を効果的に推進するため、市民等の意識の啓発及び高揚並びに散乱防止・緑化の推進に関する知識の普及に努めるとともに、市民、事業者及び散乱防止・緑化の推進団体等に対し、必要な情報の提供、指導、助言及び支援を行うよう努めるものとする。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、自らの身近な地域における散乱防止・緑化のための実践活動に参加するとともに、市の施策に協力するものとする。

２　市民等は、土地占有者等が指定した場所を除き、屋外での飲食及び喫煙をしないように努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業活動を行うに当たつては、散乱防止・緑化の推進に努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

（土地占有者等の責務）

第６条　土地占有者等は、その占有し又は管理する土地又は建物の散乱防止・緑化及び利用者への啓発に努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

（散乱防止・緑化推進区域の指定）

第７条　市長は、散乱防止・緑化による景観の保全を推進する必要があり、又は空き缶等の散乱を未然に防止する必要があると認められる地域を、散乱防止・緑化推進区域として指定することができる。

2　市長は、前項の規定による指定をしたときは、告示するものとする。

第２章　空き缶等の散乱防止

（空き缶等の投棄の禁止等）

第８条　市民等は、みだりに空き缶等を捨て、又は散乱させてはならない。

2　市民等は、観光地、公園、レクリエーション施設その他の公共の場所において、空き缶等を生じさせたときは、これを持ち帰る等により当該公共の場所に空き缶等を散乱させてはならない。

（事業者の空き缶等の散乱防止）

第９条　事業者は、その事業活動に伴つて生じた空き缶等を散乱させてはならない。

2　事業者のうち、空き缶等を製造又は販売する者は、空き缶等の散乱防止について消費者への啓発に努めなければならない。

（回収容器の設置及び散乱防止対策）

第10条　販売業者は、その販売する場所に指定容器を回収する容器（以下「回収容器」という。）を設置するとともに、その機能が十分に発揮されるよう適正に管理しなければならない。

2　第７条第１項の規定により散乱防止・緑化推進区域として指定された区域内において、土地占有者等は、当該区域内で散乱防止対策を講ずるとともに、その効果が十分に発揮されるよう適正に管理しなければならない。

（勧告）

第11条　市長は、第８条又は第９条第１項の規定に違反していると認めるときは、当該市民等、又は事業者に対し、期限を定めて具体的な改善措置を示して勧告することができる。

2　市長は、販売業者が前条第１項の規定に違反しているときは、当該販売業者に対し、期限を定めて回収容器を設置し、又は当該回収容器を適正に管理すべきことを勧告することができる。

3　市長は、土地占有者等が前条第２項の規定に違反しているときは、当該土地占有者等に対し、期限を定めて必要な散乱防止対策を講じ、又は当該散乱防止対策の効果が十分に発揮されるよう適正に管理すべきことを勧告することができる。

（命令）

第12条　市長は、前条第１項又は第２項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくして勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

（立入調査）

第13条　市長は、空き缶等の散乱又は回収容器の設置状況を調査するため必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等の散乱している土地又は回収容器が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2　前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第３章　緑化の推進

（公共施設の緑化）

第 14 条　市長は、その設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎その他の公共の施設について、その周辺の景観と調和するよう緑化に努めるものとする。

（事業所の緑化）

第 15 条　事業者は、前条の規定に準じて事業所の緑化に努めるものとする。

2　市長は、散乱防止・緑化推進区域内において、事業者の事業活動によりその周辺の景観が損なわれていると認めるときは、当該事業者に対し、緑化の措置について必要な指導又は助言をすることができる。

（地域の緑化）

第 16 条　市民は、住居の緑化に努めるとともに、その周辺地域における緑化の推進に協力するものとする。

第４章　雑則

（散乱防止・緑化協定）

第 17 条　市長は、事業者及び散乱防止・緑化の推進団体に対し、次に掲げる事項について協定の締結を求めることができる。

(1)　散乱防止・緑化についての市民等への啓発及び意識の高揚に関する事項

(2)　市民と連携して行う散乱防止・緑化活動に関する事項

(3)　事業所の緑化に関する事項

(4)　市が策定する施策についての協力に関する事項

(5)　その他散乱防止・緑化の推進に関し必要な事項

（散乱防止・緑化推進員）

第 18 条　市長は、地域における散乱防止・緑化推進員を選任し、次の各号に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

(1)　民間団体の散乱防止・緑化活動及びこれに関する指導及び助言

(2)　市民への美化意識の啓発、高揚のための指導

(3)　散乱防止・緑化活動団体相互間及び市との連絡調整

(4)　その他散乱防止・緑化の促進に必要な事項

（委任）

第 19 条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第５章　罰則等

（刑罰法規による告発）

第 20 条　第 11 条第 1 項の規定による勧告に従わず、かつ、第 12 条の命令に違反した者に対しては、関係刑罰法規の活用を図るものとする。

（罰則）

第 21 条　第 11 条第 2 項の規定による勧告に従わず、かつ、第 12 条の命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第 22 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附　則

この条例は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例施行規則

平成6年9月28日規則第28号

改正　令和6年8月14日規則第58号

（趣旨）

第1条　この規則は、佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例（平成6年条例第30号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（指定容器）

第3条　条例第2条第6号の規定により市長が指定する容器は、ペットボトル、金属製及びガラス製の飲料用の容器とする。

（散乱防止・緑化推進区域）

第4条　条例第7条第1項に規定する散乱防止・緑化推進区域の指定をする場合で必要があると認めるときは、当該地域の住民その他関係団体等の意見を聴取するものとする。

（回収容器）

第5条　条例第10条第1項に規定する販売業者は、原則として、指定容器に収納した商品を販売する場所から5メートル以内で、指定容器の投入に支障のない位置に、次に掲げる要件を備える回収容器を設置しなければならない。

(1)　材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2)　その販売規模に応じて指定容器を回収するのに十分な容量であること。

(3)　指定容器以外の物を入れてはならない旨の表示があること。

（勧告及び命令）

第6条　条例第11条の規定による勧告は、様式第1号、様式第2号又は様式第3号による書面をもって行うものとする。

2　条例第12条の規定による命令は、様式第4号による書面をもって行うものとする。

（身分証明書）

第7条　条例第13条第2項の身分を示す証明書は、様式第5号とする。

（散乱防止・緑化推進員）

第8条　条例第18条の規定による散乱防止・緑化推進員（以下「推進員」という。）は、50名以内とし、市長が委嘱する。

2　推進員の任期は2年とする。ただし、補欠推進員の任期は前任者の残任期間とする。

（補則）

第9条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附　則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

様式第1号〔第6条関係〕から　様式第5号〔第7条関係〕まで　略

佐世保市環境保全条例

昭和49年３月30日条例第10号

第１章　総則

第１節　通則

（目的）

第１条　この条例は、佐世保市環境基本条例（平成17年条例第６号）の理念のもと、公害防止関係法令及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）（以下「法令等」という。）に特別の定めがあるものを除くほか、市長、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、公害防止に関する規制その他必要な事項を定めることにより環境保全の推進を図り、もつて市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　指定施設工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設又は作業場のうち、ばい煙、粉じん、ガス、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）を著しく排出し、又は発生するものであつて、規則で定めるものをいう。

（２）　指定工場等　指定施設を設置している工場及び事業場をいう。

（３）　指定建設作業　建設工事として行われる作業のうち、著しいばい煙等を発生する作業であつて、規則で定めるものをいう。

（４）　騒音規制区域　騒音規制法（昭和43年法律第98号）第３条第１項の規定により、市長が指定した地域をいう。

（５）　悪臭規制地域　悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第３条の規定により、市長が指定した地域をいう。

第２節　市長の責務

（基本的責務）

第３条　市長は、市民の健康の保護及び生活環境の保全に必要な施策の実施に努めなければならない。

（監視、調査及び公表）

第４条　市長は、公害の発生源、原因及び状況等について監視し、及び調査しなければならない。

２　市長は、毎年、前項の監視及び調査の結果明らかになつた公害の状況を公表しなければならない。

（公害に係る苦情の処理）

第５条　市長は、公害に係る苦情の申出に応じ、迅速かつ適正な処理に努めるものとする。

２　市長は、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、関係者に対し、公害の発生の防止について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告するものとする。

（中小企業者に対する資金のあつ旋等）

第６条　市長は、中小企業者が公害防止のため、施設を設置し、又は整備しようとする場合は、必要に応じて資金のあつ旋及び技術的な指導に努めるものとする。

（地域開発等における配慮）

第７条　市長は、海岸の埋立、土地の造成等自然環境の変更を伴う地域の開発及び整備に関する計画等の策定並びに実施に当たつては、自然破壊及び公害の防止に十分配慮しなければならない。

（環境保全協定等）

第８条　市長は、環境保全のため、必要と認める場合は、事業者に対して環境保全協定等の締結を要請するものとする。

第３節　事業者の責務

（基本的責務）

第９条　事業者は、その事業活動に伴つて発生する環境の破壊及び公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、法令等及びこの条例に規制がない場合においても、周囲の自然的、社会的条件に応じて環境の破壊及び公害を防止するように努めなければならない。

３　事業者は、事業者相互及び市その他行政機関が実施する生活環境の保全に関する事業又は施策に対して、積極的に協力しなければならない。

（自然環境の保全）

第10条　事業者は、事業活動の実施に当たつては、自然環境を破壊し、又は損傷することがないように努め、植生の回復、緑地の造成その他自然環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

（管理及び監視義務）

第11条　事業者は、その事業に係る公害の発生源を厳重に管理するとともに、工場等から排出し、又は発生するばい煙等の状況を常時監視しなければならない。

２　事業者は、事故の防止に努めるとともに、あらかじめ事故発生時における万全の対策を講じておかなければならない。

（公害防止等に関する技術の研究及び開発）

第12条　事業者は、公害の防止並びにその事業活動に伴つて生ずる廃棄物の処理に関する技術の研究及び開発に努めなければならない。

（環境保全協定等の締結）

第13条　事業者は、環境保全のため、市長から要請があつた場合は、市との間に環境保全協定等を締結しなければならない。

第４節　市民の責務

（基本的責務）

第14条　市民は、生活環境の保全に努めるとともに、自然を破壊し、公害を発生させ又はその他の行為により地域の良好な環境を損なつてはならない。

（行政機関への協力）

第15条　市民は、市その他行政機関が実施する環境の保全及び公害防止に関する施策に協力しなければならない。

（土地等の清潔保持）

第16条　市民は、その所有し、占有し若しくは管理する土地及び建物の周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

第２章　公害の防止

第１節　規制基準

（規制基準の設定）

第17条　市長は、指定施設又は指定建設作業を行う場所から排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度若しくは程度の許容限度（以下「規制基準」という。）を規則で定めることができる。

（規制基準の遵守）

第18条　指定施設を設置している者又は指定建設作業を施工する者は、規制基準を遵守しなければならない。

２　前項の規定は、１の施設が指定施設となつた際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、当該施設が指定施設となつた日から１年間は適用しない。

第２節　工場等の規制

（指定施設設置の届出）

第19条　指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。ただし、騒音規制地域又は悪臭規制地域以外の場所において騒音又は悪臭に係る指定施設を設置しようとする者については、この限りでない。

（１） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

（２） 工場等の名称及び所在地

（３） 業種並びに作業の種類及び方法

（４） 工場等に係る建物並びに指定施設の種類、構造及び配置

（５） 公害防止の方法

（６） 使用する原材料及び排出物並びに廃棄物の処理方法

（７） その他規則で定める事項

（経過措置）

第20条 １の施設が指定施設となつた際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が指定施設となつた日から30日以内に規則で定めるところにより前条各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。

２ 前条ただし書の規定は、前項の届出について準用する。

（構造等の変更の届出）

第21条 前２条の規定による届出をした者は、その届出に係る第19条第３号から第６号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

（計画変更命令等）

第22条 市長は、第19条又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る指定工場等のばい煙等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設及び指定工場等の構造、配置、使用方法、管理方法又は公害防止方法に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第23条 第19条又は第21条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれその届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設及び指定工場等の構造、配置、使用方法、管理方法又は公害防止方法を変更してはならない。

２ 市長は、第19条又は第21条の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名変更等の届出）

第24条 第19条又は第20条の規定による届出をした者は、その届出に係る第19条第１号又は第２号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その

日から30日以内に、その旨を市長に届出なければならない。

（承継）

第25条　第19条又は第20条の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設及び指定工場等を譲り受け又は借り受けた者は、当該指定施設及び指定工場等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

２　第19条又は第20条の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割（その届出に係る指定施設及び指定工場等を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定施設及び指定工場等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

３　前２項の規定により第19条又は第20条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から30日以内にその旨を市長に届出なければならない。

（改善命令等）

第26条　市長は、指定工場等が規制基準に適合しないばい煙等を排出し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該指定工場等の設置者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該指定施設及び指定工場等の構造、配置、使用方法、管理方法又は公害防止方法の改善を命ずることができる。

２　市長は、前項の命令によつては直ちに規制基準に適合させることができないと認めるときは、前項の規定により改善命令を行うほか、当該指定施設の一時使用停止若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

（汚水等の浸透禁止）

第27条　指定工場等を設置している者は、土壌及び地下水の汚染を防止するため、当該指定工場等から規則で定める物質を含む汚水又は廃液を地下に浸透させてはならない。

（事故発生時の措置）

第28条　指定工場等を設置している者は、故障、破損その他の事故により当該指定工場等から著しいばい煙等を排出し、若しくは発生したとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、市長に報告し、かつ、事故の復旧に努めなければならない。

２　市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る指定工場等の周辺の区域における人の健康又は生活環境が損なわれ、若しくは損なわれるおそれがあると認めるときは、当該指定工場等の設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第３節　指定建設作業の規制

（実施の届出）

第29条　騒音規制地域内において指定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該指定建設作業開始の７日前までに、次の各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、指定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

（２）　建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

（３）　作業の場所

（４）　作業の時間及び実施の期間

（５）　騒音防止の方法

（６）　その他規則で定める事項

２　前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、すみやかに同項各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。

（改善命令）

第30条　市長は、騒音規制地域内において、指定建設作業に伴つて発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その指定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期間を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音防止方法の改善又は指定建設作業時間の変更を命ずることができる。

第４節　規制基準適用の対象外に係るものに対する規制

（規制基準の適用を受けない工場等に対する規制）

第31条　規制基準の適用を受けない工場等の設置者又は建設作業を施工する者は、第18条第１項の規定に準じて公害を発生させないように努めなければならない。

第３章　削除

第32条から第40条まで　削除

第４章　補則

（立入検査）

第41条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場等及び建設作業を行う場所その他必要な場所に立入り、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

２　前項の規定による立入検査をする場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを指示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告の徴収）

第42条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等の設置者、建設作業を行う者に対し、公害防止に関する状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（規則への委任）

第43条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　罰則

第44条　第22条、第26条第１項若しくは第２項又は第30条の規定による命令に違反した者は、８万円以下の罰金に処する。

第45条　第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３万円以下の罰金に処する。

第46条　次の各号の一に該当する者は、２万円以下の罰金に処する。

（１）　第20条第１項、第21条又は第29条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（２）　第23条第１項の規定に違反した者

（３）　第41条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者

（４）　第42条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（両罰規定）

第47条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２章及び第５章の規定は、公布の日から起算して９月をこえない範囲内において、規則で定める日から施行する。（昭和49年規則第69号で第２章及び第５章の規定は、昭和49年12月20日から施行）

（佐世保市総合計画審議会条例の一部改正）

２　佐世保市総合計画審議会条例（昭和45年条例第４号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（昭和58年７月12日条例第23号抄）

（施行期日）

１　この条例は、昭和58年８月１日から施行する。

附　則（平成元年３月30日条例第４号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成６年７月１日条例第33号）

この条例は、平成６年８月１日から施行する。

附　則（平成８年３月28日条例第５号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成８年５月１日から施行する。

附　則（平成８年７月３日条例第18号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年１月17日条例第３号）

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成13年７月４日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月28日条例第６号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。ただし、第10条及び第20条から第28条までの規定並びに次項（第１条の改正規定を除く。）及び附則第３項の規定は、平成17年６月１日から施行する。

附　則（平成20年７月３日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年３月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

佐世保市環境保全条例施行規則

昭和49年12月18日規則第70号

（趣旨）

第１条　この規則は、佐世保市環境保全条例（昭和49年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第２条　条例第２条第１号に規定する規則で定める施設又は作業場は、別表の指定施設の欄に掲げる施設又は作業場とする。

（規制基準）

第３条　条例第17条に規定する規則で定める規制基準は、別表の指定施設の種類ごとに同表の規制基準の欄に掲げるとおりとする。

（届出書の提出部数）

第４条　条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し１通を添えてしなければならない。

（指定施設設置の届出）

第５条　条例第19条第７号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）　ばい煙に係る指定施設にあっては、その規模及び能力

（２）　粉じんに係る指定施設にあっては、その規模及び能力並びに使用及び管理の方法

（３）　汚水に係る指定施設にあっては、その規模並びに排出水の汚染状況及び量並びに用水及び排水の系統

（４）　騒音に係る指定施設にあっては、その型式、能力並びに指定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

２　条例第19条の規定による届出は、指定施設設置届出書（様式第１）によってしなければならない。この場合において、以下の各号に掲げる施設を設置する場合は、当該各号に定める文書を添付しなければならない。

（１）　ばい煙に係る指定施設　ばい煙に係る指定施設仕様書（様式第１の２）

（２）　粉じんに係る指定施設　粉じんに係る指定施設仕様書（様式第１の３）

（３）　汚水に係る指定施設　汚水に係る指定施設仕様書（様式第１の４）

（４）　騒音に係る指定施設　騒音に係る指定施設仕様書（様式第１の５）

（経過措置に伴う届出）

第６条　条例第20条第１項の規定による届出は、指定施設既設置届出書（様式第２）によってしなけれ

ばならない。この場合において、当該届出書に添付する文書は、前条第２項後段の規定を準用する。

（構造等の変更の届出）

第７条　条例第21条の規定による変更の届出は、指定施設一部変更届出書（様式第３）によってしなければならない。

（氏名変更又は施設廃止の届出）

第８条　条例第24条の規定による条例第19条第１号又は第２号に係る事項の変更の届出は氏名等変更届出書（様式第４）、条例第24条に係る指定施設の使用廃止の届出は、指定施設使用廃止届出書（様式第５）によってしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、条例第24条の規定による条例第19条第１号又は第２号に係る事項の変更の届出は、氏名等変更届出書（様式第４の２）により届け出ることができる。

（承継の届出）

第９条　条例第25条第３項の規定による届出は、指定施設承継届出書（様式第６）によってしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、条例第25条第３項の規定による届出は、承継届出書（様式第６の２）により届け出ることができる。

（地下に浸透させてはならない物質）

第10条　条例第27条に規定する規則で定める物質は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第２条に掲げる物質とする。

（指定建設作業実施の届出）

第11条　条例第29条第１項第６号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）　建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（２）　指定建設作業の種類

（３）　使用する機械の名称、型式及び数

（４）　建設工事及び指定建設作業の工程表

２　条例第29条の規定による届出は、指定建設作業実施届出書（様式第７）によってしなければならない。

附　則

この規則は、昭和49年12月20日から施行する。

附　則（平成９年10月１日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年３月27日規則第４号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月28日規則第24号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成20年１月31日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年３月20日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表ばい煙の部１の項規模又は能力の欄の改正規定は、平成31年７月１日から施行する。

附　則（令和３年４月28日規則第42号）

この規則は、令和３年５月１日から施行する。

附　則（令和３年８月19日規則第63号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の佐世保市環境保全条例施行規則の規定については、施行の日以後になされる届出について適用し、同日前になされた申請又は届出については、なお従前の例による。

附　則（令和４年９月29日規則第54号）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和６年11月21日規則第69号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により届出がされた届出書は、改正後の様式の規定により届出がされた届出書とみなす。

別表

指定施設			規制基準
区分	施設の種類	規模又は能力	
ばい煙	1　廃棄物焼却炉（ゴム、ピッチ、合成樹脂その他燃焼の際著しいばいじんを発生するおそれのある物質を焼却するものに限る。）	火格子面積が0.5平方メートル以上２平方メートル未満であるか又は焼却能力が１時間当たり50キログラム以上200キログラム未満のもの	排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度が、リンゲルマン濃度法により測定した濃度が２度以下であること。ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（１時間につき合計６分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
	2　廃油の焼却炉	焼却能力が１時間当たり50キログラム以上200キログラム未満のもの	
	3　獣畜、魚介類、鳥類の臓器、羽毛、ふんの焼却炉	焼却能力が１時間当たり200キログラム未満のもの	前項と同じ。ただし、焼却能力が１時間当たり50キログラム未満のものについては適用しない。
粉じん	1　セメントサイロ（袋詰め作業を行うものに限る。）	収容能力が500トン以上のもの	構造又は設備が、次の各号の一に該当すること。 （１）　袋詰め作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われていること。 （２）　袋詰め作業により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設置されていること。 （３）　袋詰め作業を行う場所が、防じんカバーで覆われていること。 （４）　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

	2　ばらセメント積込み施設	タンク車に積込むものであって、密閉式のものを除く	構造又は設備が、次の各号の一に該当すること。 （１）　積込み作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われていること。 （２）　積込み作業により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設置されていること。 （３）　積込み作業を行う場所が、防じんカバーで覆われていること。 （４）　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	3　製材所又はのこくず再利用製品製造施設に設置されるのこくず貯蔵施設	貯蔵容器の容量５立方メートル以上のもの又は堆積場の面積10平方メートル以上のもの	構造、設備又は作業の方法が、次の各号の一に該当すること。 （１）　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 （２）　散水設備によって散水が行われていること。 （３）　防じんカバーで覆われていること。 （４）　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	4　金属の表面処理の用に供するサンドブラスト	原動機を用いるもの	構造、設備又は作業の方法が、次の各号の一に該当すること。 （１）　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 （２）　フード及び集じん機が設置されていること。 （３）　防じんカバーで覆われていること。 （４）　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	5　吹付塗装作業場（現場作業を除く。）	原動機を用いるもの	
汚水	1　自動車整備工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上のもの	油水分離施設及び油類の流出防止施設を設置すること。

	2　畜舎 牛、馬又は豚を飼養し又は収容する施設をいい、次の各号に掲げる施設を除く （１）　化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第９条の規定により佐世保市長が指定した区域内にある畜舎 （２）　家畜取引法（昭和31年法律第123号）に規定する家畜市場 （３）　家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる畜舎	牛、馬又は豚をそれぞれ１頭以上飼養し又は収容するもの	構造、設備及び作業の方法は次の各号によること。 （１）　豚舎の床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。 （２）　内壁は、飼養し又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支障を来さない構造を有すること。 （３）　内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高さを有すること。 （４）　床の周辺の地面で汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は不浸透性材料で被覆され、それに適当な勾配と排水溝が設けられていること。 （５）　豚舎には、洗浄用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。 （６）　きゅう肥堆積場所の床は不浸透性材料で作られ、これに屋根を設けること。 （７）　汚物処理設備として汚物溜め及び汚水溜めを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には汚水溜めを有することを要しない。 （８）　汚物溜め及び汚水溜めは不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。 （９）　畜舎及びきゅう肥堆積場から、汚水溜め、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。 (10)　排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。 (11)　汚水、汚物及びきゅう肥は農用地に施用する

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>か又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する処分の基準に従って処分すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>3　鶏舎
鶏（30日未満のひなを除く。）を飼養する施設をいい、次の各号に掲げるものを除く
（1）　化製場等に関する法律第９条の規定により佐世保市長が指定した区域内にある鶏舎
（2）　家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる鶏舎</td><td>鶏の飼養数が100羽以上のもの</td><td>構造、設備及び作業の方法は次の各号によること。
（1）　内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高さを有すること。
（2）　床は清掃に支障を来さない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。
（3）　ふんを乾燥するときは、雨水のかからないようにすること。
（4）　ふんは農地に施用するか又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する処分の基準に従って処分すること。</td></tr>
<tr><td>騒音</td><td>1　金属又は石材の表面処理に使用する研磨機
2　セメント製品製</td><td>屋内及び屋外の作業場面積の合計が200平方メートル以上のもの
動力を使用するもの</td><td><table><tr><td>時間の区分

区域の区分</td><td>昼間（午前８時から午後８時まで）</td><td>朝（午前６時から午前８時まで）
夕（午後８時から午後10時まで）</td><td>夜間（午後10時から翌日の午前６時まで）</td></tr><tr><td>第１種区域</td><td>50デシベル</td><td>45デシベル</td><td>40デシベル</td></tr></table></td></tr>
</table>

	造業の用に供する成形機			以下	以下	以下
			第２種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
			第３種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
			第４種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下

備考

１　騒音に係る指定施設に関する規制基準のうち、区域の区分は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第４条第１項の規定に基づき、市長が定めた区域の区分のとおりとする。

２　騒音の測定方法は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第１号）第１条第１項備考３及び４に定められた方法による。

様式第１から様式第７まで　略

佐世保市手数料条例(抜粋)

平成１２年３月３１日
佐世保市条例第７号

(趣旨)

第1条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(徴収すべき事務及び金額)

第２条　手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。

別表(第２条関係)

番号	手数料を徴収する事務	手数料の金額
33	浄化槽保守点検業登録申請に対する審査	1件について　32,500円
34	浄化槽清掃業許可申請に対する審査	1件について　13,700円
35	浄化槽清掃業許可証の再交付	1件について　2,300円
36	鳥獣飼養登録票の交付、更新又は再交付(ただし、動物園(公園等において飼養し、一般の観覧に供するもの)、学校又は社会事業団体において教材又は補導の具とする目的で飼養するものその他市長が手数料を免除することを適当と認めたものに係る鳥獣飼養登録票の交付、更新又は再交付の場合を除く。)	1件につき　3,400円
36の2	汚染土壌処理業許可申請に対する審査	新規　1件について　240,000円
36の3	汚染土壌処理業更新許可申請に対する審査	1件について　224,000円
36の4	汚染土壌処理業変更許可申請に対する審査	1件について　222,000円
36の5	汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請に対する審査	1件について　70,000円
36の6	汚染土壌処理業合併又は分割承認申請に対する審査	1件について　70,000円
36の7	汚染土壌処理業相続承認申請に対する審査	1件について　70,000円

佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年12月24日条例第41号

（趣旨）

第１条　この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第１項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　浄化槽　法第２条第１号に規定する浄化槽をいう。

（２）　浄化槽保守点検業　法第２条第３号に規定する作業を行う事業をいう。

（３）　浄化槽保守点検業者　次条第１項又は第３項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

（４）　浄化槽管理士　法第２条第11号に規定する浄化槽管理士をいう。

（５）　浄化槽管理者　浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

（登録）

第３条　市内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

２　前項の登録の有効期間は、３年とする。

３　前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

４　更新の登録の申請があつた場合において、第２項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

５　前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第４条　前条第１項又は第３項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（２）　営業所の名称及び所在地

（３） 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

（４） 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者の第10条第４項に規定する研修の受講状況

２　前項の申請書には、申請者が第６条第１項第１号から第７号までに該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第５条　市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第１項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第１項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

２　市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

３　市長は、第１項の登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第６条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（１） 法又はこの条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

（２） 第13条第２項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から２年を経過しない者

（３） 浄化槽保守点検業者であつて法人であるものが第13条第２項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前30日以内にその法人の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの

（４） 第13条第２項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者

（５） 役員等（申請者である法人の役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員であると認められる者

（６） 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

（７） 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（８） 第10条第１項、第４項及び第５項に規定する要件のいずれかを欠く者

２　市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第７条　浄化槽保守点検業者は、第４条第１項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

２　第５条第１項及び第２項の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

（廃業等の届出）

第８条　浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる者は、その日（第１号の場合にあつては、その事実を知つた日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（１） 死亡した場合　その相続人

（２） 法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であつた者

（３） 法人が破産により解散した場合　その破産管財人

（４） 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合　その清算人

（５） 浄化槽保守点検業を廃止した場合　浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人を代表する役員

（登録の抹消）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

（１） 前条の規定による届出があつた場合（同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）

（２） 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつた場合

（３） 第６条第１項の規定により更新の登録の拒否をした場合

（４） 第13条第２項の規定により登録を取り消した場合

（営業所の設置等）

第10条　浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

２　前項の場合において浄化槽保守点検業者が浄化槽管理士であるときは、その者が自ら主として業務に従事する営業所についてはその者がその営業所におかれる専任の浄化槽管理士とみなす。

３　浄化槽保守点検業者は、営業所に置かれる浄化槽管理士について、浄化槽の保守点検に関する研修を受講する機会を確保するよう努めなければならない。

４　営業所に置かれる浄化槽管理士は、第３条第１項の登録の日（同条第３項の規定によりその更新を受けようとする場合にあつては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の３年前の日以後に、法第45条第１項の浄化槽管理士免状を取得し、又は前項の研修のうち規則で定めるものを受講した者でなければならない。

５　浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

６　浄化槽保守点検業者は、第１項、第４項又は前項の規定に抵触する営業所が生じたときは、２週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置を取らなければならない。

（業務の実施等）

第11条　浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを営業所に置かれる浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自らが行い、若しくは実地に監督しなければならない。

２　浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つた場合において、当該浄化槽の清掃その他浄化槽の正常な機能を維持するための措置が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者（浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては、委託を受けている法第２条第９号の浄化槽清掃業者を含む。）に対し、保守点検票によりその旨を告知しなければならない。

３　浄化槽保守点検業者は、前項の告知をしたときは、市長に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、告知の内容が規則で定めるものについては、この限りでない。

４　浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第７条及び法第11条に規定する水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。

（業務記録の保存）

第12条　浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（指示、登録の取消し等）

第13条　市長は、浄化槽の保守点検について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。

2　市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は６月を超えない範囲内で期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（１）　不正の手段により第３条第１項又は第３項の登録を受けたとき。

（２）　第６条第１項第１号、第３号又は第５号から第７号までの規定のいずれかに該当することとなつたとき。

（３）　第７条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（４）　第10条第６項の規定に違反して措置をとらなかつたとき。

（５）　第11条第２項の規定に違反して告知をしなかつたとき。

（６）　前項の指示に従わないとき。

3　市長は、前項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

（報告徴収、立入検査等）

第14条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し必要な報告を求めることができる。

2　市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の主たる事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第15条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

（１）　第３条第１項又は第３項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者

（２）　不正の手段により第３条第１項又は第３項の登録を受けた者

（３）　第13条第２項の規定による命令に違反した者

第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。

（１）　第10条第６項の規定に違反して措置をとらなかつた者

（２）　第11条第１項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者

（３） 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

（４） 第14条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（５） 第14条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第15条又は第16条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。

（佐世保市手数料条例の一部改正）

２　佐世保市手数料条例（昭和22年告示第123号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

３　佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年条例第65号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置）

４　吉井町及び世知原町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年長崎県条例第34号。以下「長崎県条例」という。）の規定により編入前の吉井町又は世知原町の区域を営業区域とする者に対してなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

５　編入日前に吉井町又は世知原町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、長崎県条例の例による。

（宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置）

６　宇久町及び小佐々町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に長崎県条例の規定により編入前の宇久町又は小佐々町の区域を営業区域とする者に対してなされた処分、手続その他

の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7　編入日前に宇久町又は小佐々町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、長崎県条例の例による。

（江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置）

8　江迎町及び鹿町町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に長崎県条例の規定により編入前の江迎町又は鹿町町の区域を営業区域とする者に対してなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

9　編入日前に江迎町又は鹿町町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、長崎県条例の例による。

附　則（平成８年12月19日条例第33号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成16年12月17日条例第66号）

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年12月16日条例第89号）

この条例は、平成18年３月31日から施行する。

附　則（平成21年12月18日条例第62号）

この条例は、平成22年３月31日から施行する。

附　則（平成24年３月23日条例第13号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年６月27日条例第30号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（次項において「新条例」という。）第４条第２項及び第６条第１項の規定は、この条例の施行の日以後になされた登録の申請について適用し、同日前になされた登録の申請については、なお従前の例による。

3　新条例第13条第２項の規定は、この条例の施行の際現に改正前の佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定による登録を受けている者についても、適用する。

附　則（令和２年３月19日条例第15号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第10条第４項の規定（研修の受講に関する部分に限る。）は、令和５年４月１日以後に登録（その更新を含む。）を受ける浄化槽保守点検業者について適用する。

附　則（令和５年12月21日条例第43号）

この条例は、令和６年１月１日から施行する。

（令和６年12月18日条例第44号抄）

（罰則の適用等に関する経過措置）

第16条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第17条　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（起訴に関する経過措置）

第18条　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

附　則（令和６年12月18日条例第44号）

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和61年３月22日規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書）

第２条　条例第４条第１項の規定により提出する申請書は、様式第１号によるものとする。

２　条例第４条第２項の規則で定める書類は次に掲げるものとする。

（１）　条例第３条第１項又は第３項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）が条例第６条第１項第１号から第７号までに該当しない者であることを誓約する書面（様式第２号）

（２）　申請者が個人であるときは住民票の抄本、法人であるときは登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書

（３）　営業所の平面図及び営業所附近の見取図

（４）　申請者が現に都道府県知事又は他の保健所を設置する市の長の浄化槽保守点検業に係る登録を受けている場合には、その旨を明らかにする書面

（５）　営業所に置かれる浄化槽管理士に係る住民票の抄本、交付を受けた浄化槽管理士免状の写し及び第７条に規定する研修を受講したことを証明する書類（以下この号において「研修受講証明書」という。）。ただし、条例第３条第１項の登録の日又は同条第３項の更新の登録の日の３年前の日より後に浄化槽管理士免状の交付を受けている場合は、研修受講証明書を要しないものとする。

（６）　条例第10条第５項に規定する器具の明細書（様式第３号）

（７）　申請者以外の者が、その営業所の浄化槽管理士であるときは、雇用契約書の写し又は浄化槽管理士に対する使用関係を証する書類

（８）　その他市長が必要と認める書類

（提出すべき書類の部数）

第３条　条例及びこの規則により市長に提出する書類は、１部とする。

（登録簿）

第４条　条例第５条第１項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿は、様式第４号によるものとする。

（変更の届出）

第５条　条例第７条第１項の規定による届出は浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（様式第５号）によるものとする。この場合において、当該変更に係る第２条第２項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（廃業等の届出）

第６条　条例第８条の規定による届出は、浄化槽保守点検業廃業等届出書（様式第６号）によるものとする。

（研修）

第７条　条例第10条第４項に規定する規則で定める研修は、浄化槽の保守点検に関する研修のうち、一般社団法人全国浄化槽団体連合会、公益財団法人日本環境整備教育センター又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第１項に規定する指定検査機関のいずれかが実施するものとする。

（営業所ごとに備えるべき器具）

第８条　条例第10条第５項の規則で定める器具は、次のとおりとする。

（１）　スクリーンかすかき落とし用具

（２）　汚泥かき落とし用具

（３）　スカム破砕用具

（４）　スカム厚測定用具

（５）　汚泥厚測定用具

（６）　自吸式ポンプ

（７）　テスター

（８）　水温計

（９）　透視度計

（10）　水素イオン濃度指数測定器具

（11）　溶存酸素測定器具

（12）　亜硝酸性窒素測定器具

（13）　塩素イオン濃度指数測定器具

（14）　残留塩素測定器具

（15）　汚泥沈澱率測定器具

（告知）

第９条　条例第11条第２項の規定による告知は、保守点検票（様式第７号）により行わなければな

らない。

２　条例第11条第３項の規則で定めるものは、当該浄化槽の清掃とする。

（業務記録の保存）

第10条　条例第12条の規定による帳簿は、保守点検を行つた浄化槽ごとに記載するものとし、その記載の日の属する事業年度の終了後３年間保存しなければならない。

２　条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（１）　浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

（２）　浄化槽設置場所

（３）　処理能力及び処理方式

（４）　保守点検を行つた年月日及びその内容

附　則

（施行期日）

１　この規則は、昭和61年４月１日から施行する。

（佐世保市事務処理規程の一部改正）

２　佐世保市事務処理規程（昭和58年規則第31号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成14年３月28日規則第24号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成24年６月27日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年７月20日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月19日規則第10号）

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第２条第２項第５号の規定（研修を受講したことを証明する書類に関する部分に限る。）は、令和５年４月１日以後に登録（その更新を含む。）を受ける浄化槽保守点検業者について適用する。

附　則（令和３年４月28日規則第42号）

この規則は、令和３年５月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３日規則第９号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定による申請書その他の様式は、この規則の施行の日以後に行われる申請その他の行為について適用し、同日前までに行われる申請その他の行為については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際、改正前の佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和５年12月21日規則第82号）

（施行期日）

１　この規則は、令和６年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により提出されている誓約書等は、改正後の様式の規定により提出された誓約書等とみなす。

様式第１号（第２条関係）

浄化槽保守点検業登録申請書

年　　月　　日

佐世保市長　　殿

住　所
申請者　ふりがな
氏　名
法人にあっては、主たる事務所の
所在地名称及び代表者の氏名
電話番号（　　）　　―

佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定により、浄化槽保守点検業の登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">1　営業所の名称及び所在地</td><td>名　　称</td><td colspan="2">所　　在　　地</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">電話番号（　）　―</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">電話番号（　）　―</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">電話番号（　）　―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　役員氏名法人の場合のみ記入すること。</td><td>役　職　名</td><td colspan="2">氏　名</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">3　営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及び研修の受講状況</td><td>営業所名</td><td>浄化槽管理士
氏名</td><td>研修受講状況</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4　添付書類</td><td colspan="3">(1)　申請者が条例第6条第1項第1号から第7号までに該当しないことを誓約する書面
(2)　申請者が個人であるときは、住民票の抄本、法人であるときは、登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書
(3)　営業所の平面図及び営業所付近の見取図
(4)　申請者が現に都道府県知事又は他の保健所を設置する市の長の浄化槽保守点検業に係る登録を受けている場合には、その旨を明らかにする書面
(5)　浄化槽管理士の住民票の抄本、浄化槽管理士免状の写し及び条例第10条第4項及び同条例施行規則第７条に規定する研修を受講したことを証明する書類に規定する研修を受講したことを証明する書類
(6)　器具の明細書
(7)　申請者以外の者が、その営業所の浄化槽管理士であるときは、雇用契約書の写し又は浄化槽管理士に対する使用関係を証する書類
(8)　その他市長が必要と認める書類</td></tr>
</table>

備考　1　本申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すること。
　　2　欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。

様式第２号（第２条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

佐世保市長　　殿

住　所
申請者
氏　名

法人にあっては、主たる事務所
の所在地名称及び代表者の氏名

申請者は、佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第7号までに該当しない者であることを誓約します。

様式第３号（第２条関係）

器　　具　　明　　細　　書

年　　月　　日　現在

営業所の名称

名　　称	型　　式	能　　力	数　量
1　スクリーンかすかき落とし用具			
2　汚泥かき落とし用具			
3　スカム破砕用具			
4　スカム厚測定用具			
5　汚泥厚測定用具			
6　自吸式ポンプ			
7　テスター			
8　水温計			
9　透視度計			
10　水素イオン濃度指数測定器具			
11　溶存酸素測定器具			
12　亜硝酸性窒素測定器具			
13　塩素イオン濃度指数測定器具			
14　残留塩素測定器具			
15　汚泥沈澱率測定器具			

様式第４号（第４条関係）

（表）

浄化槽保守点検業者登録簿

<table>
<tr><td rowspan="2">登録番号</td><td rowspan="2">第　　号</td><td>登録年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>有効期間満了年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>氏名
（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">郵便番号（　－　）
電話番号（　　）　—</td></tr>
<tr><td rowspan="3">営業所の名称及び所在地</td><td>名称</td><td colspan="2">所在地</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">電話番号（　　）　—</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">電話番号（　　）　—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">役員氏名</td><td>役職名</td><td colspan="2">氏名</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（裏）

営業所	浄化槽管理士	
	氏名	免状の交付番号
申請事項の変更等		

様式第５号（第５条関係）

浄化槽保守点検業登録事項変更届出書

年　　月　　日

佐世保市長　　殿

住　所
申請者　ふりがな
氏　名
法人にあっては、主たる事務所の
所在地名称及び代表者の氏名
電話番号(　　)　　―

年　　月　　日付　　第　　号で登録を受けた浄化槽保守点検業について、次のとおり登録事項を変更したので佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

変　更　事　項		
変更内容	新	
	旧	
変　更　理　由		
変 更 年 月 日		

備考　当該変更に係る佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第６号（第６条関係）

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年　　月　　日

佐世保市長　　殿

住　所
申請者　ふりがな
氏　名
法人にあっては、主たる事務所の
所在地名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付　　第　　号で登録を受けた浄化槽保守点検業について、佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第　　号に該当することとなったので次のとおり届け出ます。

廃業等をした浄化槽保守点検業者の住所及び氏名 法人にあっては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名	
廃業等をした日（死亡の場合はその事実を知った日）	
廃　業　等　の　理　由	

様式第７号（第９条関係）

浄　化　槽　保　守　点　検　票

年　　月　　日

浄化槽管理者

殿

登録番号
住　所
氏　名　　印
（法人にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名）
浄化槽管理士
印

年　　月　　日貴殿浄化槽（設置場所　　）の保守点検を浄化槽法施行規則第2条保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果、下記の処置が必要ですので佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項により告知いたします。

記

項　　目	告　　知　　事　　項
1　清　　掃	
2　浄化槽法第7条及び第11条の法定検査	
3　その他浄化槽の正常な機能を維持するための措置	

佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則

平成7年6月29日
規　則　第　２４号

（趣旨）
第1条　この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、浄化槽の清掃を業とする者の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第2条　この規則における用語の定義は、法の例による。
（浄化槽清掃業許可申請書）
第3条　法第35条第3項に規定する申請書は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第1号）によるものとする。
（許可）
第4条　法第35条第1項に規定する許可の有効期間は、2年とする。
2　市長は、法第35条の規定により浄化槽清掃業を許可したときは、浄化槽清掃業許可証（様式第2号）（以下「許可証」という。）を交付する。
（許可申請手数料）
第5条　浄化槽清掃業許可申請者又は許可を受けた者で紛失、き損等により、許可証の再交付を受けようとする者は、佐世保市手数料条例（昭和22年告示第123号）に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。
（変更の届出）
第6条　法第37条の規定により変更の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。
（廃業等の届出）
第7条　法第38条の規定により廃業等の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第4号）に許可証を添えて市長に提出しなければならない。
（許可証の再交付）
第8条　浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに許可証再交付申請書（様式第5号）により市長に申請して許可証の再交付を受けなければならない。
（許可証の返還）
第9条　浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に許可証を返還しなければならない。
（1）　新たに許可証の交付を受けた場合
（2）　法第41条第2項の規定により許可を取り消された場合
附　則
（施行期日）
1　この規則は、平成7年7月1日から施行する。
附　則（平成14年3月28日規則第24号）
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附　則（平成24年3月28日規則第8号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附　則（平成29年7月19日規則第42号）
（施行期日）
1　この規則は、平成29年8月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に行う浄化槽清掃業の許可から適用し、同日前に行った浄化槽清掃業の許可については、なお従前の例による。
附　則（令和4年3月3日規則第10号）
（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　改正後の佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則の規定による申請書その他の様式は、この規則の施行の日以後に行われる申請その他の行為について適用し、同日前までに行われる申請その他の行為については、なお従前の例による。
3　この規則の施行の際、改正前の佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
様式第1号（第3条関係）から様式第5号（第8条関係）まで　略

佐 世 保 市 浄 化 槽 取 扱 要 領

第１　趣旨

この要領は、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）および建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の法令の規定による浄化槽の設置及び維持管理等について必要な事項を定めるものとする。

第２　設置場所等

設置場所は、次によること。

⑴下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第８号に規定する区域内においては、設置してはならない。

⑵設置しようとする場所の付近に、飲料に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、それから５ｍ以上離すこと。

⑶保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず、屋内に設置するときは、次によること。ただし、食品取扱店舗の用途に供する部分には、設置してはならない。

イ　保守点検及び清掃上必要な区間（槽の上部から高さ２ｍ以上）を確保し、出入口は保守点検及び清掃のため容易に人が出入りできる構造とすること。

ロ　スラブは、他の用途に耐える強度を備えていること。

ハ　衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。

⑷浄化槽は、同一敷地、同一建築物につき１基とする。ただし、これによることが著しく困難であるときはこの限りではない。

⑸通常の使用状態と異なる学校、別荘、季節旅館等においては、それぞれの施設に対応できる状態を設置すること。

第３　人員算定

浄化槽を設置する場合、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」により処理人槽の算定をすること。

ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他資料から明らかに実情に添わないと考えられる場合は、事前協議によりこの算定人員を増減することができる。

なお、一戸建て住宅に関してのただし書きの取扱いについては「―戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の運用基準」に従うこと。

第４　放流先

放流先は、次によること。

⑴原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。

⑵下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を得ること。

⑶環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。

⑷放流水の地下浸透方式は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できる。

第５　設置手続

１　設置等の届出

浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴うもの、若しくは、処理対象人員又は日平均汚水量の１０％以上の変更を伴うものに限る。）をしようとする者は、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に次に掲げる関係書類を添付して市長に３部提出するものとする。ただし、型式認定を受けていない浄化槽については、事前に浄化槽構造審査願（様式第１号）を都市整備部建築指導課に４部提出するものとする。

⑴浄化槽構造図（型式認定を受けた浄化槽にあっては型式認定シート）

⑵浄化槽処理対象人員算定表

⑶建物の周辺図及び配置図（浄化槽位置記載）、建築物各階平面図（面積用途明示）

⑷給排水管図

⑸設計計算書

⑹型式認定を受けた浄化槽以外にあっては処理行程図及び仕様書（容量計算、配筋計算及び、シーケンス図を含む。）

⑺分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であって、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を誓約する書類

⑻誓約書（様式第２号）

⑼情報の取扱いに関する同意書（様式第３号）

⑽建築基準法第６８条の１０、第６８条の２６の規定に基づく認定品で工場製品については、上記のほか認定書、設計書、名称、浄化槽の概要（処理方式、処理対象人員、装置の概要、材質、仕様の概要等）

⑾その他市長が特に行政上必要と認めて要求する書類

２　届出書の審査及び受理書の交付

⑴前項の届出書の提出があった場合、市長は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理するものとする。

⑵市長は、提出された浄化槽関係書類１部を速やかに建築主事へ送付するものとする。

⑶市長は、浄化槽法第５条第２項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書（様式第４号）により行うものとする。

⑷市長は、浄化槽法第５条第３項の規定により設置計画の変更又は廃止を命ずるときは、浄化槽変更、廃止命令書（様式第５号）により、行うものとする。

⑸市長は、届出の内容が適当であると認めた場合には、すみやかに浄化槽設置・変更届受理書（様式第６号）を交付するものとする。

３　確認申請等

⑴建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項の確認申請若しくは同法第１８条第２項

の通知（以下、「確認申請等」という。）を必要とする建築物に付属して浄化槽を設置しようとする場合には、浄化槽設置届出書を確認申請書又は計画通知書に添付して建築主事又は指定確認検査機関に３部提出するものとする。

なお、浄化槽設置届出書に添付する書類については第５の１の規定を準用する。

⑵建築主事又は指定確認検査機関は、提出された浄化槽関係書類１部を速やかに市長へ送付するものとする。

⑶市長は、必要があると認めるときは前号の書類の受理後速やかに、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べるものとする。

第６　浄化槽工事の検査及び完了届

１　工事の完了届

設置者は、当該浄化槽工事が完了したときは、工事完了届（様式第７号）を第５の１の手続きに係るものにあっては市長に、建築確認申請に係るものにあっては建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

２　工事の検査

市長、建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽の工事について必要があると認めるときは検査を行うこととし、工事不良の浄化槽については、必要な指導を行うものとする。

設置者は、当該手直し又は改善工事が完了したときは、その旨を市長、建築主事又は指定確認検査機関に申し出、再検査を受けなければならない。

第７　浄化槽の使用開始の報告

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始したときは、浄化槽法第１０条の２第１項の規定により３０日以内に浄化槽使用開始報告書（様式第８号）を市長に１部提出しなければならない。

第８　浄化槽技術管理者等の変更の報告等

１　浄化槽技術管理者の変更の報告

浄化槽管理者は、浄化槽技術管理者に変更があったときは、浄化槽法第１０条の２第２項の規定により３０日以内に浄化槽技術管理者変更報告書（様式第９号）を市長に１部提出しなければならない。

２　浄化槽管理者の変更の報告

浄化槽管理者に変更があったときは、浄化槽法第１０条の２第３項の規定により３０日以内に浄化槽管理者変更報告書（様式第１０号）を市長に１部提出しなければならない。

３　浄化槽の使用休止（再開）の届出

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を１年以上休止する場合は、浄化槽法第１１条の２第１項の規定により浄化槽使用休止届出（環境省関係浄化槽法施行規則様式第１号（以下「環境省令様式第１号」という。））を市長に１部提出しなければならない。また、使用を再開した場合は、浄化槽法第１１条の２第２項の規定により３０日以内に、浄化槽使用再開届出（環境省令様式第１号の２）を市長に１部提出しなければならない。

なお、休止期間中の浄化槽においては、保守点検、清掃及び法定検査の義務を免除するが、

当該浄化槽を原因とする生活環境保全上の支障が発生した場合はこの限りではない。

4　浄化槽の使用廃止の届出

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止したときは、浄化槽法第１１条の３の規定により３０日以内に浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第１号の３）を市長に１部提出しなければならない。

第９　その他の変更等の手続

設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（第８の１及び２、３、４に規定する事項を除く。）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをするときは、次表の区分にしたがって、すみやかに変更又は取り下げの届出書を市長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、次表のロ、ニ、トにあっては事前に届出書を提出しなければならない。

変　更　事　項	処理区分	提　出　書　類	提出部数
イ、浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	変　更　届	浄化槽届出事項変更届出書（様式第１１号）	１部
ロ、放流先、放流経路又は放流方法の変更	変　更　届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第１１号)放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	１部
ハ、既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取りかえる場合	廃　止　届 新規設置届	浄化槽廃止届出書 (環境省令様式第１号の３) 設置手続の項参照	１部 ３部
ニ、既設浄化槽の一部を改造する場合（処理能力の 10%未満の変更）	変　更　届	浄化槽届出事項変更届出書（様式第１１号）新、旧構造図（改造部分を明らかにする構造図）　その他必要な書類	１部
ホ、浄化槽の設置届を提出し受理書を受領後工事着工前に規模構造等の変更を生じたとき	取り下げ届 新規設置届	浄化槽取り下げ届出書 （様式第１２号） 設置手続の項参照	２部 ３部
ヘ、受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 （様式第１２号）	２部
ト、建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変　更　届	浄化槽届出事項変更届出書（様式第１１号）建物の平面図、人員 算定表その他必要な書類（合併の 場合設計計算書等）	１部

チ、建築物の延面積、用途、処理対象人員、一日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃　止　届	浄化槽廃止届出書 （環境省令様式第１号の３）	１部
	新規設置届	設置手続の項参照	３部

（注）確認申請等の場合は、建築基準法による手続きを行うこと。

第１０　浄化槽の保守点検及び清掃の記録

浄化槽の保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録表（様式第１３号）により、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃記録表（様式第１４号）によるものとし、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者はこの記録表を２部作成し、１部を委託者に交付するとともに、自ら１部を３年間保存しなければならない。

ただし、環境省関係浄化槽法施行規則第５条第４項及び第９項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によって行う場合はこの限りでない。

第１１　保守点検、清掃又は法定検査についての改善命令等

１　市長は浄化槽法第１２条第１項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な勧告をするときは、勧告書（様式第１５号）により行うものとする。

２　市長は浄化槽法第１２条第２項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは改善命令書（様式第１６号）又は浄化槽使用停止命令書（様式第１７号）により行うものとする。

３　市長は浄化槽法第７条の２第２項又は第１２条の２第２項の規定により設置時等又は定期の水質検査について必要な勧告をするときは、勧告書（様式第１８号）により行うものとする。

４　市長は浄化槽法第７条の２第３項又は第１２条の２第３項の規定により設置時等又は定期の水質検査について改善措置を命ずるときは措置命令書（様式第１９号）により行うものとする。

第１２　検査依頼書の取扱い及び情報提供について

１　検査依頼書の取扱い

設置者は浄化槽設置届出書を提出する際は、検査依頼書（様式第２０号）に次に掲げる関係書類を添付して、市長に１部提出するものとする。市長は提出された検査依頼書を、指定検査機関(一財)長崎県浄化槽協会（以下「協会」という。）に送付するものとする。

⑴建物の周辺図及び配置図（浄化槽位置記載）、建築物各階平面図（面積用途明示）、給排水管図

⑵浄化槽処理人員算定表

２　協会への情報提供

浄化槽の適正な維持管理等及び浄化槽法の浄化槽法第７条及び第１１条に規定する水質検査が適正に実施されることを目的として、協会に浄化槽設置届出書をはじめとする当該浄化槽の各種届出書及び報告書に記載の情報を提供する。

附　　則

この要領は、平成１８年２月１日から施行する。

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

この要領は、令和元年１０月１日から施行する。

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

この要領は、令和２年１１月１７日から施行する。

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例

平成16年６月30日条例第29号

（目的及び設置）

第１条　東部クリーンセンターのごみ焼却熱を有効利用して、市民の健康維持及び増進並びに市民相互のふれあいの場を提供するため、東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保（以下「施設」という。）を設置する。

（位置）

第２条　施設の位置は、次のとおりとする。

佐世保市大塔町1036番地１

（附帯施設）

第３条　施設に次の附帯施設を設置する。

（１）　温水プール

（２）　トレーニングルーム

（３）　浴場

（４）　その他施設の設置目的を達成するために必要な附帯施設

（利用時間）

第４条　施設の利用時間は、午前10時から午後９時までとする。ただし、第11条の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（休館する日）

第５条　市長は、次に掲げる場合には、施設を休館することができる。

（１）　東部クリーンセンターの定期点検等により施設の運営上支障があるとき。

（２）　その他市長が開館を困難と判断したとき。

（利用の許可）

第６条　施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を与えないことができる。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（２）　施設の管理運営上支障があると認められるとき。

（３） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

（４） 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（５） 感染症の疾患を有する者であるとき。

（利用の制限）

第７条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

（１） 前条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が同条第２項の各号の一に該当することが明らかになつたとき。

（２） 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

（３） 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によつて許可を受けたとき。

（４） 天変地異その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

（５） 公益上必要があると認められるとき。

（６） 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。

２ 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第５号又は第６号に該当する場合は、この限りでない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第８条 利用者は、施設を利用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は利用に係る施設を転貸してはならない。

（原状回復）

第９条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第７条第１項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

２ 前項の規定による原状の回復のために要した費用は、利用者の負担とする。ただし、第７条第１項第５号又は第６号の規定に該当することを理由として、同項の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を中止させられたときは、この限りでない。

（損害賠償）

第10条 施設、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損し、若しくは滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第11条　施設の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するものにこれを行わせるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第12条　指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　管理についての事業計画書

（２）　管理に係る収支計画書

（３）　経営状況を説明する書類

（４）　その他市長が別に定める書類

（指定管理者の選定）

第13条　市長は、前条の書類を審査し、施設の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を候補者として選定する。

２　市長は、候補者として選定した者が、指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申請者の中から再度候補者を選定することができる。

（指定管理者の指定等の公告）

第14条　市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定による議会の議決を経て指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第15条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　第６条に規定する利用の許可、第７条に規定する利用の制限、第９条に規定する原状回復の命令その他利用許可に関連する業務

（２）　第19条に規定する利用料金の徴収、第21条に規定する利用料金の減免、第22条に規定する利用料金の還付その他利用料金の徴収に関連する業務

（３）　施設及び附属設備等の維持及び修繕に関連する業務

（４）　施設の安全対策に関連する業務

（５）　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して市長が必要と認める業務

（協定の締結）

第16条　市長は、指定管理者の指定を受けた者と、施設の管理に関する協定を締結する。

２　前項の規定による協定で定める事項は、市長が別に定める。

（業務報告の聴取等）

第17条　市長は施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事故報告）

第18条　指定管理者は、施設において事故等が発生した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

（利用料金の納入）

第19条　利用者は、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

２　利用料金（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

３　指定管理者は、回数券を発行することができる。

４　指定管理者は、利用料金の額を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の収入）

第20条　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

（利用料金の減免）

第21条　指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

（利用料金の還付）

第22条　既納の利用料金は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、全額又は一部を還付することができる。

（１）　利用者の責めに帰すことのできない理由により利用不能となつたとき。

（２）　第３条に掲げる施設の一部に相当程度の不具合があつたとき。

（３）　その他市長が特別の理由があると認めたとき。

（指定管理者の行為）

第23条　指定管理者は、施設設置の目的及び事業の趣旨に沿う範囲で、建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為を行うことができる。

２　指定管理者は、前項の行為に必要な場合、市長の許可を受けて、施設に特別な設備を設置することができる。

（個人情報の取扱い）

第24条　指定管理者は、施設を管理するにあたつて知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　本条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（市長による管理）

第25条　市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第11条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

２　前項の場合における第４条、第６条、第７条、第19条第１項から第３項まで、第21条及び第22条並びに別表の規定の適用については、第４条中「第11条の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第６条及び第７条第１項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第２項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第19条第１項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「施設の利用に係る使用料」と、同条第２項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」とあるのは「別表に定める額」と、同条第３項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第21条中「指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金」とあるのは「市長は、別に定めるところにより、使用料」と、第22条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表中「施設利用料」とあるのは「施設使用料」と、「施設貸切料」とあるのは「施設貸切使用料」とする。

３　市長は、第１項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公告するものとする。

（委任）

第26条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成17年１月11日から施行する。ただし、第12条から第14条までの規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年12月18日条例第62号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に改正前の別表の規定により既に納付されている利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成29年７月６日条例第33号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和元年７月３日条例第78号）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

３　前項の規定にかかわらず、この条例の公布の際現に改正前の別表の規定により既に納付されている利用料金については、なお従前の例による。

附　則（令和５年12月21日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

別表（第19条関係）

１　施設利用料

区分		基本料金		超過料金	
温水プール・トレーニングルーム・浴場共通	中学生（中等教育学校の前期課程及び義務教育学校の後期課程の在学生を含む。以下同じ。）以上の者	１人１回５時間まで	660円	超過時間１時間までごとに	110円
	４歳以上中学生未満の者	１人１回５時間まで	330円	超過時間１時間までごとに	60円

２　施設貸切料

区分	貸切料金	
多目的風呂	１室１時間につき	1,050円
娯楽室（小）	１室１時間につき	520円
娯楽室（大）	１室２時間につき	3,140円

備考

（１）　１回とは、入場から退場までをいう。

（２）　トレーニングルームの利用は、中学生以上の者に限る。

○佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例施行規則

平成16年７月７日規則第23号

（趣旨）

第１条　この規則は、佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例（平成16年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第２条　条例第６条第１項の規定により多目的風呂又は娯楽室（以下「多目的風呂等」という。）を貸切で利用しようとする者は、利用日の属する月の前月の初日から利用日までに、あらかじめ指定管理者に利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるものについては、この限りでない。

（利用の許可）

第３条　指定管理者は、前条の申請書を受理し、多目的風呂等の利用を許可するときは、利用許可証を交付しなければならない。

２　前条の規定による利用は、指定管理者が定める人数の範囲以内の利用を許可する。

３　温水プール、トレーニングルーム、浴場（以下「温水プール等」という。）の利用許可は、利用券の交付をもつて行うものとする。

４　指定管理者は、温水プール等を貸し切つて利用することを許可しない。ただし、市長の承認を得たときは、管理運営上必要な条件を付して許可することができる。

（利用時間の延長等）

第４条　利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の利用時間は、入室から退室までの時間とする。

２　多目的風呂等の利用者は、許可なく利用時間を延長することができない。

３　利用者は、利用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の利用料金を指定管理者の指示により納付しなければならない。

（利用料金の減免及びその手続）

第５条　条例第21条の規定による利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号のとおりとする。

（１）　身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳提示者の介護者が利用する場合　提示者１名につき介護者１名を免除

（２）　その他市長が特別の理由があると認める場合　市長が定める割合を減額又は免除

２　前項の規定により利用料金の減免又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付及びその手続）

第６条　条例第22条の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

（１）　利用者の責めに帰すことのできない理由により利用不能となつたとき。指定管理者が定める額

（２）　施設の一部に相当程度の不具合があつたとき。全額

（３）　市において公用又は公共用に供する必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき。全額

（４）　前各号のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。市長が必要と認める額

２　前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（入館者の遵守事項）

第７条　入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　利用許可のない附帯施設を利用しないこと。

（２）　所定の場所以外で飲食し、又は喫煙し、若しくは火気を使用しないこと。

（３）　施設内を不潔にしないこと。

（４）　騒音、放歌、暴力等他人に危害又は迷惑となる行為をしないこと。

（５）　他の利用者の迷惑となる物品、危険物、動物（盲導犬など介護に必要な場合を除く。）を持ち込まないこと。

（６）　市長の承認を受けることなく、物品その他を販売し、又は金品の寄付募金等を行わないこと。

（７）　許可なく施設内にはり紙、看板立て、釘打ちなどをしないこと。

（８）　前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から市長及び指定管理者が行う指示又は指導に従うこと。

（特別設備の許可）

第８条　利用者が、施設の利用に当たつて特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（協定の締結）

第９条　条例第16条第２項に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

（１）　管理業務に関する事項

（２）　管理費用に関する事項

（３）　事業報告に関する事項

（４）　施設・備え付けの物品の取扱い事項

（５）　その他市長が必要と認める事項

（業務報告書の作成及び提出）

第10条　指定管理者は、４月１日から翌年３月31日（以下「事業年度」という。）までの年間業務報告書を作成し、翌年４月30日までに、市長に提出しなければならない。ただし、事業年度の途中で指定を取り消されたときは、指定を取り消された日までの間の年間業務報告書をその取り消された日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による報告事項は、次のとおりとする。

（１）　施設の管理業務の実施状況及び利用状況

（２）　損益計算書

（３）　貸借対照表

（４）　財産目録

（５）　前各号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なもの

（業務報告の聴取等）

第11条　市長は施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（市長による管理）

第12条　条例第25条第１項の規定により市長が施設に係る管理を行う場合における第２条、第３条第１項、第２項及び第４項、第４条第３項並びに第５条から第７条までの規定の適用については、第２条並びに第３条第１項及び第２項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第４項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得たとき」とあるのは「市長が特に必要と認めたとき」と、第４条第３項中「利用料金を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、第５条第１項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第２項中「利用料金の減免」と

あるのは「使用料の減免」と、「利用料金減免申請書を指定管理者」とあるのは「使用料減免申請書を市長」と、第６条第１項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第２項中「利用料金の返還」とあるのは「使用料の返還」と、「利用料金還付申請書を指定管理者」とあるのは「使用料還付申請書を市長」と、第７条中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（委任）

第13条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成17年１月11日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成16年12月１日から施行する。

附　則（平成31年３月15日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年12月21日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

佐世保市資源集団回収助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、資源回収業組合（以下「組合」という。）に対し、助成金を交付することにより資源集団回収運動を促進し、廃棄物の排出抑制及びごみの減量化並びに資源の再利用を図ることを目的とする。

（組合の要件）

第２条　資源集団回収実施団体（以下「実施団体」という。）が集めた資源物を回収する業者の組合として登録できるものは、次の各号のすべてに該当するものとする。

⑴　４者以上の回収業者で構成され、法人登記されていること。また、三役などの上部役員に佐世保市の市税等の滞納がないこと。

⑵　佐世保市内に事務所などの拠点があること。

⑶　組合を構成する各組合員は、資源物を回収することを生業とし、その回収業務に１年以上従事していること。

⑷　市が実施する資源集団回収システムに加入できること。

⑸　回収した資源物を保管できる場所として、１組合員（回収業者）あたり２００㎡以上のストックヤードを確保していること。

⑹　組合の役員等（組合の役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員であると認められる者が含まれないこと。

（組合の登録等）

第３条　助成金の交付を受けようとするものは、組合として市に登録しなければならない。

２　前項の規定により、組合として市に登録しようとするものは、次の各号に掲げる書類を提出して申請しなければならない。

⑴　佐世保市資源集団回収組合登録申請書（様式第１号）

⑵　組合規約

⑶　組合員名簿

⑷　組合の法人登記事項証明書

⑸　組合の「滞納のない証明書」

３　市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、登録の決定を行う。

４　市長は、前項の規定により登録又は登録しないことを決定したときは、当該申請者に対し、佐世保市資源集団回収組合登録決定通知書（様式第２号）又は佐世保市資源集団回収組合登録不決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

５　登録した組合は、登録事項に変更があるとき又は資源集団回収を実施しないこととなったときは、佐世保市資源集団回収組合登録事項変更届（様式第４号）又は佐世保市資源集団回収組合登録削除届（様式第５号）により、直ちに市長に届け出なければならない。
６　登録された組合は、各事業年度終了の翌日から３ヶ月以内に「滞納のない証明書」を提出しなければならない。

（組合の役割）
第４条　組合は、市と各組合員との連絡調整を行うものとする。
２　組合は、各組合員が、その業務又は助成金の交付手続きに関し、不正又は不適切な行為を行ったことを知ったときは、除名その他適切な指導を行うとともに、市長にその旨を報告するものとする。

（助成金の交付）
第５条　市長は、第３条によって登録を受けた組合に対し、助成金を交付することができる。

（回収品目）
第６条　助成金の交付対象となる資源物は、古紙類（新聞、雑誌、段ボール等）に限ることとし、回収業者が実施団体から買い上げ又は引取りを行ったものとする。ただし、佐世保市外で回収されたもの、汚れたもの及び商店、会社等の事業所から出されたものは、交付対象から除くものとする。

（助成金の額）
第７条　組合に対する助成金の額は、組合員が実施団体から買い上げ又は引取りを行った古紙類の重量により、１キログラム当たりの単価に基づき算出する。なお、助成金の額は、１キログラムにつき５円として算出する。
２　助成金の額は、最長で原則３年ごとに見直すものとする。

（交付申請）
第８条　助成金の交付を受けようとする組合は、前期分（４月１日から９月３０日まで）を１０月１０日までに、後期分（１０月１日から翌年３月３１日まで）を３月３１日までに、佐世保市資源集団回収助成金交付申請書（様式第６号）に、市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（交付決定）
第９条　市長は、前条の佐世保市資源集団回収助成金交付申請書の提出があったときは、速やかに内容審査のうえ、助成金の交付を決定し、佐世保市資源集団回収助成金交付決定通

知書（様式第７号）により通知するものとする。

（交付請求）

第１０条　前条の規定により、交付決定を受けた組合は、佐世保市資源集団回収助成金交付請求書（様式第８号）を提出しなければならない。

（助成金の交付の手続きの省略）

第１１条　この助成金の交付に係る佐世保市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第１１条及び第１２条の規定による手続きは、規則第１９条の規定により省略するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第１２条　市長は、助成金の交付決定を受けた組合が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、組合の登録を削除することができる。

⑴　偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

⑵　偽りその他不正の手段により助成金の申請を行い、交付決定を受けたとき。

⑶　資源集団回収の実施において、不正な行為があったとき。

⑷　本要綱の規定に反したとき。

⑸　前号に定めるもののほか、市長が助成金の目的を達成することができないと認めたとき。

（助成金の返還）

第１３条　市長は、第２条に規定する登録要件を満たさなくなったにもかかわらず、又は、偽りその他不正行為により助成金を受けた組合があるときは、登録を削除するとともに当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（登録の削除）

第１４条　市長は、前２条の規定により組合の登録を削除したときは佐世保市資源集団回収組合登録削除通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　佐世保市資源集団回収助成金等交付要綱は、令和４年３月３１日をもって廃止する。た

だし、令和４年３月３１日以前に回収した資源集団回収助成金の取り扱いについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱は令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただしこの要綱の失効前に交付が決定された助成金については、この要綱の規定はなお効力を有する。

佐世保市資源集団回収報奨金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、資源集団回収実施団体（以下「実施団体」という。）に対し、報奨金を交付することにより資源集団回収活動を促進し、廃棄物の排出抑制及びごみの減量化並びに資源の再利用を図ることを目的とする。

（資源集団回収を実施する団体の要件）

第２条　実施団体として登録できる団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

⑴　佐世保市内の町内会・女性会・老人会・子供会・ＰＴＡなど、市内の各地域の住民で構成される団体であること。

⑵　資源集団回収を、廃棄物の排出抑制及びごみの減量化並びに資源の再利用・有効活用のために実施していること。

⑶　資源物の回収を自ら実施していること。

⑷　営利目的ではないこと。

⑸　継続して資源集団回収を行なうこと。

⑹　団体の役員等が佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員であると認められる者が含まれないこと。

（実施団体の登録等）

第３条　実施団体として登録し、報奨金の交付を受けようとする団体は、市長に申請し、登録を受けなければならない。

２　前項の規定により、実施団体として市に登録しようとする団体は、佐世保市資源集団回収実施団体登録申請書兼誓約書（様式第１号）を提出して申請しなければならない。

３　市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、登録の決定を行う。

４　市長は、前項の規定により登録又は登録しないことを決定したときは、当該申請者に対し、佐世保市資源集団回収実施団体登録決定通知書（様式第２号）又は佐世保市資源集団回収実施団体登録不決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

５　登録した実施団体は、登録事項に変更があるとき又は資源集団回収を実施しないこととなったときは、佐世保市資源集団回収実施団体登録事項変更届（様式第４号）又は佐世保市資源集団回収実施団体登録削除届（様式第５号）により、市長に届け出なければならない。

６　市は、２年度に渡り、資源集団回収報奨金の申請がなく、回収の実績が把握できない団体は登録を削除することができる。

７　前項、第１０条又は第１１条の規定により登録を削除したときは、佐世保市資源集団回

収実施団体登録削除通知書（様式第６号）により通知する。

（実施団体の役割）

第４条　実施団体は、この要綱を遵守し、廃棄物の排出抑制及びごみの減量化並びに資源の再利用や有効活用に努めるものとする。

２　実施団体は、各町内の設備及び備品等を使用する場合は、これらを丁寧に取り扱い、汚損又は損傷しないよう努めるものとする。

（報奨金の交付）

第５条　市長は、第３条によって登録を受けた実施団体に対し、報奨金を交付することができる。

（回収品目）

第６条　報奨金の交付対象となる資源物は、次の各号に掲げるもののうち、回収業者が実施団体から買い上げ又は引取りを行ったものとする。ただし、佐世保市外で回収されたもの、汚れたもの及びそのまま再利用できない雑びん並びに商店、会社等の事業所から出されたものは、交付対象から除くものとする。

⑴　古 紙 類（新聞、雑誌、段ボール等）

⑵　空 缶 類（アルミ缶、スチール缶）

⑶　空びん類（酒びん、ビールびん、一升びん）

（報奨金の額）

第７条　実施団体に交付する報奨金の額は、回収業者が買い上げ又は引取りを行った資源物１キログラムにつき５円として算出する。ただし、空びん類（そのまま再利用できない雑びんを除く。）については、１本につき５円として算出するものとする。

（交付申請及び交付請求）

第８条　報奨金の交付を受けようとする実施団体は、前期分（４月１日から９月３０日まで）を１０月１０日までに、後期分（１０月１日から翌年３月３１日まで）を３月３１日までに、佐世保市資源集団回収報奨金交付申請書兼請求書（様式第７号）に、当該期間中の資源集団回収報奨金実施内訳書（様式第８号）、資源集団回収引取り証明書（様式第９号）及び市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、回収した資源物が少量である場合などにおいて、前期分を後期分と併せて申請することを妨げない。

（交付決定）

第９条　市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに内容審査のうえ、報奨金の額を決定し、佐世保市資源集団回収報奨金交付決定通知書（様式第１０号）により申請したものに通知するものとする。

（報奨金の交付決定の取消し）

第１０条　市長は、報奨金の交付決定を受けた実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、実施団体の登録を削除することができる。

⑴　偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

⑵　偽りその他不正の手段により報奨金の申請を行い、交付決定を受けたとき。

⑶　資源集団回収の実施において、不正な行為があったとき。

⑷　本要綱の規定に反したとき。

⑸　前号に定めるもののほか、市長が報奨金の目的を達成することができないと認めたとき。

（報奨金の返還）

第１１条　市長は、第２条に規定する登録要件を満たさなくなったにもかかわらず、又は、偽りその他不正行為により報奨金を受けた実施団体があるときは、登録を削除するとともに当該報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　佐世保市資源集団回収報奨金等交付要綱は、令和４年３月３１日をもって廃止する。ただし、令和４年３月３１日以前に回収した資源集団回収報奨金の取り扱いについては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

佐世保市クリーン推進委員設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成６年１２月２２日条例第４６号）第４条の規定に基づき、佐世保市クリーン推進委員（以下「推進委員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条　推進委員は、次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

（１）　一般廃棄物の減量及びリサイクルに対する啓発指導
（２）　廃棄物の正しい出し方の啓発指導
（３）　不法投棄防止の指導
（４）　ごみの自家処理の指導
（５）　その他必要な業務

２　推進委員は、業務に従事するときは腕章を着用し、推進委員証を携帯しなければならない。

（推進委員数）

第３条　推進委員は、各町内の世帯数等に応じて必要とする員数を置くものとする。

（任期）

第４条　推進委員の任期は２年とし、再任を妨げない。補欠による任期は前任者の残任期間とする。

（委嘱）

第５条　推進委員は、町内代表者の推薦を得て、市長が委嘱する。

（会議）

第６条　市長は、必要により推進委員会議を開催することができる。

（報酬）

第７条　推進委員への報酬等は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

（推進委員証の交付）

第８条　推進委員には、推進委員の身分を証する推進委員証を交付し、腕章を貸与する。

２　推進委員を辞したときは、腕章を返還しなければならない。

（活動報告）

第９条　市長は、必要により活動状況の報告を求めることができる。

（守秘義務）

第１０条　推進委員（推進委員であった者を含む。）は、その業務上知り得た個人情報を漏洩し、又は不当な目的に利用してはならない。

（事務局）

第１１条　推進委員に関する事務局は、環境部に置く。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２年７月１日から施行する。

２　委員の任期については、平成２年度に限り第４条に規定する任期を、平成２年７月１日から平成３年３月３１日までの期間とする。

附　則

この要綱は、平成７年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年９月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

佐世保市ごみ減量アドバイザー派遣要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ごみの減量化及び資源化（以下「ごみの減量化等」という。）を目的として、市民の自主的なごみの減量化等を支援するため、学校、住民団体等が主催する講習会等に、ごみ減量アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「講習会等」とは、市民又は事業者により組織された団体が、ごみの減量化等を目的として主催する講習会、講演会及び研修会をいう。

（アドバイザーの職務）

第３条　アドバイザーの職務は、講習会等において、ごみの減量化等に関する指導及び情報の提供等を行なうこととする。

（アドバイザーの任期）

第４条　　アドバイザーの任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。

（アドバイザーの登録）

第５条　市長は、ごみの減量化等に関する有識者又はごみのリサイクル活動を実践している者のうちから適当と認められる者をアドバイザーとして、登録するものとする。

（アドバイザーの派遣対象）

第６条　アドバイザーの派遣対象となる講習会等は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、同一団体の講習会等は、年間２回までとする。

⑴　市内において開催されるもので、市民を対象に開催されるものであること。

⑵　参加者が、概ね１０名以上のものであること。

⑶　政治、宗教、営利を目的とするものでないこと。

（アドバイザーの派遣要請等）

第７条　アドバイザーの派遣を受けようとするときは、原則として開催日の１ヶ月前までに、ごみ減量アドバイザー派遣申請書（様式第１号）により市長に申請をするものとする。

（アドバイザーの派遣）

第８条　市長は、前条の申請がなされたときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内でアドバイザーとして登録された者の中から参加者が３０名未満の講習会及び３０名以上で実技を伴わない講習会には申請内容に適した者１名、３０名以上の実技を伴う講習会には申請内容に適した者２名以内を選任し、ごみ減量アドバイザー派遣決定通知書（様式第２号）により申請者に通知し、派遣するものとする。

（アドバイザー派遣の実績報告）

第９条　アドバイザーの派遣を受けた者は、派遣を受けた日から１０日以内にごみ減量アドバイザー派遣実績報告書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（アドバイザーへの謝礼等）

第１０条　市長は、第８条の規定に基づき派遣したアドバイザーに対して謝礼として１回につき５，０００円を支払い、高島町、黒島町又は宇久地区で開催される講習会等については、交通費及び宿泊費相当額（宿泊した場合に限る。）を併せて支払うものとする。

２　前項の規定により謝礼等の支払を受けたアドバイザーは、本市以外のものから謝礼等を受けてはならない。

３　市は、アドバイザーが講習会等で使用する生ごみの堆肥化を行うために必要な別表１に定める支給対象物資を、その内容を審査のうえ、別表２に定める額を限度として、予算の範囲内で支給する。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年５月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年５月２９日から施行する。

別表１（第１０条関係）

支給対象物資	ぼかし（ぼかしを作成するためのＥＭ菌、籾殻、米ぬか及び油かすを含む。）竹パウダー、牡蠣殻石灰等

別表２（第１０条関係）

講習会等の参加者数	支出限度額
２０人以下	２，０００円
２１人以上４０人以下	３，０００円
４１人以上６０人以下	４，０００円
６１人以上	５，０００円

佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、佐世保市廃棄物の減量および適正処理等に関する条例（平成６年１２月２２日条例第４６号）に基づき、ごみステーションを設置又は改修（以下「整備」という。）することにより、生活環境の清潔の保持を確保すると共に、住民の経費負担を軽減しごみステーションの整備促進を図るため、予算の範囲内において、佐世保市ごみステーション整備補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、その交付に関しては佐世保市補助金等交付規則（平成１７年規則第５３号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の要件）

第２条　集積所を設置する場合の補助金は、次の各号の要件を満たすものに対し交付する。

⑴　収集車の運行及びごみ積載作業が容易に出来る場所であること。

⑵　整備を行おうとする地域の代表者(町内会長、公民館長及び自治会長以下｢申請者｣という。)により、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第６条に規定するごみステーション設置・変更申請書（第２号様式）を提出されていること。

⑶　施錠その他の方法で十分管理ができるものであること。

２　集積所を改修する場合の補助金は、次の各号の要件を満たすものに対し交付する。

⑴　資源物を雨水等から守るために屋根等を設置する場合

⑵　風水害等の自然災害の影響により支障が生じた場合

⑶　安全性に問題が生じた場合

（補助金の制限）

第２条の２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては補助金の交付対象としない。

⑴　住宅団地等開発行為に当たって地方公共団体等と事前に協議し、開発者において整備をすることとされているもの。ただし、町内会等に施設を移譲した場合はこの限りではない。

⑵　専ら国、地方公共団体、公社、公団又は各種事業所の職員の住居に当てるため設けられた住宅団地にかかるもの。

⑶　歩行者の通行及び車両の交通に支障があると判断するところに整備するもの。

⑷　設置場所が道路（側溝を含む。）及び河川上に整備するもの。ただし、前条第１項第２号に該当する場合はこの限りでない。

⑸　交付申請以前に整備したもの。ただし、危険防止等緊急を要したため、市長が止むを得ないと認めた改修についてはこの限りではない。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

⑴　補助金は、1 か所にかかる整備の総経費(用地購入費を除く。)を基礎として計算を行い補助金の額、補助限度額、端数処理については下表のとおりとする。

用　　途	補助金の額	補助限度額	端　数　処　理
燃やせないごみ・資源物ステーション	総経費の３分の２	４０万円	千円未満切り捨て
燃やせるごみステーション	総経費の３分の２	５万円	千円未満切り捨て

⑵　前号の規定により算出した額が、１万円未満のときは交付しない。

⑶　１つのごみステーションの中に燃やせないごみ･資源物の集積所及び燃やせるごみの集積所の両方を整備する場合の計算は、各々の単独整備とみなし、その床面積で按分するものとする。

⑷　１つのごみステーションを燃やせないごみ･資源物の集積所及び燃やせるごみの集積所として併用する場合の計算は、燃やせないごみ・資源物ステーションの集積所として算定するものとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　申請者は、｢佐世保市ごみステーション整備補助金交付申請書｣（様式第１号）に、次にあげる書類を添えて市長に対し提出しなければならない。

⑴　土地所有者の承諾を証する書類　⑵　整備見積書の写し　⑶　設計図

（補助金の交付の決定）

第５条　市長は､補助金の交付の申請があったときは､当該申請の内容を審査し､補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し｢佐世保市ごみステーション整備補助金交付決定通知書｣（様式第２号）をもって申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第６条　申請者は、整備が完了したときは､｢佐世保市ごみステーション整備補助金実績報告｣（様式第３号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）
第７条　市長は、整備完了後に実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めた後に行うものとする。

（補助金の額の確定）
第８条　市長は、補助事業の完了報告を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容に適合するものと認めたときには、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）
第９条　市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は交付を受けたものがあるときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附　則
この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　則
1　この要綱は、平成５年６月１日から施行する。
2　改正後の佐世保市不燃･大型資源ごみ集積所整備補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付に係る補助金について適用し、同日前までの交付に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、平成６年４月１日から施行する。
2　改正後の第３条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の交付に係る補助金について適用し、施行日前までの交付に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、平成７年７月１日から施行する。
2　この要綱の施行前に、改正前の佐世保市不燃・大型資源ごみ集積所整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものについては､改正後の佐世保市不燃･大型資源ごみ集積所整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものとみなす。

附　則
1　この要綱は、平成８年４月１日から施行する。
2　この要綱の施行前に、改正前の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものについては、改正後の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものとみなす。

附　則
1　この要綱は、平成１３年７月１日から施行する。
2　この要綱の施行前に、改正前の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものについては、改正後の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものとみなす。

附　則
1　この要綱は、平成１８年５月１日から施行する。
2　この要綱の施行前に、改正前の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものについては、改正後の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものとみなす。

附　則
1　この要綱は、令和８年７月１日から施行する。
2　この要綱の施行前に、改正前の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものについては、改正後の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものとみなす。
3　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。

佐世保市廃棄物適正処理指導要綱

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び市民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　法　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。

(2)　政令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）をいう。

(3)　省令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）をいう。

(4)　産業廃棄物　法第２条第４項に規定する産業廃棄物（法第２条第５項に規定する特別管理産業廃棄物を含む。）をいう。

(5)　処理　収集、運搬又は処分をいう。

(6)　処理業者　法第 14 条第１項又は法第 14 条の４第１項の規定により市長の許可を受けて、市内において産業廃棄物の収集若しくは運搬を業として行っている者又は行おうとする者及び処分業者をいう。

(7)　処分業者　法第 14 条第６項又は法第 14 条の４第６項の規定により市長の許可を受けて、市内において産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者をいう。

(8)　処理施設　法第 15 条第１項に規定する産業廃棄物処理施設その他処分業者がその業を行うために設置する施設をいう。

(9)　処理施設の設置等　処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更（省令第 12 条の８に規定する軽微な変更を除く。）をいう。

(10)　県外産業廃棄物　長崎県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。

(11)　排出事業者　事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。

(12)　県外排出事業者等　次に掲げる者をいう。

ア　県外に排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物を市内で自ら又は処理業者に委託して処分又は保管する者

イ　排出する県外産業廃棄物が第 20 条第１項第２号から第５号に掲げるもの全てについて同一である　アに掲げる排出事業者が二者以上存在する場合であって、第 17 条で定める事前協議を一括して行うことが適当と認められる当該排出事業者の代表者

ウ　県外に処分場を有する法第 12 条第５項に規定する中間処理業者であって、当該処分場から生ずる産業廃棄物を市内において自ら又は処理業者に委託して処分又は保管する者

エ　アからウまでに掲げる者のいずれかから、当該産業廃棄物の処理を受託した処理業者

(13)　事業者等　排出事業者及び処理業者をいう。

(14)　排出事業場　事業活動に伴って産業廃棄物を排出する工場、施設及び工事現場（中間処理業者が自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物を排出する事業場を含む。）をいう。

(15)　委託契約書　政令第６条の２第４号（政令第６条の６第２号においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に適合した委託契約書をいう。

(16)　優良認定業者　政令第６条の９第２号、政令第６条の 11 第２号、政令第６条の 13 第２号又は政令　　第６条の 14 第２号に規定する者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、事業者等に対し、適切な指導、助言及び監督を行うとともに処理業者の育成に努めるものとする。

２　市は、長崎県と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、産業廃棄物の適正処理を推進するものとする。

３　市は、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期是正のため、処理施設の定期的な監視を行うものとする。

４　市は、生活環境の保全及び市民の健康の保護を図るため必要と認める範囲において、前項の規定による監視又は調査の結果などの情報の積極的な提供に努めるものとする。

（事業者等の責務）

第４条　事業者等は、産業廃棄物の処理の用に供する施設を設置する場合は、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守するとともに、設置する地域の環境の特性に配慮し、環境保全のための対策、周辺環境の整備及び安全性の高い施設の確保に努めなければならない。

２　事業者等は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の設置に当たっては、生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、紛争を未然に防止するため、その業務に特段の支障がない限度において当該施設を公開するなど、産業廃棄物の処理に関する情報の積極的な公開に努めなければならない。

（排出事業者の責務）

第５条　排出事業者は、産業廃棄物の処理に関する自らの責任を自覚し、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

２　排出事業者は、法第３条に定めるところにより、産業廃棄物の発生量の抑制に努めるとともに、発生した産業廃棄物の循環利用及び適正処理に努めなければならない。

３　排出事業者は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さんをはじめ、自らの資質の向上に努めるとともに、その従業員に対しても、市等が開催する産業廃棄物に関する研修会等に参加させるなど、その教育に努めなければならない。

４　排出事業者は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理については、環境汚染の防止及び安全管理体制等の整備に努めなければならない。

５　排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合にあっては、当該産業廃棄物の処理を委託しようとする処理業者の許可の内容、産業廃棄物の処理の用に供する施設の現況、能力、処分方法等を調査し、当該産業廃棄物を適正に処理する能力を十分に有する処理業者を選定するとともに、委託した産業廃棄物が不適正に処理されることのないよう、当該産業廃棄物の処理を行う事業場を定期的に確認するなど、処理状況の把握に努めなければならない。

（処理業者の責務）

第６条　処理業者は、排出事業者の自己処理を排出事業者に代わって行う者としての責任を自覚し、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

２　処理業者は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さんをはじめ、自らの資質の向上に努めるとともに、その従業員に対しても、市等が開催する産業廃棄物に関する研修会等に参加させるなど、その教育に努めなければならない。

３　処理業者は、産業廃棄物の処理を行うに当たっては、地域住民等の理解が得られるよう十分な説明に努め、大気、水質、交通等の周辺環境対策に十分配慮しなければならない。また、産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理については、環境汚染の防止及び安全管理体制等の整備に努めなければならない。

第２章　処理施設の設置等

（処理施設の設置等に関する事前協議）

第７条　処理施設の設置等をしようとする事業者等（以下「設置等予定者」という。）は、あらかじめ生活環境の保全に係る事項について必要な調査を行い、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第１号。以下「設置等事前協議書」という。）を市長に提出し、処理施設の設置等に関して協議しなければならない。ただし、別表第１に掲げる処理施設の設置等については、この限りでない。

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2)　処理施設の種類及び当該処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(3)　設置場所

(4)　処理能力（当該処理施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容積をいう。）

(5)　処理方式、構造及び設備の概要

(6)　放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概要

(7)　その他市長が必要と認める事項

２　設置等事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)　次に掲げる生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類

ア　法第 15 条第１項に規定する処理施設　同条第３項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を行う項目、方法、環境保全目標値等を記載した書類

イ　アに掲げる施設以外の施設　大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについて生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類

(2)　処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（処理能力計算書を含む。）

(3)　最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面並びに埋立処分の計画を記載した書類及び図面

(4)　最終処分場以外の処理施設にあっては、事業の概要及び処理工程図

(5)　処理施設の付近の見取図

(6)　排出水を排出する処理施設の設置等をしようとする者にあっては、処理施設から公共用水域に至るまでの排水経路及びその周辺の土地利用状況を示した図面

(7)　関係者に周知するために用いる処理施設の設置の概要を記載した書類及び図面

(8)　構造又は規模の変更にあっては、変更前の内容と変更後の内容を記載した書類及び図面

(9)　その他市長が必要と認める書類及び図面

（関係市町の長の意見の聴取）

第８条　市長は、第７条第１項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る処理施設の設置等について周知を図る必要があると認める市町の長（以下「関係市町の長」という。）の意見を聴取するものとする。

２　市長は、前項の規定により意見を聴取するにあたっては、設置等予定者より提出された設置等事前協議書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

３　関係市町の長は、第１項の規定による意見を述べるにあたり設置等予定者に対し当該設置等事前協議書の内容について説明を求めることができるものとする。

（現地調査）

第９条　市長は、第７条第１項の規定による協議を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

（設置等予定者による説明会）

第 10 条　設置等予定者は、第７条第１項の規定による設置等事前協議書の提出後、関係地域住民への周知を図るため、設置等事前協議書の内容について説明会を開催するものとする。

２　設置等予定者は、その責めに帰すことのできない理由により当該説明会を開催することができないときは、当該説明会の開催に代えて他の方法により周知を図るものとする。

３　設置等予定者は、説明会又は周知の方法及び地域を定めるときは、あらかじめ、その方法及び地域について関係地域住民と協議するものとする。

４　設置予定者は、説明会その他の方法により周知を図ったときは、速やかに、市長に対して説明会等実施状況報告書（様式第３号）を提出しなければならない。

５　市長は、前項の規定により説明会等実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

（意見の把握等）

第 11 条　設置等予定者は、事前協議の内容について公害の防止及び生活環境の保全の見地から関係地域住民の意見の把握に努めるものとする。

２　設置等予定者は、前項の規定により把握した意見について誠意をもって検討を行い、必要に応じて市長又は関係市町の長と協議するものとする。

３　設置等予定者は、第１項の規定により把握した意見について対応したときは、速やかに、市長に対して意見等調整状況報告書（様式第４号）を提出しなければならない。

４　市長は、前項の規定により意見等調整状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

（指導及び助言）

第 12 条　市長は、生活環境の保全に関する関係市町の長の意見及び設置等事前協議書の内容の審査結果に基づき、生活環境の保全上の見地から当該設置等予定者に対し、協議のあった事項について必要な指導又は助言を行うことができるものとする。

２　市長は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者に対し、当該設置等事前協議書の内容について意見を求めることができるものとする。

３　市長は、設置等事前協議書の審査を終了したときは、設置等予定者に対して文書で通知するものとする。

（設置等事前協議書の内容の変更等）

第 13 条　設置等予定者は、前条第３項の通知後に当該設置等事前協議書の内容の変更（省令第 12 条の８に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、改めて設置等事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

２　第７条から前条までの規定は、前項の規定による協議について準用する。

３　設置等予定者は、第１項及び第７条第１項の協議に係る処理施設の設置等を中止したときは、その旨を市長に届け出るものとする。

（生活環境の保全に関する協定の締結）

第 14 条　設置等予定者は、第７条第１項（前条第２項において準用する場合を含む。）の協議に係る処理施設の設置等について、関係地域住民又は関係市町の長から生活環境の保全に関する協定の締結要請があっ

たときは、当該関係地域住民又はその代表者又は関係市町の長と協定を締結するものとする。
2　市長は、前項の協定の締結に関し、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとする。

（指導及び助言に対する措置）
第 15 条　設置等予定者は、第 12 条第１項の規定による市長の指導又は助言に基づいて必要な措置を講じるものとする。

（処理施設の設置後の対応）
第 16 条　設置等予定者は、第７条第１項（第 13 条第２項において準用する場合を含む。）の協議に係る処理施設の設置等を行った場合は、第 11 条第２項の規定により検討した事項について、誠意をもって実施しなければならない。また、必要に応じて、関係者に対してその実施状況等を説明するよう努めなければならない。
2　設置等予定者は、第 14 条第１項の規定による協定に係る処理施設の設置等を行った場合は、当該協定に規定する事項について、誠意をもって対応しなければならない。

第３章　県外産業廃棄物の処理

（県外産業廃棄物の処理の事前協議）
第 17 条　県外排出事業者等は、県外産業廃棄物を市の区域内において処分し、又は保管するために搬入しようとするときは、県外産業廃棄物処理事前協議書（様式第５号。以下「搬入事前協議書」という。）を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、別表第２に掲げる県外産業廃棄物を除く。
2　前項の規定による協議は、年度（４月１日から翌年３月 31 日までをいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。
3　搬入事前協議書には、別表第３に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
4　次のいずれかに該当する場合にあっては、搬入理由書（様式第６号）を添付するものとする。
(1)　処理の方法が埋立処分である場合
(2)　処理の方法が中間処理である場合であって、中間処理後に埋立処分する産業廃棄物が生ずる可能性がある場合
(3)　積替え保管行為を行うために搬入する場合であって、搬入後の処理の方法が前２号のいずれかに該当する場合
(4)　排出事業場の所在地が九州以外の地域である場合
(5)　その他市長が必要と認める場合

（協議内容の変更等の指導）
第 18 条　市長は、前条第１項の規定による協議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事業者等に対して県外産業廃棄物の搬入の中止又は協議内容の変更等の指導を行うものとする。
(1)　県外の処理施設、積替施設又は保管施設を経由すること等の理由により、排出事業者（当該産業廃棄物を発生させた事業者を含む。）の特定が困難な産業廃棄物であるとき。
(2)　処理施設の処理能力に適しない種類、性状及び量の産業廃棄物であるとき。
(3)　県外排出事業者等に対し、廃棄物に関する法令（条例及び要綱等を含む。）に基づく改善指導等が行われているとき。
(4)　法又はこの要綱に基づく改善指導等が行われている処理業者に県外産業廃棄物の処理を委託するとき。
(5)　委託契約書の内容が適正でないと認められるとき。

(6)　生活環境の保全上支障があると認められるとき。
(7)　搬入事前協議書に記載する産業廃棄物の処理フロー図、搬入理由書等により不適正な処理が行われるおそれがあると認められるとき。

2　市長は、前項の指導を行う場合、必要に応じて、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者等に意見を求めることができるものとする。

（承認通知等）

第19条　市長は、第17条第１項の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、県外産業廃棄物処理承認通知書（様式第７号又は第７号の２。以下「承認通知書」という。）を当該協議に係る県外排出事業者等に交付するものとする。

2　市長は、承認通知書の交付に際し、生活環境の保全上必要な条件を付すことができるものとする。

3　県外排出事業者等は、承認通知書の交付を受けた後でなければ、自ら又は処理業者に委託して、県外産業廃棄物を市内に搬入してはならない。

（事前協議内容の変更）

第20条　前条第１項の規定により承認通知書の交付を受けた県外排出事業者等（以下「承認事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項に変更が生じるときは、改めて市長に協議しなければならない。この場合においては、第17条から前条までの規定を準用する。

(1)　産業廃棄物を排出する事業場
(2)　処理の方法
(3)　市内で処理する産業廃棄物の種類
(4)　処理業者（収集・運搬を除く）及び保管施設又は処理施設
(5)　製造工程及び産業廃棄物の排出工程又は中間処理工程

2　承認事業者は、次に掲げる事項を変更したとき又は変更しようとするときは、第１号にあっては変更した日から10日以内に、第２号にあっては変更しようとする日の10日前までに、県外産業廃棄物処理事前協議事項変更届（様式第８号。以下「変更届」という。）により市長に届け出なければならない。

(1)　県外排出事業者等の住所及び氏名（法人にあっては所在地及び名称）
(2)　処理予定期間（期間を延長する場合）

（事前協議の省略）

第20条の２　前年度において第19条第１項の規定による承認通知書を交付された承認事業者は、その内容が前条第１項各号に掲げるもの全てについて前年度と変更がない場合は、県外産業廃棄物処理事前協議省略の申出（以下「申出」という。）により、第17条第１項に規定する搬入事前協議を省略することができる。

2　前項の規定により協議を省略しようとする者は、県外産業廃棄物処理事前協議省略の申出書（様式第５号の２。以下「省略申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

3　前項において、前年度承認事業者が排出事業者であって、その内容が前条第１項各号に掲げるもの全てについて前年度と変更がないと認められる場合は、当該排出事業者に代えてその処理を受託した処理業者が省略申出書を提出することができる。

4　第２項において、前年度承認事業者が処理業者であって、その内容が前条第１項各号に掲げるもの全てについて前年度と変更がないと認められる場合は、当該処理業者に代えてその処理を委託した排出事業者が省略申出書を提出することができる。

5　第１項の規定による申出は年度ごとに行うものとする。

6　第 19 条及び第 21 条から第 26 条までの規定は、前２項の規定による提出があった場合について準用する。この場合において、第 19 条第１項中「第 17 条第１項の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、」とあるのは「第 20 条の２第２項の規定による省略申出書の提出があった場合において、」と読み替えるものとする。

（承認の取消し）

第 21 条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 19 条第１項の規定により行った承認を取り消すことができる。

(1)　協議内容に虚偽があるとき。

(2)　第 18 条第１項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3)　第 19 条第２項の規定により付した条件に違反したとき。

(4)　第 19 条第３項の規定に違反していたことが判明したとき。

(5)　第 20 条第１項の規定に違反したとき。

２　県外排出事業者等は、前項の規定による取消しの際すでに市内に搬入した県外産業廃棄物があるときは、その搬入した県外産業廃棄物を撤去する等必要な措置を講じなければならない。

（承認通知書の写しの交付）

第 22 条　第 19 条第１項の規定により承認通知書の交付を受けた排出事業者が、県外産業廃棄物の処理を委託するときは、承認通知書の写しを当該委託業者に交付しなければならない。

２　第 19 条第１項の規定により承認通知書の交付を受けた処理業者は、速やかに承認通知書の写しを委託された排出事業者に交付しなければならない。

（処理実績報告）

第 23 条　県外産業廃棄物を処分し、又は保管している処理業者は、４月から翌年３月までの間において処分し、又は保管した県外産業廃棄物の処理の状況を毎年６月末日までに、県外産業廃棄物処理実績報告書（様式第９号）により市長に報告しなければならない。

（処理業者の市内優先処理）

第 24 条　処理業者は、産業廃棄物の処理について、市内における産業廃棄物の処理が滞ることのないよう、市内産業廃棄物の優先的な処理に努めなければならない。

（処理計画書の提出）

第 25 条　県外産業廃棄物を処分し、又は保管している処理業者は、次年度も継続して県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとするときは、毎年２月末日までに、次年度の処理計画を産業廃棄物処理計画書（様式第 10 号。以下「処理計画書」という。）により市長に提出しなければならない。

２　新たに県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとする処理業者は、当該年度の処理計画を処理計画書により市長に提出しなければならない。

（処理業者の適正処理等）

第 26 条　処理業者は、承認事業者の委託を受けて県外産業廃棄物の処理を行うときは、第 19 条第１項の規定により交付された承認通知書の写しの交付を受けた後でなければ、市内の処理施設又は保管施設に搬入し、処分し、又は保管してはならない。

２　県外産業廃棄物を収集し、又は運搬する処理業者は、承認通知書の写しを常時収集運搬施設に備えておかなければならない。

３　県外産業廃棄物を処分する処分業者は、承認通知書の写しを処理施設の管理事務所等に備えておかなければならない。
４　第２項の処理業者及び前項の処分業者は、承認通知書の写しを処理完了の日の翌日から５年間保存しておかなければならない。

（天災等により緊急的な処理を要する県外産業廃棄物処理の特例）
第26条の２　別表第２第８項の県外産業廃棄物を搬入しようとする排出事業者は、事前に産業廃棄物の種類、数量等を記載した天災等により緊急的な処理を要する県外産業廃棄物処理に係る届出書（様式第11号。以下「天災等による届出書」という。）を市長に提出しなければならない。
２　前項の場合において、当該排出事業者に代えて処理業者が天災等による届出書を提出することができる。
３　市長は、前２項の規定による届出があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、その旨を第１項の場合にあっては排出事業者に、前項の場合にあっては処理業者に文書で通知するものとする。
４　第19条第３項の規定は別表第２第８項の県外産業廃棄物を搬入しようとする排出事業者について、第22条第１項の規定は前項の規定により通知を受けた排出事業者について、第22条第２項の規定は前項の規定により通知を受けた処理業者について、第23条及び第26条第１項の規定は第１項又は第２項の届出があった場合について準用する。この場合において、第19条第３項中「承認通知書の交付」とあるのは「第26条の２第３項の規定による通知」と、第22条中「承認通知書」とあるのは「第26条の２第３項の規定により通知された文書」と、第26条第１項中「承認事業者」とあるのは「第26条の２第３項の規定により通知を受けた排出事業者又は処理業者」と、「第19条第１項の規定により交付された承認通知書」とあるのは「第26条の２第３項の規定により通知された文書」と読み替えるものとする。

第４章　雑則

（報告、勧告等）
第 27 条　市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な措置について指示若しくは勧告をすることができる。
２　市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指示又は勧告をした内容について、県外排出事業者等の排出事業場を管轄する地方公共団体の長（法第 24 条の２に規定する市にあっては、市長）に通知するものとする。

（準用）
第 28 条　第２条（同条第 10 号を除く。）から第 16 条及び前条第１項の規定は法第７条第６項に規定する一般廃棄物処分業の用に供する施設の設置及び法第８条第１項に規定する一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更（省令第５条の２に規定する軽微な変更を除く。）について準用する。この場合において、第２条から第７条までの規定中、「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、第２条中「法第２条第４項」とあるのは「法第２条第２項」と、「産業廃棄物（法第２条第５項に規定する特別管理産業廃棄物を含む。）」とあるのは「一般廃棄物」と、「法第 14 条第１項又は法第 14 条の４第１項」とあるのは「法第７条第１項」と、「法第 14 条第６項又は法第 14 条の４第６項」とあるのは「法第７条第６項」と、「法第 15 条第１項」とあるのは「法第８条第１項」と、「省令第 12 条の８」とあるのは「省令第５条の２」と、第７条中「産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第１号。以下「設置等事前協議書」という。）」とあるのは、「一般廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第２号。以下「設置等事前協議書」という。）」と、別表第１中「政令第７条の２」とあるのは「政令第５条の２」と、「法第 15 条第１項」とあるのは「法第８条第１項」と、「政令第７条」とあるのは「政令第５条」と読み替えるものとする。

（補則）

第 29 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

別表第１（第７条関係）

1	排出事業者が、排出事業場内において当該事業場から発生する自らの産業廃棄物を処分するための処理施設の設置（政令第７条の２に掲げる処理施設を除く。）
2	移動式（排出事業場に移動させて処理する方式をいう。）のみの処理施設の設置
3	建設工事等に伴う臨時的な処理施設の設置（概ね２年以内の期間をいう。）
4	法第 15 条第１項に定める処理施設（既存の処理施設に限る。）であって、政令第７条の区分の追加又は変更に伴う処理施設の設置
5	50 パーセント未満の処理能力の増加を伴う処理施設の変更又は更新（政令第７条の２に掲げる処理施設を除く。）

別表第２（第 17 条関係）

1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、再資源化を行うために搬入する特定建設資材廃棄物であって次に掲げるもの ア　コンクリート イ　コンクリート及び鉄から成る建設資材 ウ　アスファルト・コンクリート
2	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第３条第１項（第８条において準用する場合を含む。）に基づき許可を受けた化製場又は死亡獣畜取扱場において、再生又は処理を行うために搬入される産業廃棄物であって次に掲げるもの ア　廃酸又は廃アルカリ（動物の血液に限る。） イ　動植物性残さ（動物性残さに限る。） ウ　動物系固形不要物 エ　動物の死体
3	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）第２条第９項に基づき、再資源化を行うために搬入する使用済自動車
4	法律又は国若しくは長崎県が策定する再資源化等に関する計画等に基づき、再資源化が確実な産業廃棄物であって、かつ、処分業者の処分計画が適切であると市長が認めたもの。
5	法第 15 条の４の３の規定により環境大臣の認定を受けた者が処理をする当該産業廃棄物
6	特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第２条第１項に規定する再商品化を行うために搬入する同条第４項の特定家庭用機器
7	使用済小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）第２条第２項に定める使用済小型電子機器等をいい、同法第 10 条第３項により認定された再資源化事業計画に基づき再資源化が行われるものに限る。）
8	天災等により緊急的な処理を要する産業廃棄物

別表第３（第 17 条関係）

1	排出事業場の業務概要を記載した書類（第 17 条第２項により処分業者が提出する場合にあっては、県外排出事業者等の一覧表を添付すること。）
2	搬入方法（収集・運搬（保管）の流れ、経由先、受渡責任者の職氏名等）及び搬入経路を記載した書類
3	当該県外産業廃棄物の処理に係る委託契約書又はその案の写し及び処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し（ただし、第 17 条第２項により処分業者が提出する場合は、自社に係る産業廃棄物処理業許可証の写しを除く。）
4	第 17 条第２項により処分業者が提出する場合にあっては、県外排出事業者等ごとに、処理する産業廃棄物の種類、数量、処理の内訳、性状及び処理予定期間を記載した書類
5	県外排出事業者等が中間処理業者である場合にあっては、次に掲げる書類 ア　県外排出事業者等である中間処理業者の産業廃棄物処分業許可証の写し イ　県外排出事業者等である中間処理業者に産業廃棄物の処分を委託した排出事業者の名称、所在地、業種等を記載した書類（市の区域内において処分又は保管する産業廃棄物に係るものに限る。）
6	次に掲げる産業廃棄物（第 17 条第２項により処分業者が提出する場合にあっては、全ての県外排出事業者等に係るものとする。）について事前協議書を提出しようとする日前３月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書（様式第５号別紙に掲げる健康項目に係る溶出試験又は含有試験、含水率、ｐＨ等）の写し ア　燃えがら イ　汚泥 ウ　廃油 エ　廃酸 オ　廃アルカリ カ　廃プラスチック類 キ　鉱さい ク　ばいじん ケ　政令第２条第 13 号に規定する産業廃棄物 コ　その他市長が必要があると認める産業廃棄物
7	その他市長が必要があると認める書類及び図面
備考	市が特に認める場合には、当該産業廃棄物の分析証明書の写しの一部又は全部を省略することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 21 年１月５日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の要綱は、次項に定めるものを除き、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事

前協議を行うものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。ただし、第 17 条に規定する協議は、平成 21 年４月１日から翌年３月 31 日までの年度のものから開始とする。

3　改正後の第 17 条の規定は、平成 21 年４月１日以降の県外産業廃棄物の処分又は保管のための搬入に係る事前協議について適用するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 25 年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 26 年５月 27 日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和４年３月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の要綱は、この要綱の施行日以後に事前協議を行うものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。

佐 世 保 市 浄 化 槽 設 置 補 助 金 交 付 要 綱

（目　的）

第１条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市が交付する浄化槽設置整備事業補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　浄化槽　浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第２条第１号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率９０％以上、放流水のＢＯＤ２０㎎/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

⑵　単独処理浄化槽　し尿のみを処理する施設をいう。

⑶　汲取り便槽　し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲取りをする方式の便槽も含む。）をいう。

⑷　高度処理型浄化槽　浄化槽であって、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　放流水の総窒素濃度が２０㎎/ℓ 以下又は総燐濃度１㎎/ℓ 以下の機能を有するもの

ロ　放流水の総窒素濃度が１０㎎/ℓ以下の機能を有するもの

ハ　放流水の総窒素濃度が２０㎎/ℓ以下及び総燐濃度１㎎/ℓ 以下の機能を有するもの

⑸　浄化槽設置促進区域　市全域から都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第２項に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）を除いた区域をいう

⑹　下水道事業計画区域　下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項に規定する公共下水道の事業計画に定められた区域をいう

（補助金の交付）

第３条　市は、次条に定める区域内において、浄化槽及び高度処理型浄化槽（国庫補助指針に適合するものとする。）を設置し、かつ申請者自らの居住の用に供する部分の延床面積が３分の２以上の者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

⑴　浄化槽法第５条第１項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に基づく確認を受けずに浄化槽及び高度処理型浄化槽を設置する者

⑵　住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者

⑶　処理対象人員が５０人を超える浄化槽を設置する者

⑷　家屋の新築又は増築する際に浄化槽を設置する者で、当該設置が汚水処理の未普及解消につながらないもの

⑸　既存の浄化槽を更新又は改築する者。ただし、災害に伴い更新又は改築する者を除く

⑹　佐世保市漁業集落浄化槽等転換補助金交付要綱（令和８年４月１日施行）第３条に規定する交付要件を満たす者

⑺　その他市長が定める者

（補助対象区域）

第４条　前条第１項に規定する区域は、市全域のうち以下に該当する区域（以下「補助対象区域」という。）とする。

⑴　浄化槽設置促進区域

⑵　市街化区域より下水道事業計画区域を除いた区域（以下「下水道事業計画区域外」という。）

２ 高度処理型浄化槽を設置する場合における補助対象区域については、補助対象区域であり、かつ、以下の各号に該当する区域とする。

⑴ 窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域（平成５年環境庁告示第６７号）により指定された海域に生活排水が排出される区域

⑵ 水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１４条の８第１項に規定する生活排水対策重点地域に指定された区域

（補助金額）

第５条 補助金の額は、浄化槽及び高度処理型浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表１の人槽区分につき、それぞれに定める額を限度とし、工事費（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と比較していずれか少ない額とする。この場合において、別表１の人槽区分の適用にあたっては、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（ＪＩＳ　Ａ　３３０２－２０００）」により算出された人槽を上限とする。ただし、佐世保市浄化槽取扱要領（平成１８年２月１日施行）第３に規定する「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処

理対象人員算定基準におけるただし書の運用基準」の適用を受ける場合、同基準で算出された人槽を上限とする。

２ 前条第１項に規定する補助事業対象区域において、単独処理浄化槽もしくは汲取り便槽を撤去、宅内配管工事を施工して浄化槽を設置する場合は、別表２に定める額又は当該費用（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当するいずれか低い額を前項により算出した額に上乗せして補助金を交付する。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽設置届出書又は建築確認申請書を提出した後に、補助金交付申請書（第１号様式）に次の書類を添付して、工事の着手前に市長に提出しなければならない。

⑴　審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し及び浄化槽処理対象人員算定表

⑵　設置場所の案内図（位置図）

⑶　浄化槽工事に係る見積書の写し（内訳の分かるもの）

⑷　型式適合認定書別添仕様書及び図面

⑸　処理対象人員が１０人以下の浄化槽にあっては、浄化槽が国庫補助指針に適合していることを証する書面（登録浄化槽管理票（Ｃ票）及び全国浄化槽普及促進市町村協議会の登録証）

⑹　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第７条　市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

２ 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（第２号様式）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（第３号様式）によりそれぞれ通知する。

（補助金交付変更申請及び変更届等）

第８条　前条第２項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときにおいて、補助金額の変更を伴う場合は補助金交付変更申請書（第４号様式）に、補助金額の変更を伴わない場合は変更届（第５号様式）に当該変更等に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の規定により補助金交付変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し補助金交付変更申請書を提出した者に対して、補助金変更交付決定通知書（第６号様式）により通知する。

３ 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第９条　補助対象者は、補助金に係る事業完了後１か月以内又は当該年度の３月２５日までのいずれか早い日までに実績報告書（第７号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
（ただし、補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行なう場合にあっては、自ら行なうことができることを証明する書類）

⑵　浄化槽法定検査依頼書の写し

⑶　浄化槽工事に係る請求書（内訳の分かるもの）又は領収書の写し

⑷　処理対象人員が１０人以下の浄化槽にあっては、機能保証制度の保証登録証

⑸　浄化槽工事完了届出書及び浄化槽工事検査報告書の写し

⑹　浄化槽工事施工写真

⑺　設置場所に居住していることを証する書類（住民票の写し等）

⑻　浄化槽使用廃止届出書の写し
（ただし、単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽を設置する場合の上乗せ補助対象事業に限る。）

⑼　その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第８号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第１１条　市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、市の所定の請求書による補助対象者の請求に基づき、

補助金を交付する。

２ 市長は、特に必要があると認めるときは、第７条による交付決定後、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

（補助金交付の取り消し）

第１２条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　不正の手段により補助金を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、補助金の交付を取り消した場合に、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第１４条　市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況及び完成状況を施工現場において確認することができる。

２　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３年１０月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１０年４月２日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の要綱は、この要綱の施行日（以下「施行日」という。）以後の補助金交付申請に係る補助金について適用し、施行日前までの補助金については、なお従前の例による。

３ 施行日前までに浄化槽法又は建築基準法の規定による浄化槽設置届出を終了している者に対するこの要綱による申請書類の適用については、当分の間、改正前の要綱第５条によることができる。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１３年１０月３日から施行する。

（経過措置）

２ 国庫補助事業対象外（市単独事業）の補助については、浄化槽法又は建築基準法の規定による平成１３年７月２０日以降の浄化槽設置届の受付分から適用する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後のこの要綱の規定は、平成２１年４月１日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、平成２２年４月１日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年６月２４日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、平成２２年４月１日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年９月２５日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条第１項の規定にかかわらず、令和２年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。

別表１（第５条関係）

１．補助対象区域

⑴　浄化槽

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
５人槽	６６４，０００円	３３２，０００円	３３２，０００円	３３２，０００円
６～７人槽	８２８，０００円	４１４，０００円	４１４，０００円	４１４，０００円
８～５０人槽	１，０９６，０００円	５４８，０００円	５４８，０００円	５４８，０００円

⑵　高度処理型浄化槽

（総窒素濃度２０mg/ℓ以下又は総燐濃度１mg/ℓ以下の機能を有するもの。）

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
５人槽	６９２，０００円	３６０，０００円	３６０，０００円	３６０，０００円
６～７人槽	８７６，０００円	４６２，０００円	４６２，０００円	４６２，０００円
８～５０人槽	１，１３３，０００円	５８５，０００円	５８５，０００円	５８５，０００円

（総窒素濃度１０mg/ℓ以下の機能を有するもの。）

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
５人槽	８０６，０００円	４７４，０００円	４７４，０００円	４７４，０００円
６～７人槽	９８４，０００円	５７０，０００円	５７０，０００円	５７０，０００円
８～５０人槽	１，２７１，０００円	７２３，０００円	７２３，０００円	７２３，０００円

（総窒素濃度２０mg/ℓ以下及び総燐濃度１mg/ℓ以下の機能を有するもの。）

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
５人槽	９３２，０００円	６００，０００円	６００，０００円	６００，０００円
６～７人槽	１，１９４，０００円	７８０，０００円	７８０，０００円	７８０，０００円
８～５０人槽	１，５１１，０００円	９６３，０００円	９６３，０００円	９６３，０００円

備考　この表における「改築」とは以下の各号に定める工事をいう。

⑴　既設の汲取り便所を改造し、浄化槽を設置する工事

⑵　単独処理浄化槽の使用を廃止し、新たに浄化槽を設置する工事

別表２（第５条関係）

区分	補助上限額
汲取り便槽撤去	１２０，０００円
単独処理浄化槽撤去	１５０，０００円
宅内配管工事	３３０，０００円

備考　この表における「宅内配管工事」とは、汲取り便槽または単独処理浄化槽から浄化槽への転換による設置に伴い必要となる宅内配管工事をいう。

佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、対象区域内において浄化槽を設置し、金融機関より資金の融資を受けて浄化槽の改造工事を行った者に対する利子補給金の交付（以下「利子補給」という。）に関し、佐世保市補助金等交付規則（平成１７年規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　対象区域　佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱（昭和６３年４月１日施行）第４条に規定する区域をいう。

⑵　改造工事　浄化槽を設置するための既設汲取り便所等（浄化槽を含む。）の改造及び排水管その他の排水設備の工事をいう。

（対象資金）

第３条　この要綱で利子補給の対象となる資金は、対象区域内において浄化槽の改造工事を実施するため市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）より融資を受けた資金（以下「資金」という。）とする。

（利子補給の対象期間）

第４条　利子補給の対象期間は、資金の融資を受けた日から約定償還日まで（以下「償還期間」という。）とする。ただし、繰上償還をする場合は、繰上償還完済日までとする。

（利子補給を受けることができる者）

第５条　利子補給を受けることができる者は、次に掲げる条件を備える者でなければならない。

⑴　佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱第３条に規定する交付要件を満たす者であること。

⑵　市税を完納している者であること。

（利子補給の要件）

第６条　利子補給は、資金の額及び償還期間が次に掲げる要件に該当する場合に限り行うものとする。

⑴　資金の借入限度額は、１件につき６０万円とする。この場合において、放流ポンプ槽付浄化槽を設置する場合は、さらに３０万円を限度として加算した金額を借入限度額とすることができる。

⑵　資金の償還期間は、融資を受けた日の属する月の翌月から起算して６０カ月以内とする。

（利子補給の限度額）

第７条　利子補給は、遅延利息を除く利子を対象とし、５万円を限度とする。ただし、放流ポンプ槽付浄化槽を設置する場合は、７万５千円を限度とする。

（交付申請）

第８条　利子補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資金の融資契約の締結後、最初の償還日までに佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し

⑵　取扱金融機関からの借入を証する書類（契約書の写し等）

⑶　浄化槽等工事に係る見積書の写し（内訳がわかるものに限る。）

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（決定及び通知）

第９条　市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利子補給金の交付を決定したときは、予算の定めるところにより、その決定の内容を佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付決定通知書（様式第２号）により申請者へ通知するものとする。

２　前項の場合において、利子補給金を交付することが不適当と認められるときは、理由を付して、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者へ通知するものとする。

（申請内容の変更）

第１０条　前条第１項の規定により利子補給金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、申請内容を変更するため規則第９条第２項に規定する報告を行う場合は、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付変更申請書（様式第４号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（中間補給）

第１１条　償還期間内に資金を分割して償還する場合において、償還した回数が全体の分割償還回

数の半分以上となった補助対象者は、当該分割償還した資金の利子相当額にかかる利子補給を受けることができる。ただし、償還期間において１回とする。
２　前項に規定する利子補給を受けようとする補助対象者は、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給（中間補給）申請書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
⑴　支払証明書（取扱金融機関が発行するものに限る。）
⑵　補助対象者に係る市税納税証明書
⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（実績報告）
第１２条　補助対象者は、償間期間の満了後１カ月以内に、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
⑴　完済証明書（取扱金融機関が発行するものに限る。）
⑵　補助対象者に係る市税納税証明書
⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付額の確定）
第１３条　市長は、第１１条に規定する中間補給申請書及び前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給の交付額を確定し、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金確定通知書（様式第７号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。
（利子補給金の交付）
第１４条　前条の規定による交付額の確定を受けた補助対象者は、規則第１４条第１項の規定により、交付請求書を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から３０日以内に当該請求に係る利子補給金を交付するものとする。
（利子補給金の交付決定の取消し）
第１５条　規則第１５条に規定するもののほか、市長は、補助対象者が資金の償還を怠ったときその他市長が必要と認めたときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（様式の特例）
第１６条　第８条に規定する利子補給金交付申請書及び第１２条に規定する利子補給金実績報告書は、規則第２０条の規定により定めた様式の特例とする。
（その他）
第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年９月２０日から施行する。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
（この要綱の失効）
２　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付が決定された補給金については、この要綱の規定はなお効力を有する。

災害被災者に対するし尿収集料金の軽減に関する要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、風水害その他の災害により一般家庭、事業所等の便槽が浸水し、公衆衛生及び感染症予防のため、緊急にし尿の収集を行う必要が生じた場合、被災者のし尿収集料金（以下「収集料金」という。）の負担軽減を図ることを目的とし、佐世保市補助金等交付規則（平成１７年規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（適用要件）

第２条　この措置は、佐世保市災害警戒本部又は佐世保市災害対策本部の設置期間において、し尿の収集を実施した場合に限り適用する。

（収集料金算出基準）

第３条　収集料金は、し尿収集運搬料金基準額等に関する要綱に規定する料金基準額により算出する料金を基準とする。

（軽減額）

第４条　第１条に規定する負担軽減（以下「軽減額」という。）は一災害につき２，０００円とする。

２　前条の規定により算出した額が軽減額を下回った場合は、算出した額を軽減額とする。

（し尿収集業者）

第５条 し尿収集業務に従事する業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条に基づき許可を受ける者（以下「許可業者」という。）とする。

（収集料金の徴収）

第６条 収集料金の徴収は、許可業者が行うものとし、第３条の規定によって算出した収集料金総額と軽減額の差額を徴収するものとする。

（補助金の申請等について）

第７条 し尿収集が完了したとき、軽減額に相当する金額（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする許可業者は、災害し尿収集補助金交付申請書（第１号様式）に現認証（第２号様式）及び災害時のし尿収集実績報告書（第３号様式）を添えて市長に申請するものとする。

２　前項の規定により申請した補助金の交付の決定、条件、決定の通知については、規則第４条から、第６条までの規定を適用する。

（補助金の交付）

第８条 規則第６条の規定により通知を受けた許可業者は、規則第１４条に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求に基づき内容審査のうえ、支払うものとする。

（補助金等の交付手続きの特例）

第９条 この補助金にかかる交付手続きについては、規則第１９条の規定により、規則第１１条に規定する実績報告及び規則第１２条に規定する補助金の額の確定通知の手続きについては、省略するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

２　災害時におけるし尿汲取り料金の一部補助支出内規は、平成３年３月３１日をもって廃止する。

附　則

１　この要綱は、平成７年７月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

（第１号様式）

（表面）

年　　月　　日

佐世保市長　　様

申請者　住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

補 助 金 等 交 付 申 請 書

災害被災者に対するし尿収集料金の軽減に関する要綱第７条の規定に基づき、次のとおり申請します。

また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。

なお、誓約事項の事実確認のため、長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾します。

１　補助事業等の名称	
２　総事業費	円
３　補助金等の額	円
４　補助事業等の着手年月日及び完了年月日	着　手　　年　　月　　日 完　了　　年　　月　　日
５　添付書類	①　現認証（第２号様式） ②　災害時のし尿収集実績報告書（第３号様式）
６　備　　考	

（裏面）

誓 約 事 項

① 私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。

② 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。

⑴ 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者

⑵ 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者

⑶ 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者

⑷ 法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者

⑸ 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者

⑹ その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

（第２号様式）

様式２

No.＿＿＿＿

現　認　証

年　　月　　日災害時におけるし尿収集料金は、下記のとおり相違有りません。

町　　番　　号　氏名

従　　量	荷	円	記　　事
無臭トイレ	1基	円	班 （　　）
延長ホース	本	円	
特別加算		円	
計		円	収集日 年　月　日
市補助額		円	
差引請求額	辛	円	自動振替日 月　日

年　　月　　日

佐世保市長 様

（第３号様式）

年　月　日

災　害　時　の　し　尿　収　集　実　績　報　告　書

番号	氏名	住所	料金制	人員	無臭	簡水	前回実績		水害実績					軽減額	請求額
							収集日	手数料	収集日	手数料	荷数	ホース	合計		
合計															

佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、黒島、高島及び寺島（以下「離島」という。）におけるし尿の収集運搬に係る事業者の船舶借上料等を補助することをもって、当該地域住民のし尿処理費用の負担軽減を目的とする離島し尿海上輸送費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則（平成１７年規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付要件）

第２条　この要綱で定める補助金は、次の各号の要件を満たすものに対し交付する。

⑴　黒島町、高島町又は宇久町寺島において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条の規定に基づき、一般廃棄物のうちし尿の収集運搬業の許可を受けた事業者

⑵　離島において収集されたし尿を船舶を用いなければ所定のし尿処理施設に運搬できない場合であって、その海上輸送のための設備を有していない事業者

（補助対象経費及び補助率）

第３条　補助金の交付の対象経費は、次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

⑴　船舶借上料

⑵　航送料

⑶　離島での収集作業に要する特別な経費

２　補助金の交付額は、前項に規定する対象経費のうち市長が必要と認める経費の合計額とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を申請しようとする者は、事業着手前に、規則に定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類については、市長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

⑴　補助事業の事業計画書
⑵　補助事業に係る収支予算書
⑶　補助対象経費の算定書又は見積書

（交付決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定について当該申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第６条　市長は、補助事業の遂行状況について、補助事業者に報告を求めることができる。

（実績報告）

第７条　補助事業者は、全ての業務終了後に、規則に定める実績報告書を提出し、補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときには、規則に定める請求書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、第５条による交付決定後、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１０条　市長は、偽りその他の手段により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱の規定は、平成２５年度以後の予算に係る補助金について適用し、平成２４年度までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和４年１０月１７日から施行する。

し尿収集運搬費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、し尿収集運搬に係る事業者の大型車両及び中継槽の維持管理費等を補助することをもって、安定的な経営の持続を図ることを目的とするし尿収集運搬費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則（平成１７年規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付要件）

第２条　この要綱で定める補助金は、次に掲げる要件の全てを満たすものに対し交付する。

⑴　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条の規定に基づき、一般廃棄物のうちし尿の収集運搬業の許可を受けた事業者

⑵　合併等の事業者の責によらない理由での搬入するし尿処理施設の変更に伴い、運搬距離が延伸し、収集運搬効率が悪化した事業者

（補助対象経費及び補助率）

第３条　補助金の交付の対象経費は、し尿の効率的な収集のために必要な経費であって、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

⑴　収集運搬に使用する大型車両の燃料費及び維持管理費

⑵　収集運搬に使用する大型車両における運転手の人件費

⑶　中継槽の維持管理費

⑷　前各号に掲げるもののほか、必要な経費として市長が認めるもの

２　補助金の交付額は、前項に規定する対象経費のうち市長が必要と認める経費の合計額とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を申請しようとする者は、事業着手前に、規則に定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類については、市長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

⑴　補助事業の事業計画書

⑵　補助事業に係る収支予算書

⑶　補助対象経費の算定書又は見積書

（交付決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定について当該申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第６条　市長は、補助事業の遂行状況について、補助事業者に報告を求めることができる。

（実績報告）

第７条　補助事業者は、全ての業務終了後に、規則に定める実績報告書を提出し、補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときには、規則に定める請求書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、第５条による交付決定後、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１０条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

佐世保市し尿収集運搬に係る検討委員会条例

（設置）

第１条　この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成 30 年条例第 40 号）第２条第１項の規定により設置される佐世保市し尿収集運搬に係る検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、佐世保市域のし尿収集運搬に関する事項について調査及び検討を行う。

（委員）

第３条　委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　関係団体の代表者

（３）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期等）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議の公開）

第６条の２　委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第７条　委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、環境部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月 19 日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

し尿収集運搬料金基準額等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、佐世保市一般廃棄物処理計画に従い、し尿の収集運搬等を適正に行うため、し尿に係る一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）が行うし尿の収集運搬に係る料金基準額等について必要な事項を定めるものとする。

（料金基準額）

第２条　佐世保市内でのし尿の収集運搬料金は、別表に掲げる料金基準額を基準として算出する。

（料金基準額の改定）

第３条　料金基準額は、３年ごとに見直すものとする。ただし、社会経済状況の変化に伴い、許可業者又は市民等に重大な影響が及ぶと認められる場合は、この限りでない。

２　前項に規定する見直しに伴い、料金基準額が改定されたときは、市長は広報させぼ等で市民等に周知するものとし、許可業者は市民等に個別に説明するものとする。

（許可業者の遵守事項）

第４条　許可業者は、し尿の収集作業を行うときは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

⑴　収集車両をできるだけ水平な場所に駐車し、適切な計量を行うとともに、市民等からの計量時の立会いの要望に対しては、これに応じるよう努めること。

⑵　し尿を吸引するときは、砂れき等を混入しないこと。

２　許可業者は、市から決算関係資料の提出を求められたときは、これを提供するものとする。

（連絡会）

第５条　市及び許可業者は、し尿収集運搬に関する状況等を共有するため、定期的に連絡会を開催するものとする。

（助言及び指導）

第６条　市長は、必要があると認めるときは、許可業者に対し、し尿収集運搬に係る助言又は指導をするものとする。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行し、同日以後に収集するし尿収集運搬料金について適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年３月３１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後のし尿収集運搬料金基準額等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に収集するし尿の収集運搬料金の算定について適用し、同日前に収集するし尿の収集運搬料金の算定については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後のし尿収集運搬料金基準額等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に収集するし尿の収集運搬料金の算定について適用し、同日前に収集するし尿の収集運搬料金の算定については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成２７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後のし尿収集運搬料金基準額等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に収集するし尿の収集運搬料金の算定について適用し、同日前に収集するし尿の収集運搬料金の算定については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後のし尿収集運搬料金基準額等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に収集するし尿の収集運搬料金の算定について適用し、同日前に収集するし尿の収集運搬料金の算定については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後のし尿収集運搬料金基準額等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に収集するし尿の収集運搬料金の算定について適用し、同日前に収集するし尿の収集運搬料金の算定については、なお従前の例による。

別表（第２条関係）　料金基準額

料金の種類	金　　額
従量料金	イ　宇久地区以外　18リットルごとに255円 ロ　宇久地区　18リットルごとに210円
特別加算料金	ホース３本（60メートル）を超える場合、１本につき65円
備考　上記の従量料金及び特別加算料金は、消費税及び地方消費税を含むものとする。	

佐世保市廃棄物処理施設専門委員会条例

平成30年3月27日条例第50号

（趣旨）

第1条　この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市廃棄物処理施設専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　専門委員会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条の2第3項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条の2第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる事項について市長に意見を述べるものとする。

⑴　廃棄物の処理及びに清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設及び同令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設（以下「廃棄物処理施設」という。）の設置の許可又は変更の許可に係る廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項

⑵　前号に掲げるもののほか、廃棄物処理施設の設置又は変更に係る必要な事項

（委員）

第3条　専門委員会は、委員11人以内をもって組織し、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2　専門委員会の委員の構成は、別表のとおりとする。

（委員の任期等）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

4　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）

第5条　専門委員会に委員長を置く。

2　委員長は、委員の互選により定める。

3　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員会があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）
第６条　専門委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
2　専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3　専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（会議の公開）
第６条の２　専門委員会の会議は、公開とする。ただし、専門委員会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。
（意見の聴取等）
第７条　専門委員会は必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第８条　専門委員会の庶務は、環境部において処理する。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 19 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

専門事項	委員数
廃棄物の処理	3 人以内
大気質・悪臭	3 人以内
騒音・振動	2 人以内
水質・地下水	3 人以内

佐世保市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、離島地域における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進するため、使用済自動車海上輸送費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　使用済自動車　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する使用済自動車をいう。

(2)　海上輸送　使用済自動車を島外に搬出するため、定期船等の船を使用し輸送することをいう。

(3)　引取証明書　法第２条第１１項に規定する引取業者が使用済自動車を引き取る際に、法第８０条の規定により、使用済自動車の引取りを求めた者に対し交付する書面をいう。

(4)　関連事業者　法第２条第１７項に規定する引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者をいう。

(5)　出えん率　公益財団法人自動車リサイクル促進センターの離島対策支援事業の協力資金出えん率をいう。

（補助金の交付対象）

第３条　市長は、使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃及び荷役費用（以下「海上輸送経費」という。）を負担した者に対して予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第４条　補助金の交付の対象経費は、使用済自動車の海上輸送経費とする。

２　補助金の交付額は、前項の対象経費に出えん率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、使用済自動車ごとの海上輸送経費を証明する書類、引取証明書その他引渡し先の関連事業者が使用済自動車を引き取ったことを証明する書類を添えて、海上輸送を行った日から２箇月以内に市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、使用済自動車海上輸送費補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「決定通知書」という。）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第７条　市長は、前条の規定により通知を行った場合は、補助金交付申請者に対し、補助金交付申請者の指定する口座に補助金をすみやかに振り込むものとする。

（補助事業者の注意義務等）

第８条　補助事業者は、条例その他関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって当該事業を行わなければならない。

（調査等）

第９条　市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（規則１９条の規定による交付手続の省略等）

第１１条　この補助金にかかる交付手続については、佐世保市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第１９条の規定により、規則第３条に規定される交付申請と規則第１４条に規定される交付請求の手続きを併合し、規則第６条に規定される交付決定と規則第１２条に規定される額の確定の手続きを併合する。また、規則第１１条に規定される実績報告の手続きは省略する。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年５月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年５月２３日から施行する。

佐世保市廃棄物適正処理推進指導員設置要綱

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、佐世保市廃棄物適正処理推進指導員（以下「推進指導員」という。）の設置、業務その他必要な事項について定めるものとする。

（内容）

第 2 条　市内において、廃棄物の不法投棄の防止策として、廃棄物適正処理パトロール業務を適切に遂行するため、廃棄物指導課に推進指導員を置く。

（任用）

第 3 条　推進指導員は、市長が任命する。

2　任用期間は、特に期限を付した場合を除き、任用の日の属する年度の末日までとする。
ただし、再任用することを妨げない。

（身分）

第 4 条　推進指導員の身分は、地方公務員法第３条第３項に規定する「特別職の地方公務員」とする。

（職務）

第 5 条　推進指導員は、所属長の指揮監督を受け、別に定める事務処理要領により、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 不法投棄監視パトロール
(2) 産業廃棄物処理施設等への立入検査の補助
(3) 不法投棄等の事情把握、調査書作成、苦情処理
(4) 県市町村等関係機関との連絡調整
(5) その他廃棄物の適正処理を図るうえで必要と認められる業務

（身分証明書）

第 6 条　推進指導員は、職務に従事するときは、市長が交付した身分証明書を常に携帯し、関係人の請求を受けたときには、これを提示しなければならない。

2　推進指導員は、退職し、又は解雇されたときは、前項の身分証明書を直ちに返納しなければならない。

（退職）

第 7 条　推進指導員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の１月前までに、その旨を文書により申し出て、市長の承認を得なければならない。

（身元保証）

第 8 条　推進指導員に委嘱された者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 履歴調書
(2) 誓約書
(3) 身元保証書
(4) その他市長が必要と認める書類

2　推進指導員は、前項に規定する提出書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で市長に届けなければならない。

（免職）

第 9 条　市長は、推進指導員が次の各号の一に該当するときは、免職することができる。

(1) 心身の故障のため職務に支障がある場合。
(2) 故意又は過失により、市に損害を与えたとき。
(3) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠った場合。
(4) 推進指導員として不信行為があった場合、又は市の信用を失墜するような行為があった場合。
(5) ２ヶ月以上継続して欠勤した場合。
(6) 無断欠勤が１４日を超えた場合。
(7) 全各号に掲げるもののほか、推進指導員として適格性を欠くと認められる場合。

（服務）

第１０条 推進指導員の服務については、地方公務員法第３０条及び第３２条から第３５条までの規定を準用する。

（賃金）

第１１条 推進指導員の賃金は、予算の範囲内において市長が定める。

（賃金の支給日）
第１２条 推進指導員の賃金は、勤務に従事した月の１日から末日までの分を、翌月の９日に支給する。ただし、支給日が日曜日又は休日にあたるときは、その前日に支給するものとする。
（賃金の日割り計算）
第１３条 採用又は退職により１月に満たない月がある場合の賃金は、日割り計算による。
（勤務）
第１４条 勤務時間は、週３８時間４５分とし、始業は午前８時３０分、終業は午後５時１５分とする。ただし、業務の必要により、所属長は始業及び終業の時刻を変更することができる。
２ 勤務を要しない日は、次のとおりとする。
(1) 土曜日及び日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
(3) 佐世保市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和２９年規則第６号）第６条に規定する年末年始の休暇
３ 所属長は、公務の必要により、所定勤務時間外に勤務を命ずることができる。
（年次有給休暇）
第１５条 推進指導員の年次有給休暇は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）の定めるところによる。
（無給休暇）
第１６条 推進指導員に、次の各号に掲げる休暇を無給休暇として与えることができる。
(1) 病気休暇
負傷又は疾病により勤務することができない場合に１ヶ月を限度として与えるものとし、引き続き６日を超える場合は、医師の診断書を提出しなければならない。
(2) 公傷休暇
推進指導員が公務災害と認定された場合に、その診断書に基づき与えるものとする。
ただし、その期間は、雇用契約の期間満了までとする。
（社会保険）
第１７条 推進指導員の社会保険の適用については、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に定めるところによる。
（貸与）
第１８条 市長は、推進指導員に対し、その職務に必要とする用具等について、その必要と認める範囲内でこれを貸与することができる。
２ 推進指導員は、退職し、又は免職されたときは、速やかに当該用具等を返納しなければならない。
（損害賠償）
第１９条 推進指導員は、自己の責めに帰すべき事由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（災害補償）
第２０条 推進指導員の災害補償については、労働者災害補償保険法及び佐世保市職員公務災害保障付加給付条例の定めによる。
（旅費）
第２１条 推進指導員が公務のため旅行するときは、佐世保市旅費条例第２３条の定めにより３等級とする。
（委任）
第２２条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。
附 則
この要綱は、平成９年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

環境部展開検査実施要領

（目的）

第 1 条　この要領は、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下、「条例」という。）第 25 条第 5 項に定める検査について、その円滑な実施に資するよう定めるものとする。

（展開検査）

第 2 条　この要領でいう展開検査とは、条例第 25 条に定める受入基準の順守について、西部クリーンセンター及び東部クリーンセンター（以下、「処理場」という。）で行う一般廃棄物収集運搬事業者の搬入するごみの内容物検査をいう。

（展開検査の実施）

第 3 条　展開検査は、次により行うものとする。

（1）展開検査の実施時期は施設課が環境部内の調整を行い定める。

（2）展開検査を行う職員は、展開検査の実施の度に環境部各課の職員をもってあてる。

（3）展開検査を受けた一般廃棄物収集運搬事業者のごみの内容物に係る調書の作成は、廃棄物減量推進課及び又は廃棄物指導課が行う。

（展開検査後の事務）

第 4 条　環境部長は、前条第 3 号の規定により作成した調書について条例施行規則第 9 条別表第 3 号に定める処分の判定、及び展開検査の実施を円滑にするため会議を招集する。

2　前項の会議に関する事務は、施設課が行う。

3　第 1 項に定める会議は、環境部各課の課長及び展開検査の検査を行った職員が行うものとする。

（一般廃棄物収集運搬事業者への指導）

第 5 条　展開検査の実施による一般廃棄物収集運搬事業者に対する指導は、前条の会議に関わらず、展開検査の実施中及び実施後直ちに行わなければならない。

2　前項の指導については、処理場の運営に関わるものは施設課、一般廃棄物収集運搬業に関わるものは廃棄物指導課、廃棄物の減量・分別に関わるものは廃棄物減量推進課が行うものとする。

（その他）

第 6 条　展開検査の実施について、この要領に定めのない事項については、その内容により前条の規定によりそれぞれの事務の所管課の意見を聞き環境部長がその都度定める。

2　これによりがたいものについては、環境部長が環境政策課に環境部内の調整をさせた後に定める。

附　則

この要領は、平成 27 年 6 月 15 日から施行する。